

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

担当	責任者	総務部長
		各部長
	班	各部各班
	関係機関	各項目に記載

第1 初動体制

活動項目
1 各部の体制
2 災害情報連絡会議等
3 災害警戒体制本部
4 夜間・休日等の体制

1 各部の体制

各部長は、地震発生を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める震度相当の配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。

あわせて市長又は副市長に対し必要な指示の要請、その他の助言を行う。

2 災害情報連絡会議等

(1) 設置基準

地震・津波等による災害が発生するおそれがある場合で、警戒体制本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の検討を、以下の基準により「災害情報連絡会議」を開催して行う。

ア 市域で震度5弱の地震を記録した場合

イ その他災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合

(2) 組織及び事務分担

災害情報連絡会議は総務部長を本部長とし防災対策課長を副本部長とする。

また、総務部長不在の場合は、次の順序で権限を代行する。

①防災対策課長 ②総務課長

災害情報連絡会議の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

(3) 関係者会議

自然災害、事故災害等の発生状況又は発生するおそれがあると予想される場合で、災害情報連絡会議を設置する以前に、防災対策課長が必要と認める場合において、関係課所長等を招集して関係者会議を開催し、必要な対策等を協議する。

3 災害警戒体制本部

(1) 設置基準

地震・津波等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の実施を、以下の基準により「災害警戒体制本部」を開催して行う。

- ア 市域で震度5強の地震を記録した場合
- イ 茨城県沿岸に津波注意報が発表された場合
- ウ その他災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合

(2) 組織及び事務分担

警戒体制本部は、総務部を所管する副市長を本部長とし、他の副市長及び総務部長を副本部長とする。

また、総務部を所管する副市長が不在の場合は、次の順序で権限を代行する。

- ①他の副市長 ②総務部長 ③防災対策課長

警戒体制本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

4 夜間・休日等の体制

(1) 夜間・休日等勤務時間外の対応

ア 日直者又は市役所警備員（以下「日直者等」という。）は、災害情報を収受したときは直ちに防災対策課長に連絡するとともに防災対策課長の指示により、防災関係職員へ連絡を行う。

また、日直者等は、防災関係職員又は市長その他職員が登庁するまでの間、総務部長若しくは防災対策課長の指示に従い、情報の収受にあたる。

各職員は、震度6弱以上の地震の発生を知ったときは、指示の有無にかかわらず、動員指令が発令されたものとして、あらかじめ指定した配備場所に参集する。

イ 防災関係職員は、参集後直ちにあらかじめ定められた任務につき、総務部長若しくは防災対策課長の指示に基づき初動体制をしき、本部開設までの初期応急活動を行う。

ウ 初動体制は、警戒体制本部又は災害対策本部の設置により、必要な引き継ぎを行った後、それぞれの非常配備体制へ移行する。

ただし、指定緊急避難場所への直行職員は、本部長の指示があるまではその任務を継続する。

(2) 防災所管部のとるべき措置

ア 防災対策課長が災害情報を収受したときは、直ちに総務部長へ連絡する。

また、日直者等に必要な指示を行ったあと直ちに登庁し、防災関係職員配備体制をひいて、本部開設までの初期応急活動を行う。

イ 総務部長が災害情報を収受し、内容により協議の必要を認めたときは、副市長に連絡の上、直ちに登庁し「警戒体制本部」若しくは「災害対策本部」を設置する。

(3) 初動体制の要員

市内及び近隣に居住する職員のうちから、あらかじめ指定した職員をもって初動体制要員とする。

要員となった職員は、防災対策課長・本庁日直者からの出動指示連絡又は震度6弱以上の地震の発生を知ったときは、自動的に「非常参集指令」が発令されたものとして、自発的にあらかじめ決められた場所に参集する。

(4) 初動体制要員の任務

ア 配備場所での任務

配備場所における市民や関係機関からの通報や情報の受付、とりまとめにあたることであり、配備場所を不在にしないことである。

①震度6弱以上の場合で電話が不通の場合は、NHK水戸放送局の緊急放送により「動員指令」を発令する。

②IP無線の利用、その他の方法による情報収集

- ③参集途上の報告、調査員派遣、その他の方法による情報収集
- ④県及び自衛隊、消防、その他防災関係機関との連絡
- ⑤警戒体制本部又は災害対策本部開設の準備
- ⑥その他総務部長又は防災対策課長の指示した事項

イ 指定避難所（市の窓口）での任務

指定避難所は、市民や関係機関からの通報や情報の受付、とりまとめにあたることであり、指定避難所を不在にしないことである。

その上で要員の参集状況に応じて、以下のような任務を果たすこと。

- ①市に災害対策本部が設置された場合は、「日立市災害対策本部〇〇〇指定避難所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにし、地区拠点としての指定避難所を開設する。
- ②災害対策本部及び地区内防災関係機関との連絡
- ③地区内の住民の避難誘導
- ④指定避難所、救護所の開設その他救護活動への協力
- ⑤災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動
- ⑥その他総務部長の指示した事項

第2 災害対策本部

活動項目
1 災害対策本部設置基準
2 災害対策本部の設置場所
3 災害対策本部設置の決定・廃止
4 現地災害対策本部の設置
5 災害対策本部設置又は廃止の通知
6 災害対策本部組織・運営等

1 災害対策本部設置基準

市は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

- (1) 市域に、震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 茨城県沿岸に津波警報が発表された場合
- (3) 災害救助法の適用を要するような災害が発生した場合
- (4) その他本部長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として本庁舎4階庁議室兼災害対策本部室とする。

ただし、何らかの状況から設置することが困難な場合は、他の場所に置く。

3 災害対策本部設置の決定・廃止

- (1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。

市長が不在の場合は、副市長が設置の決定を代行することができる。

(2) 設置の具申

ア 本部員にあてられている部長（以下「部長等」という。）は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じて市長に本部の設置を具申する。

イ 総務部長は、他の部長等から要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副市長を通じ市長に本部設置を具申する。

(3) 廃止の決定

本部長は、以下の場合に本部を廃止する。

ア 市域で災害が発生する危険が解消したと認めた場合

イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

4 現地災害対策本部の設置

災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じたときは、日立市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に「現地災害対策本部」を設置する。

(1) 現地災害対策本部の設置基準

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定地域に著しい被害が生じた場合

(2) 現地災害対策本部の組織

災害対策副本部長、災害対策本部員その他職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって現地災害対策本部へ、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置く。

(3) 現地災害対策本部の分掌事務

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

5 災害対策本部設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちにその旨を次表のとおり通知及び公表するものとする。設置の通知においては、必要に応じて各部連絡員の派遣を要請する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先等	担当者	報告・通知・公表の方法
市各部・班・各機関の長	総務班	庁内放送・ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
市出先機関・消防団長	各主管部 各担当班	I P無線・電話・メール・衛星電話・その他迅速な方法
市民	広報班	防災行政無線・広報車・報道機関・インターネット・コミュニティFM・ケーブルテレビ
茨城県知事	総務班	電話（衛星電話含む）・茨城県総合防災情報システム・ファクシミリ・その他迅速な方法
日立警察署長	総務班	ホットライン用電話・I P無線・電話・その他迅速な方法
防災関係機関の長 又は代表者	総務班	I P無線・電話・ファクシミリ・その他迅速な方法
報道機関	広報班	電話・ファクシミリ・口頭又は文書

(2) その他

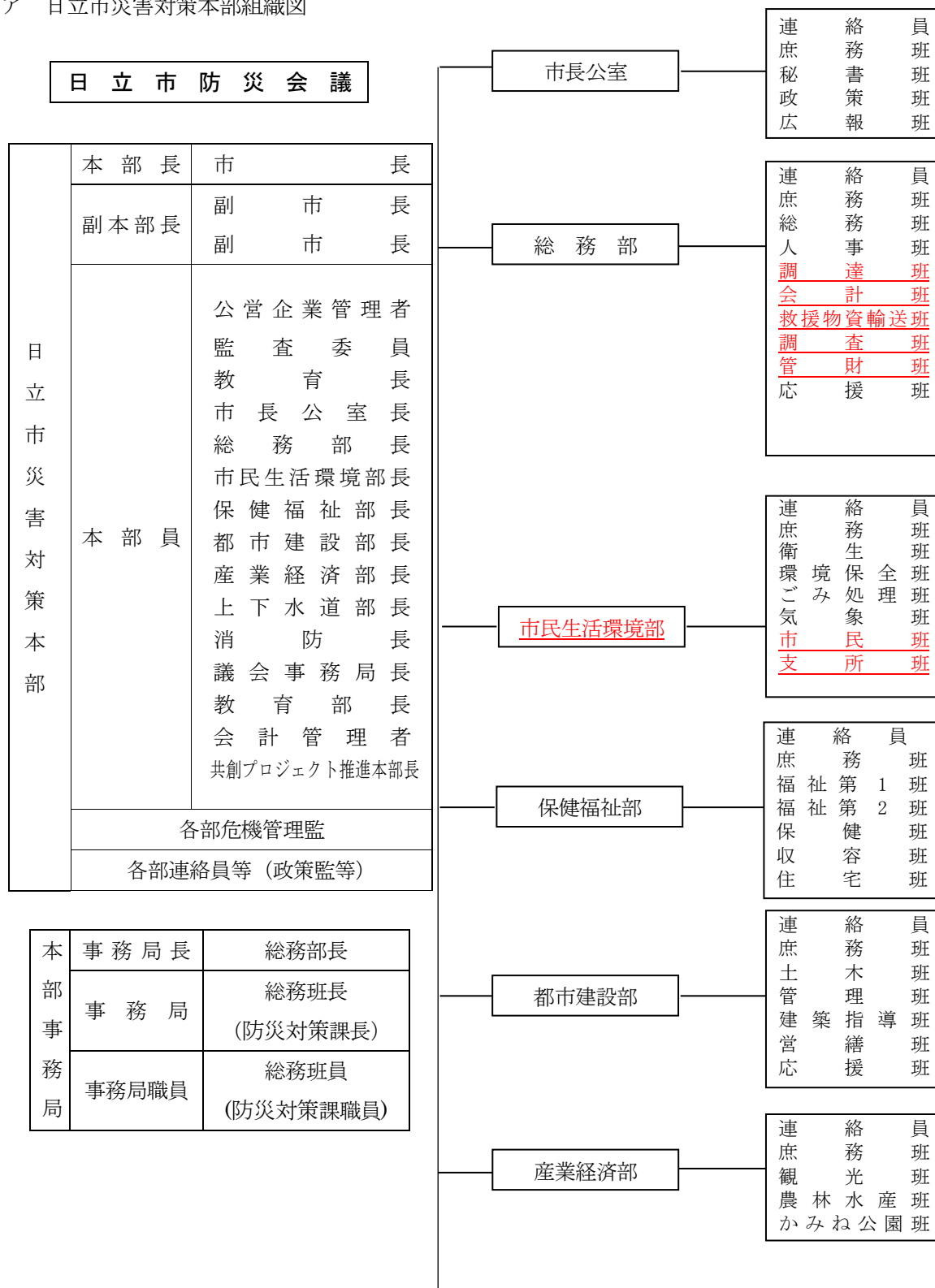
総務班長は、本部が設置された場合は、本部入口に「日立市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部会議室・指定避難所・救護所並びに被災者総合相談所等拠点施設の設置場所一覧を明示するなどして、市民等の問い合わせに便宜を図る。

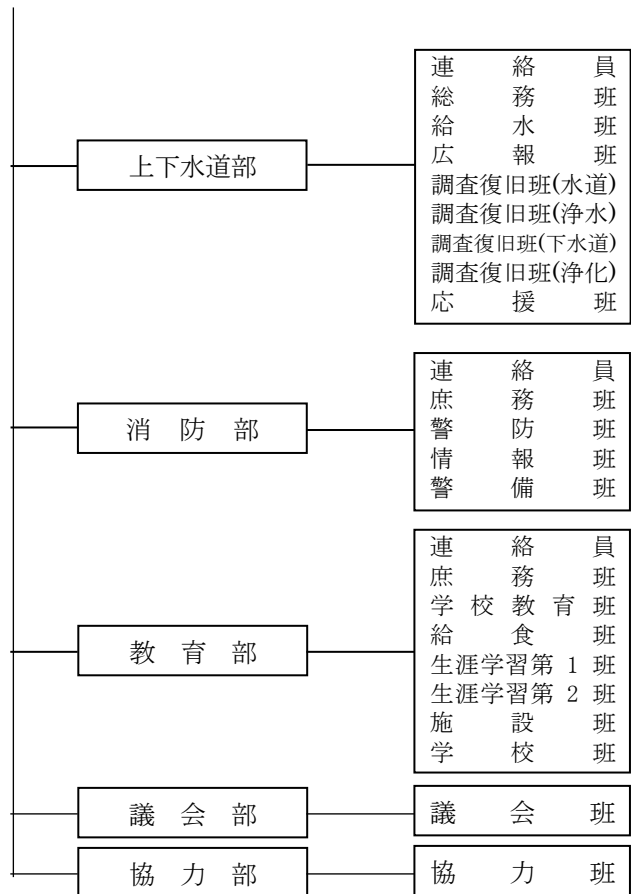
6 災害対策本部組織・運営等

本部の組織及び運営は、日立市災害対策本部条例の定めるところに基づき、以下のとおり行う。

(1) 組織

ア 日立市災害対策本部組織図





イ 本部長、副本部長及び本部員の主な任務

本部での職名	平常時の職名	主 な 任 務
本部長	市長	1 市防災会議、災害対策本部会議の議長となること 2 避難指示、警戒区域の設定を行うこと 3 市民向け緊急声明を發表すること 4 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民、事業所、団体等への支援協力要請を行うこと 5 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 6 本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督すること
副本部長	副市長 副市長	1 本部長不在若しくは本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し、本部長へ適切なアドバイスをを行うこと 3 本部長を補佐すること
本部員	部長以上	1 部長として、担当部職員を指揮監督すること 2 災害対策本部会議構成員として、本部長及び副本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在若しくは事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める。

ウ 災害対策本部

- ①災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催し、必要な事項を協議する。
- ②本部長は必要に応じて本部会議を招集するものとし、会議は原則として本庁舎4階庁議室兼災害対策本部室で開催し、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
なお、本部員に事故ある場合は、当該部の庶務班長が代理出席する。
- ③本部員は、必要により関係班長その他班員を伴って会議に出席することができる。
- ④各部危機管理監及び連絡員は、各部長からの伝達事項の連絡調整にあたる。
- ⑤本部会議の事務を総括するため、本部事務局を置く。
- ⑥防災関係機関派遣の連絡員は、アドバイザーとして参加するとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。

エ 各部の編成及び事務分掌

各部の編成及び事務分掌は、資料編 資料23-2を参照

(2) 本部の運営等

ア 本部会議の開催

本部長は、本部を設置した場合は、速やかに本部会議を開催する。副本部長、本部員及び事務局員等は、直ちに本部室に参集し、災害情報、被害状況、災害応急対策の状況、各部の配備体制及び緊急措置事項を報告する。

また、会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じたものとするが、おおむね次に掲げる災害防止策、災害応急対策、その他防災に関する重要な事項を協議する。

- ①本部の活動体制（緊急非常体制及びその廃止）に関すること
- ②避難指示、警戒区域の設定に関すること
- ③自衛隊、茨城県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関すること
- ④災害救助法の適用に関すること
- ⑤激甚災害の指定に関すること
- ⑥現地災害対策本部に関すること
- ⑦災害応急対策の実施及び調整に関すること
- ⑧応急対策に要する予算及び資金に関すること
- ⑨国、県等への要望及び陳情に関すること
- ⑩災害広報に関すること
- ⑪その他災害対策の重要事項に関すること

イ 本部会議室の開設及び運営上必要な資機材等の確保

総務班長（防災対策課長）は、本部設置があったときは次の措置を講ずる。

① 本部会議室開設に必要な資機材等の準備

- a 日立市災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- b ホワイトボード、プロジェクター、被害状況図板等の設置
- c 住宅地図等、各種地図類の確保
- d ラジオ・テレビの確保
- e コピー機、ファクスの確保
- f ビデオテープ・ビデオデッキ・カメラ等の記録機器の確保

- g 電子会議用パソコンの確保
- h 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- i 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- j 被害状況連絡票その他書類の確保
- k 日立市地域防災計画等の防災関係書籍
- l 懐中電灯その他必要資機材の確保
- m 戸別受信機の設置

② 通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画で定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- a 市防災行政無線（戸別受信機・屋外拡声子局）、I P無線
- b 携帯電話、衛星電話、臨時電話（N T T・N T Tドコモ）
- c 災害時優先電話（N T T・N T Tドコモ）

③ 非常用電源の確保

停電に備え、非常用の電源を確保するため、必要な措置を講じる。

ウ 本部会議の招集

本部長が必要の都度招集する。

招集の伝達は、事務局長（総務部長）が「庁内放送等」を通じて行う。

エ 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

オ 本部の標識等

本部長、副本部長、本部員、各班長、各部連絡員及び班員は、災害応急活動に従事するとき、それぞれ防災服を着用する。

なお、防災対策課長は、本部設置の通報を受けたときは、速やかに日立市消防拠点施設（災害対策本部が他の場所に設置された場合はその設置された建物の正面玄関等の適切な場所）に、「日立市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部室、本部会議事務局・指定避難所・救護所等の設置場所を明示する。

※ 日立市災害対策本部条例 （資料編 資料1-3）

カ 関係者以外の立入り制限

本部会議室は、円滑に業務を行うため、本部員、事務局員、その他特に許可を得たもの以外の立入りを制限する。

キ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

(3) 職員の健康管理及び給食等

事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、本部員及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態を常に配意し、適切な措置を取る。

なお、職員の休憩・仮眠・医療・給食に関する詳細事項については、別に定める。

第3 職員の動員・配備

活動項目
1 職員の動員・配備体制
2 職員の動員
3 義務登庁・自主登庁
4 非常時の措置
5 職員の心得
6 出動体制
7 緊急放送による緊急出動

1 職員の動員・配備体制

表 地震・災害時の配備体制

「事前配備体制」

体制区分		配備基準	配備人員
事前配備	第1	・市域で震度4の地震を記録した場合	あらかじめ定めた防災関係職員
	第2	・市域で震度5弱の地震を記録した場合	災害情報連絡会議員 あらかじめ定めた防災関係職員

「警戒体制（第1次動員）」

体制区分	配備基準	配備人員
警戒体制	・市域で震度5強の地震を記録した場合 ・茨城県沿岸に「津波注意報」が発表された場合 ・その他災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合	災害警戒体制本部員 各部・班長があらかじめ定めた人員（職員の3分の1）

「緊急体制（第2次動員）」

体制区分	配備基準	配備人員
緊急体制	・市域で震度6弱の地震を記録した場合 ・茨城県沿岸に「津波警報」が発表された場合 ・その他の災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合	災害対策本部員 各部・班長があらかじめ定めた人員（職員の2分の1）

「非常体制（第3次動員）」

体制区分	配備基準	配備人員
非常体制	・市域で震度6強以上の地震を記録した場合 ・茨城県沿岸に「大津波警報」が発表された場合 ・その他災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合	災害対策本部員 各部・班長があらかじめ定めた人員（全職員）

2 職員の動員

(1) 勤務時間内の対応

ア 伝達手段

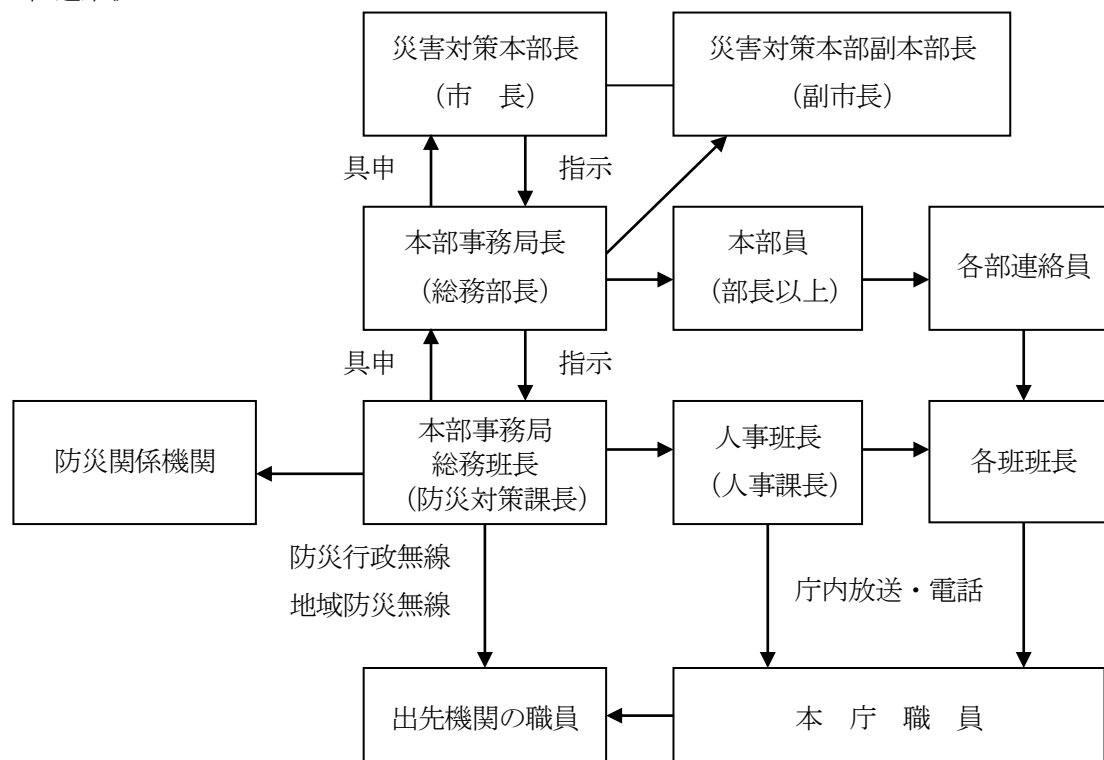
(ア) 動員の伝達

人事班長（人事課長）は、庁内放送及び庁内電話で職員に対し、動員の伝達を行う。

(イ) 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、人事班長は、班員の使送により、各部連絡員を通じ、各部長に動員伝達を行う。

イ 伝達系統



(2) 勤務時間外（休日等を含む）の対応

ア 伝達方法

(ア) 災害対策本部員は、部所属各班員の住所、連絡方法を把握しておき、連絡員を配し、所属職員を直ちに動員できるよう措置する。

(イ) 日直者等は、災害発生のおそれのある下記の気象情報等が関係機関から通報された場合は、速やかに防災対策課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係職員に連絡する。

- ・災害が発生し、緊急に措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

イ 伝達手段

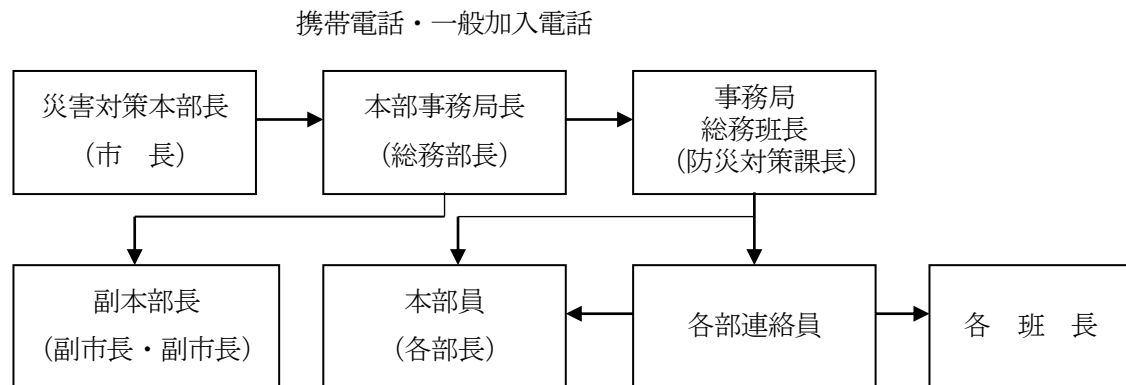
(ア) 携帯電話による伝達

総務部長は、防災対策課長へ指示を行い、職員参集メール等により情報を伝達する。

(イ) 一般加入電話による伝達

各部連絡員は各班長に、各班長は所属班員に、それぞれ定めている非常連絡体制により、一般加入電話等を用いて動員の伝達を行う。

ウ 伝達系統



エ 本部長の事前命令

本市に震度6強以上の地震等の災害が発生した場合は、災害情報をテレビ・ラジオ等で確認し、配備基準に該当した場合は配備指令が伝達されなくても、全職員が直ちに自主登庁する。

ただし、本部長が認める職員を除く。

(3) 配備の報告

各部連絡員は、職員の動員状況を速やかに把握し、速やかに人事課長へ報告する。

また、総務部長は市長に報告する。

3 義務登庁・自主登庁

(1) 義務登庁

職員は、夜間、休日等時間外において、震度6強以上の地震が発生し、又は震度6強以上の地震が発生したことを知った場合は、直ちに登庁することを義務とする。

なお、職員も市民であることに鑑み、家族の安全を確認したうえで登庁する。

(2) 自主登庁

職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震を感じた場合又は震度6弱以上の地震が発生したことを知った場合、自主的に登庁するように努める。

4 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所又は施設へ、あらゆる手段をもって直ちに登庁を目指すこととする。

なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩のいずれかとする。

また、災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

(1) 参集場所

交通が途絶し、または利用できないため登庁が不能となった場合は、次の順位により登庁可能な最寄りの出先機関(課所)に参集し、当該課所長の指示を受け、災害応急対策に従事する。

第1順位：所属課所と密接な関連を有する最寄りの出先機関（課所）

第2順位：最寄りの支所

第3順位：その他最寄りの出先機関

(2) 参集した場合の措置

ア 職員は、当該出先機関（課所）の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集出来ない理由を報告する。

イ 当該出先機関（課所）の長は、加入電話が利用できる状態になったとき又は市地域防災行政無線が利用できる場合は、前記により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について、当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(3) 勤務場所への復帰

出先機関（課所）の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともに、その旨を当該職員の所属長に連絡する。

5 職員の心得

全ての職員は、次の事項を遵守する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 職員は、災害が発生した場合は、直ちに所属の班長と連絡を取り、所定の場所に参集しなければならない。(2) 常に、災害に関する情報及び本部の指示に注意する。(3) 自らの言動によって住民に不安を与え、住民に誤解を招き、又は本部活動に支障を来すことのないように注意する。(4) 配備体制が指令されたときは、万難を排して参集する。(5) 常に所在を明らかにしておき、上司の指示があるまでは退庁してはならない。(6) 不急の行事、出張等は中止する。(7) 全職員は、自班の事務に精通するよう努め、自らも本部の一員として自覚し、他の部班における緊急用務処理のため協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。(8) 災害現場に出動した場合は、職員は腕章を着用し、また公用車には標識及び標章を使用する。(9) 緊急登庁する際は、作業等に適する服装を着用し、携帯品は特に指示があった場合を除き、食糧3日分、飲料水、雨具、防寒具、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ等を持参すること。(10) 動員途上において、建物の倒壊又は火災等に遭遇したときは、付近住民に協力し、人命救助第一にするとともに、最寄りの消防署又は警察機関等へ通報する。(11) 参集の途上において、地域の建物の倒壊や火災発生等の状況、道路や交通の状況等の情報を収集し、所定の参集場所に到着しだい、所属班長に報告する。 <p>※ このほか、本部活動に関する細部事項は、本部長が必要に応じて指示するものとする。</p> |
|---|

6 出動体制

震度6強以上の地震が発生したときは、市職員の全員出動体制とする。

参集場所は複数进行を設け、直行職員はあらかじめ決められた場所に参集する。時間の経過に伴い市外居住職員が市庁舎に参集次第、災害対策本部の指示により出動する。

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管部の非常配備体制動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨の周知を図る。

イ 各部の配備・動員計画は、配備種別ごとに、次の内容により作成する。

職員動員連絡体制表（各部使用のもの）

ウ 各部長は、作成若しくは修正した計画を、随時総務部長に報告する。

なお、総務部長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

(2) 各部間の職員流動体制

各部長は、各部間の職員流動を円滑に行うため、災害対応従事者を把握し、各部間の調整を行う担当者を決める。

(3) 非常勤職員等の活用

非常勤職員、臨時職員、OB職員の活用についても検討するものとする。

7 緊急放送による緊急出動

防災対策課長は、地震が発生し、緊急を要すると判断される場合は、消防本部若しくは非常参集担当職員に対し、消防本部サイレン又は緊急放送により、震度相当の「緊急出動報」を発令又は放送を行うよう指示する。

第4 市民向け緊急声明の発表

活動項目	
1	市民向け緊急声明の要請先
2	市民向け緊急声明における要請内容
3	市民向け緊急声明の実施期間
4	総動員宣言の発表文例

担当	責任者	総務部長 ※ 市民向け緊急声明に関する総括
		市長公室長
	班	消防長 ※ 市民向け緊急声明に関すること
		広報班、総務班、消防部情報班
	関係機関	県防災・危機管理部、NHK水戸放送局、I B S 等報道機関

1 市民向け緊急声明の要請先

市域に震度6弱以上の地震が発生し、以下に掲げる要件の1つ以上に該当する場合、本部長は、県知事に対し、「市民向け緊急声明」をNHK、I B S 等報道機関へ緊急放送、その他の手段による発表を要請する。

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 地震発生後、6時間における職員参集率が、30%未満の場合 |
| (2) 地震発生後、12時間における職員参集率が、50%未満の場合 |
| (3) 地震発生後、24時間における職員参集率が、70%未満の場合 |

2 市民向け緊急声明における要請内容

「市民向け緊急声明」における主な要請内容は、被災の状況によりその都度本部長が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

対 象	主 な 要 請 内 容
市 民	(1) 市災害対策本部が行う対策活動への参加・協力 (2) 指定避難所及び被災地域における相互扶助活動への参加
協 定 事 業 所 等	(1) 飲料水・食品・日用品等を被災者へ提供 (2) 医薬品・医療用資機材等の病院・救護所への提供 (3) 災害対策本部・本庁舎・出先機関所その他の指定緊急避難場所への資材機材・物資・燃料及び技術者その他活動要員の無償提供
そ の 他	(1) 市議会議員に対する全員協議会の招集 ※ 「市民向け緊急声明」における要請措置に関する承認・協力を得るとともに、その他必要な措置についての意見を求める。

3 市民向け緊急声明の実施期間

「市民向け緊急声明」の実施期間は、原則として災害発生直後から3日までとする。

なお、4日目以降に関しては、市民、協定事業所・業者団体等については所管各部が、それぞれ行う対策活動に受け入れる。

4 総動員宣言の発表文例

「市民向け緊急声明」の発表文は、被災の状況によりその都度本部長が定める。

なお、総務部長、市長公室長は行政機関・事業所・団体との協定締結の拡大・強化に努めるとともに、あらかじめ幾つかの事態を想定し、発表文例を作成する。

第2節 情報収集伝達計画

第1 災害情報の通信連絡系統

活動項目
1 専用通信設備の運用
2 代替通信機能の確保
3 他機関の通信設備の利用
4 NTT衛星通信電話の利用
5 放送機能の利用
6 市及び防災関係機関との連絡
7 無線通信の運用
8 アマチュア無線ボランティアの活用

担 当	責 任 者	総務部長
		関係各部長
	班	総務部庶務班、総務班、管財班、警防班、消防部情報班、関係各部各班
	関 係 機 関	県防災・危機管理課、日立警察署、NTT 東日本茨城支店、 NTT ドコモ茨城支店、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他防災関係 機関

1 専用通信設備の運用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の動作確認を行い、支障が生じている場合には、緊急に復旧させる。

NTT等の公衆回線を含め、全ての情報機器が使用不能となった場合には、自治体衛星通信機構の人工衛星を活用した通信設備を用いて、県への現状報告及び協力を要請するとともに、他機関へ代替通信手段の確保を依頼する。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合には、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替手段を用いるものとする。

(1) NTT 東日本（NTT ドコモ）の非常・緊急通話の利用

ア 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。

※ 災害時優先電話番号一覧 （資料編 資料 3-9）

イ 災害時伝言ダイヤルの利用

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否確認を可能とする災害時伝言ダイヤル「171」を提供する。

ウ 携帯電話等移動系通信機器の利用

市は、災害対策本部員等に携帯電話を配備していることから、既設の電話番号を所轄のNTTドコモ茨城支店へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。

(2) 非常通信の実施

市及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できない若しくはこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規程による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人（市）が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合、あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。

また、無線局の免許人（市）は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- ①人命の救助に関するもの
- ②気象の予報（主要河川の水位含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧遭難者救護に関するもの
- ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、日立市防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑫災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、茨城県から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 取り扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々なので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

ウ 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（ない場合は別な用紙でも可）

に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- ①宛先の住所、氏名（職名）及びわかれば電話番号
- ②本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって、次のマスをあけない。
- ④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目を記入する。
- ⑤用紙余白の冒頭に、「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

3 他機関の通信設備の利用

市は、予警報の伝達等に際して、緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第55条～57条）。

また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、県知事又は市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第79条）。

(1) 使用又は利用できる通信設備

・ 警察通信設備	・ 航空通信設備	・ 鉄道通信設備
・ 消防通信設備	・ 海上保安通信設備	・ 電力通信設備
・ 水防通信設備	・ 気象通信設備	・ 自衛隊通信設備

(2) 事前協議の必要

市は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用について、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。

また、災害対策基本法第79条に基づく災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。

(3) 警察通信設備の使用

市が警察通信設備を使用する場合は、「警察通信設備の使用手続」に示す手続によって行う。

※ 警察通信設備の使用手続（資料編 資料3-2）

4 NTT衛星通信電話の利用

災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、一部地域に孤立地区の発生が予想される。

このため、NTT 東日本茨城支店においては、ポータブル衛星車を設置し、孤立防止を図っている。このため、一般電話等の途絶に際しては、この衛星通信電話を活用する。

5 放送機能の利用

市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及びLuckyFM 茨城放送に要請する。

なお、市の放送要請は、県知事を通じて行う。

※ NHK水戸放送局及びLuckyFM 茨城放送に対する放送要請手続（資料編 資料2-4）

6 市及び防災関係機関との連絡

災害の現地において、市及び防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、市地域防災行政無線を利用する。

また、市出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との交信についても同様とする。

※ IP無線整備状況一覧（資料編 資料3-7）

7 無線通信の運用

(1) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に、本部においては、おおむね次のとおり通信を行う。

ア 無線機器の管理

「無線機器管理の原則」

- ① 携帯局の集結
- ② 携帯局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は総務部長が指示）

イ 通信の管制

携帯局からの通話は、全て本部に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の管制を行う。

「通信の統制の原則」

- ① 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ② 統制者許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ③ 子局間通信禁止の原則（子局間通信の必要がある時は統制者の許可を得る）
- ④ 簡潔通話実施の原則
- ⑤ 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

(2) 通信制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

- ア 使えない（不通・故障・電波不良等）
- イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）
- ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

（対応策事例）

① 使えない時

当然、代替えの通信手段によることとなるが、最悪の場合には、使者を派遣して連絡する。

② 混雑している時

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する時は、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。

また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

③ 聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。

（無線機は、1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。）

8 アマチュア無線ボランティアの活用

アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定に基づき、市内の災害状況等の情報収集の協力を要請する。

※ アマチュア無線による災害時の情報収集伝達に関する協定書 （資料編 資料 2-12）

第2 地震に関する情報・気象情報

活動項目	
1	情報等の種類
2	情報等の発表
3	緊急時における気象官署の措置
4	住民等への伝達
5	関係機関における措置
6	地震情報及び気象予報・警報の受領・伝達
7	異常現象発見者の通報義務
8	通信連絡網

担 当	責 任 者	総務部長 市長公室長、消防長、産業経済部長、市民生活環境部長
	班	総務班、総務部庶務班、広報班、警防班、消防部情報班、農林水産班、気象班
	関 係 機 関	水戸地方気象台、茨城海上保安本部、県防災・危機管理課、日立警察署、NTT 東日本茨城支店、NHK 水戸放送局、消防団、漁業協同組合

市は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。

1 情報等の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生後 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報

震源に関する情報	震度3以上(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村・地点名を発表。
南海トラフ臨時情報(調査中)	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合等	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査が継続されている場合
南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)	〃	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価された場合
南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)	〃	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価された場合 ・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価された場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
南海トラフ臨時情報(調査終了)	〃	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の終期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外での津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表。
北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合	大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっている場合に発表 ※ この情報は、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する情報ではなく、発生を予知するものではない。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表

2 情報等の発表

(1) 地震速報

気象庁は、震度 3 以上の地震が発生した場合、地震発生後約 2 分間で震度 3 以上を観測した地域名と震度を発表している。茨城県の地域名は、気象注意報・警報の発表区分に同じ。

この情報は水戸地方気象台、県防災情報ネットワークシステム及び放送機関等を通じて伝達される。なお、本市は震度計が 3 箇所設置されている。

- | |
|---|
| 1 茨城県設置
ア 日立市助川町（日立市役所）
イ 日立市十王町友部（十王支所）
2 （独）防災科学技術研究所設置
ア 日立市助川町（助川小学校） |
|---|

(2) 地震情報

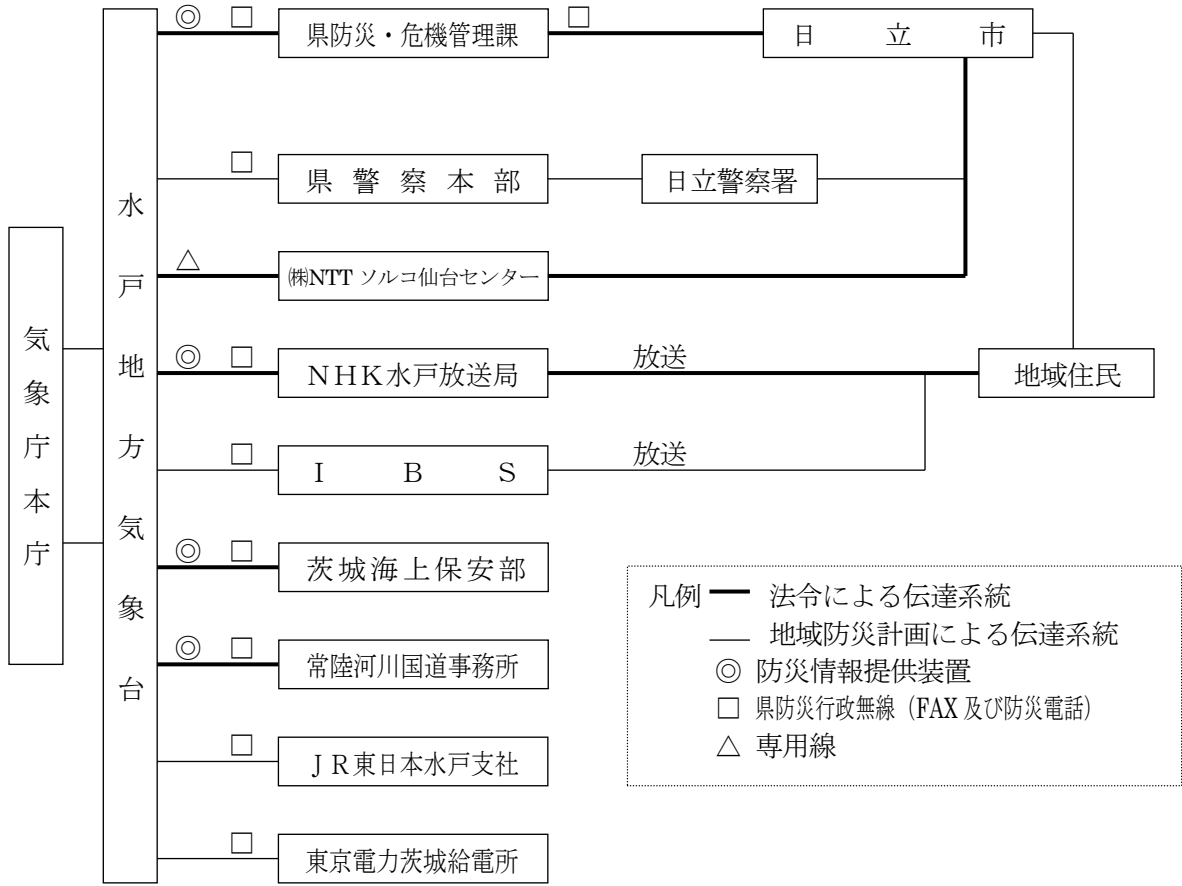
水戸地方気象台は、県内の震度 3 以上が観測されたとき、地震の概要（発生時分、震央の位置、震源の深さ、地震の規模、各地域の震度）を県防災情報ネットワークシステムを通じて伝達する。

津波予報の発表状況や津波の心配がないなどの解説もこの中で発表する。
また、長周期地震動については、階級3以上の場合に緊急地震速報を発表する。

(3) 各地の震度に関する情報

水戸地方気象台は、震源の位置、地震の規模に加え、震度1以上の地点を観測毎に関係機関へ県防災情報ネットワークシステムを通じて伝達する。

■ 地震情報の伝達系統図



3 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により、気象庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、水戸地方気象台は、地震・津波の観測結果や、収集した資料及び海面状況その他に基づいて地震、津波等の情報を独自に発表することがある。また、気象庁の警報事項を適時に受けることができなかった場合、市長が津波警報を発表することができる。

4 住民等への伝達

市は、県、日立警察署、NTT 東日本茨城支店又はテレビ、ラジオ放送等により津波警報の発令を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するように指示する。その際、住民・観光客等に正確に伝えるため、防災行政無線、広報車、ハンドマイク等を併用する。

なお、南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、その時の状況・必要性に応じ、適時適切な広報活動を行う。

5 関係機関における措置

区 分	内 容
-----	-----

市	災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、日立警察署又はNTT東日本茨城支店から通知を受けたとき、また自らその発表を知ったときは、直ちに関係機関等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
消 防 本 部	気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに各署・消防団に通報し、住民に周知する。
県 (防災・危機管理部)	災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
日 立 警 察 署	異常現象を認知したとき、又は異常を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市長に通知する。
水 戸 地 方 気 象 台	水戸地方気象台は、津波（地震・津波関係情報）を県、県警、NHK水戸放送局、その他関係機関に通報する。
茨 城 海 上 保 安 部 (第三管区海上保安本部)	気象業務法に基づいて、水戸地方気象台から伝達された警報を、航海中及び入港中の船舶等に通報する。
N T T 東 日 本 茨 城 支 店	気象業務法に基づいて、水戸地方気象台から伝達された各種警報を、市町村及び関係機関に通報する。
放 送 機 関	水戸地方気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努める。
そ の 他 の 防 災 機 関	水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

6 地震情報及び気象予報・警報の受領・伝達

気象庁が発表する地震情報及び気象に関する注意報・警報等の受領及び伝達は、防災対策課長が担当する。

防災対策課長は、地震情報・注意報・警報等を受領した場合は、速やかに市長、副市長及び総務部長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。

伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

勤務時間内における受領・伝達系統は、本節2「津波予報の収集・伝達」の（気象予報・警報及び注意報伝達系統図）に示すとおりとする。

また、勤務時間外における受領・伝達は、本章第1節第3「職員の動員・配備」に準じて行う。

7 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（市・消防署）、警察官（警察署）又は海上保安官（海上保安部）に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

なお、通報を受けた警察官（警察署）又は海上保安官（海上保安部）は、その旨を速やかに市長に通報し、また、市長は水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他関係

機関に通報しなければならない。

通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される

(1) 気象

ア 突風、竜巻
イ 強い降ひょう
ウ 激しい雷雨

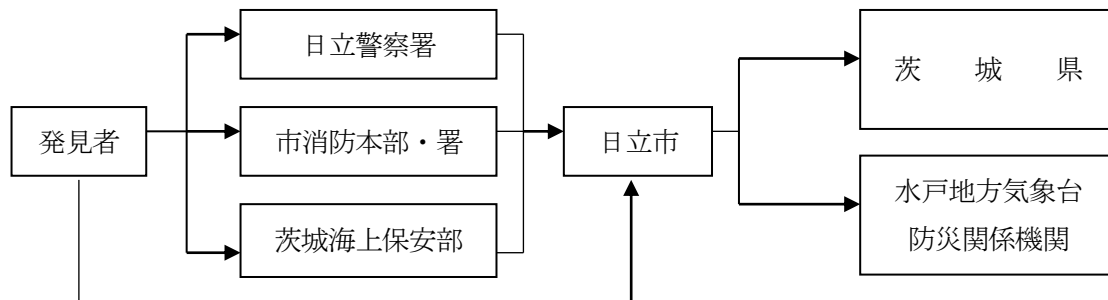
(2) 水象

エ 河川等の異常な水位上昇
オ 異常な湧水
カ 洪水

(3) 地象

キ 地割れ（亀裂）
ク 地表面の沈下・隆起
ケ 頻繁に感じる地震

■ 異常気象発見時の「市」を経由する通報の流れ



8 通信連絡網

(1) 防災行政無線及びI P無線

県と市の間における迅速な情報の受伝達、情報の共有化を図るために「茨城県総合防災情報ネットワークシステム」を運用している。

市においてもI P無線の運用を行っており、市、防災関係機関、医療機関、学校等生活関連機関との通信連絡を充実している。また、防災行政無線（固定系）（屋外拡声子局）を市内太平洋沿岸、南部地区及び主要箇所を整備し、運用を行っている。

ア 茨城県防災情報ネットワークシステム

災害時有線不通時において、茨城県と日立市との通信連絡網確保のため、無線（衛星回線）を活用し、各種災害情報の収集及び連絡を図る。

※ 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図（資料編 資料3-1）

イ 日立市防災行政無線（固定系）及びI P無線システム

災害時有線途絶下において、正確、多量の情報を速やかに入手し、対策上必要な指示を伝達し、もって防災活動並びに平素の行政事務の効率化を図る。

※ 防災行政無線（固定系）系統図（資料編 資料3-5）

※ 日立市防災行政無線（固定系）システム（資料編 資料3-6）

第3 被害情報及び防災情報の収集・伝達

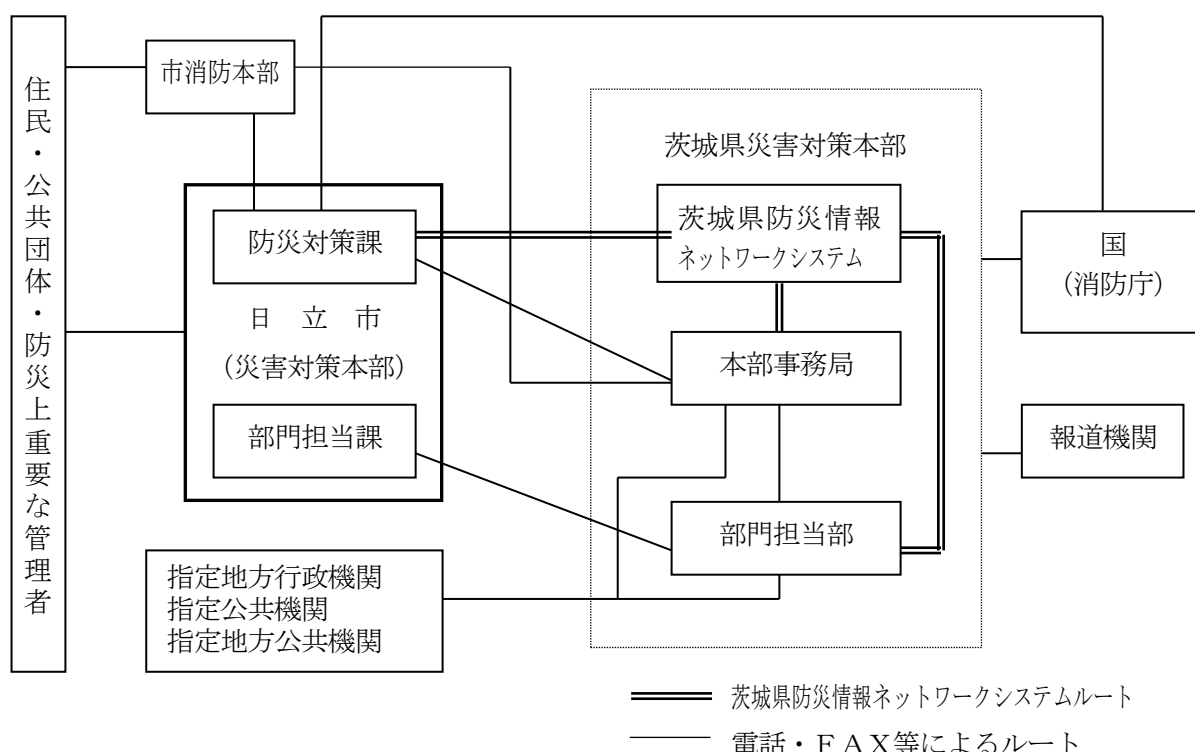
活動項目	
1	被害情報等の収集報告・系統
2	被害状況及び防災情報の収集
3	情報のとりまとめ
4	県（災害対策本部）への報告等

担 当	責 任 者	総務部長 都市建設部長、消防長、関係各部長
	班	総務班、総務部庶務班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、 消防部情報班、警防班、警備班、各部庶務班
	関 係 機 関	各項目に記載

1 被害情報等の収集報告・系統

被害情報等の収集報告の流れは、次の通りである。

■ 被害情報等の収集報告・系統



《用語の定義》

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災・危機管理課）

部門担当：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

2 被害状況及び防災情報の収集

(1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長はその所管とする施設・事項に関し、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について、直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめて

おく。災害発生後、直ちに収集すべき情報は、別記「報告の様式」に基づくが、おおむね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

ア 市民等の安否に関する情報

- ①市民の安否
- ②要配慮者の安否
- ③児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否

イ 防災対策基幹施設の情報

- ①本庁舎、各支所、各部出先機関
- ②消防本部・署、警察署、その他国・県の施設
- ③電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
- ④その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

ウ 救援救護基幹施設の情報

- ①病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
- ②学校、文化・体育施設、地域コミュニティ施設、公民館等の指定避難所相当施設
- ③福祉センター、老人ホームその他要配慮者施設
- ④その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

エ 災害危険箇所等の情報

- ①茨城港日立港区及び河川の堤防、護岸等
- ②住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱施設等
- ③急傾斜地指定区域

オ 交通・物流施設等の情報

- ①常磐自動車道
- ②幹線道路、その他重要な道路、橋梁、信号等
- ③鉄道線路、駅舎等
- ④民間大手物流倉庫等
- ⑤茨城港日立港区港湾施設等
- ⑥レジャー施設、ホテル等宿泊施設など

※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式（資料編 資料 22-1）

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部（出先機関を含む）の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員が当たる。

市及び防災関係機関それぞれの分担の一覧は、おおむね次表のとおりである。

表 市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する部 (管理者)	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 2 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 3 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況

	職 務 上 の 関 連 部 (課)	1 商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 2 その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 3 関連施設などの対策実施のための協力可能能力の現況 4 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況
	総務部庶務班	1 火災発生状況（炎上、延焼、消防隊の配置） 2 避難の必要有無及びその状況 3 道路、橋梁、信号等の被災状況 4 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 5 住宅の被害その他の物的被害 6 電気・ガス・電話・上下水道その他の機能被害 7 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 8 住民の行動、避難状況、要望等 9 現地での応急対策活動上の問題点 10 その他本部長が必要と認める特命事項 ※ これらの情報収集については、主に総務班及び総務部応援班で対応する。
	参集職員・市民からの 情 報 集 約	災害発生直後、1～2時間は比較的電話がつながりやすい。また、職員参集のたびに途上の情報も同時にもたらせられる。 初期においては、調査班が電話・面接等により上記について集約し、地図上に整理し全体像を視覚化する。
	都市建設部庶務班、土木班、管理班ほか関係各部庶務班	1 各地における火災発生状況 2 各地における避難の必要有無及びその状況 3 各地における主要な道路、橋梁等の被災状況 4 各地における救急・救助活動の必要の有無及びその状況 5 各地における救援救護基幹施設の現在状況 6 各地における電気・ガス・電話・上下水道の供給状況 7 各地における災害危険箇所等の現在状況
	消 防 部	1 全ての人的被害（他で調査した人的被害の集計） 2 住宅の被害（物的被害） 3 火災発生状況及び火災による物的被害 4 危険物取扱施設の物的被害 5 要救援救護情報及び救急医療活動情報 6 避難道路及び橋梁の被災状況 7 避難の必要の有無及びその状況 8 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
その他の防災機関		1 市の地区内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、既に とった措置 2 震災に対し、今後とろうとする措置その他必要ある事項

3 情報のとりまとめ

(1) 情報総括責任者

情報の総括責任者を、次のとおり定める。

区 別	情報の統括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総 括 責 任 者	事 務 局 長	総 務 部 長
取 扱 責 任 者	総 務 班 長	防災対策課長

(2) 各部から本部長への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下表の手順のとおり、本部長へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

なお、被害情報の第一報（安否に関する情報）は、災害発生後1時間以内に行う。

また、地震発生当日については、1時間ごとの定時報告を行う。

※ 報告の区分、時期、留意事項及び様式（資料編 資料22-1）

(3) 被害状況のとりまとめ

総務部長は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ 至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

※ 例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや、確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」

エ 情報の空白地区の把握

※ 大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある

オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

4 県（災害対策本部）への報告等

(1) 報告の方法等

ア 市は、市域内に下記の①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後、10日以内に行う。

① 市災害対策本部が設置されたとき

② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

④ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき

⑤ 災害状況及び、それが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接速報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で、可能な限り分かる範囲内で、その第一報を報告する。

イ 報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

①災害概況速報

⑥避難指示等区域及び警戒区域設定状況

②人的被害状況

⑦道路規制情報

③災害対策本部設置状況

⑧列車運行状況

④事務所状況報告

⑨被害状況報告

⑤指定避難所状況

- ウ 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。
- エ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- オ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

(2) 報告すべき事項

- ア 災害の原因（※ 地震、浸水・・・等の別）
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度は、被害判定基準に基づく）
- オ 災害に対して既にとられた措置及び今後とろうとする措置
- ①災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
- ②主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）
- ③その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(3) 報告の実施手順

ア 担当者

県本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災・危機管理課）への報告は、本部長の指示に基づき総務部長が行う。

イ 報告の方法

- ①報告は、茨城県防災情報ネットワークシステム（端末）又は一般加入電話（FAX）その他により行う。
- ②通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段をつくして報告するように努める。
- ③報告すべき被害の程度については、人的被害・住家被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告する。

ウ 報告先（システム端末以外）

県防災・危機管理課及び消防安全課 029-301-8800

(4) 報告の区分及び様式

総務部長が県に行う被害情報等報告の区分及び様式は、次のとおりである。

報告の種類	報告の内容	報告時期・方法等
災害緊急報告	県等が広域的に応急対策を行うために必要な次の重要かつ緊急性のある情報 1 人的被害 2 住家被害（全壊・半壊・床上浸水等） 3 公共施設等の被害	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細判明の都度直ちに〔電話・FAX〕

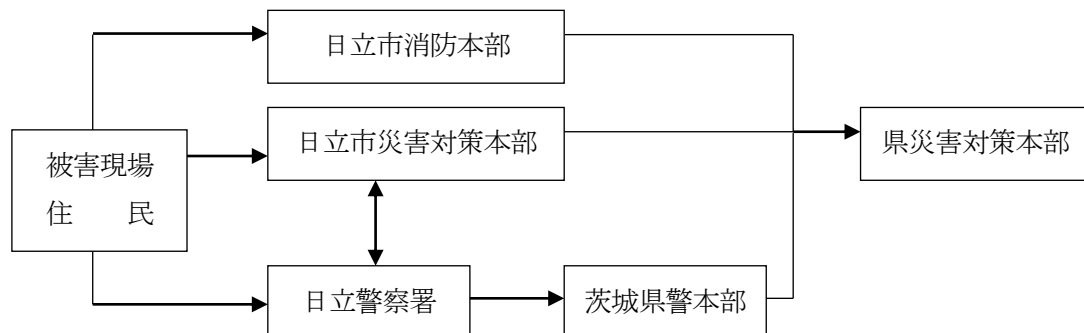
		4 危険物施設被害（爆発・漏洩等） 5 輸送関連施設被害 6 ライフライン施設被害 7 火災（地震による火災発生の場合による） ※ 上記 1～7 に係わる被害発生・拡大の見込み、応急対策状況、復旧見込等含む） 8 避難状況、救護所開設状況 9 災害対策本部設置等の状況 10 災害状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの	
災害総括報告	即 報	被害及び措置情報の全般的情報を定時報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他の施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災対本部の設置職員配備、住民避難等状況	①原則1日2回で、把握情報を指定時刻まで ②県別途指定時は、その指定する時刻まで（端末入力）
	確定報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。 1 被害情報 市の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害総額情報 市内の施設被害総額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 （端末入力、文書）
	年 報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで （端末入力、文書）
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時、場所、原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則1日2回で、把握情報を指定時刻まで ②県別途指定時は、その指定する時刻まで（端末入力）

※ 茨城県防災情報システム端末に入力

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

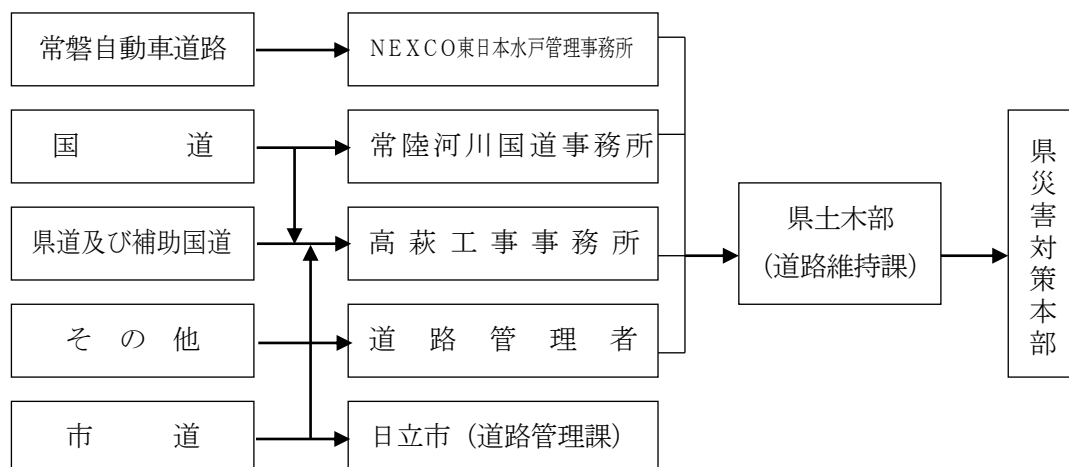
ア 情報収集・伝達系統 1（死者、行方不明者、負傷者、救助を要する者、建物被害、その他被害）

※ 被害発生時刻・被害地域（場所）・被害様相（程度）・被害の原因



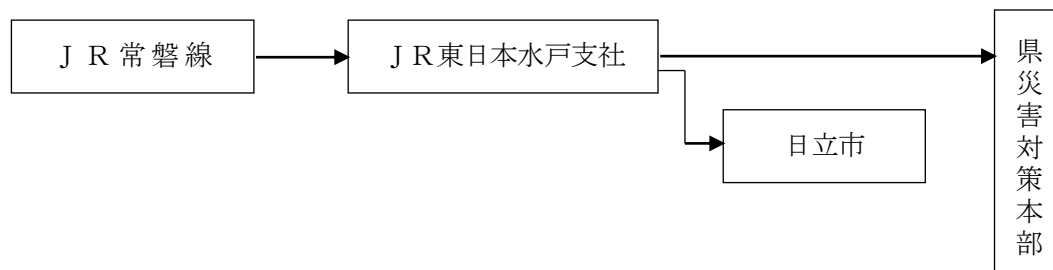
イ 情報収集・伝達系統 2（道路被害）

※ 被害発生時刻・被害地域（場所）・被害様相（程度）・被害の原因



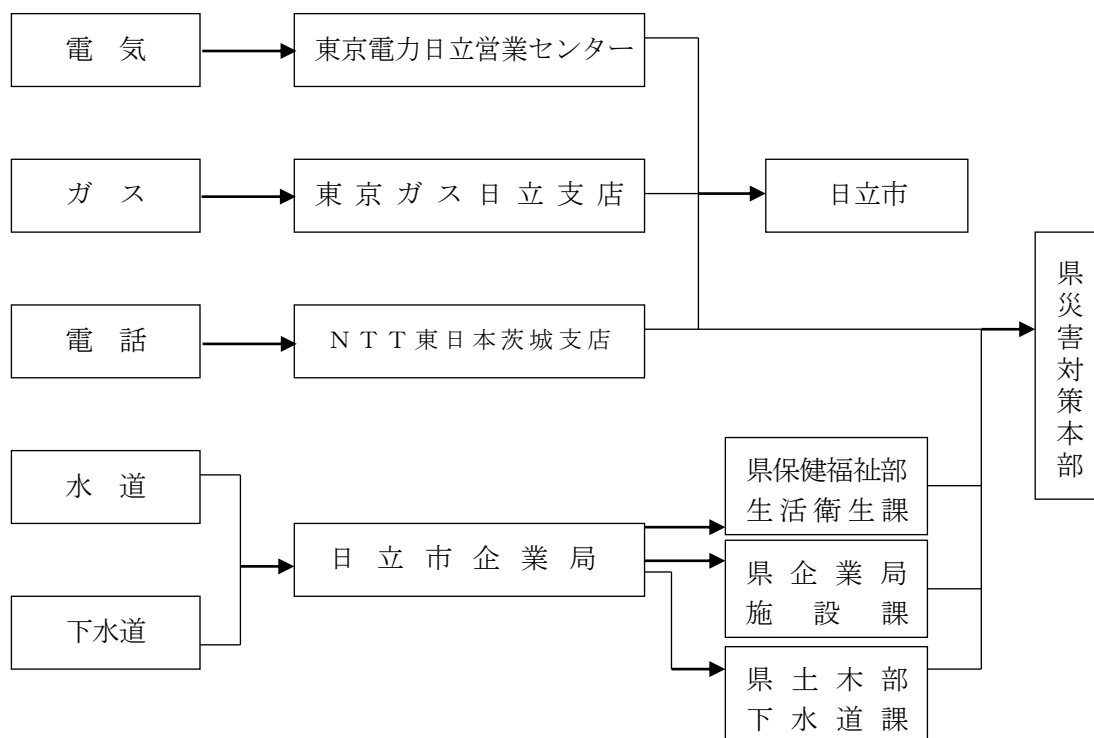
ウ 情報収集・伝達系統 3（鉄道被害）

※ 被害発生時刻・被害地域（場所）・被害様相（程度）・被害の原因



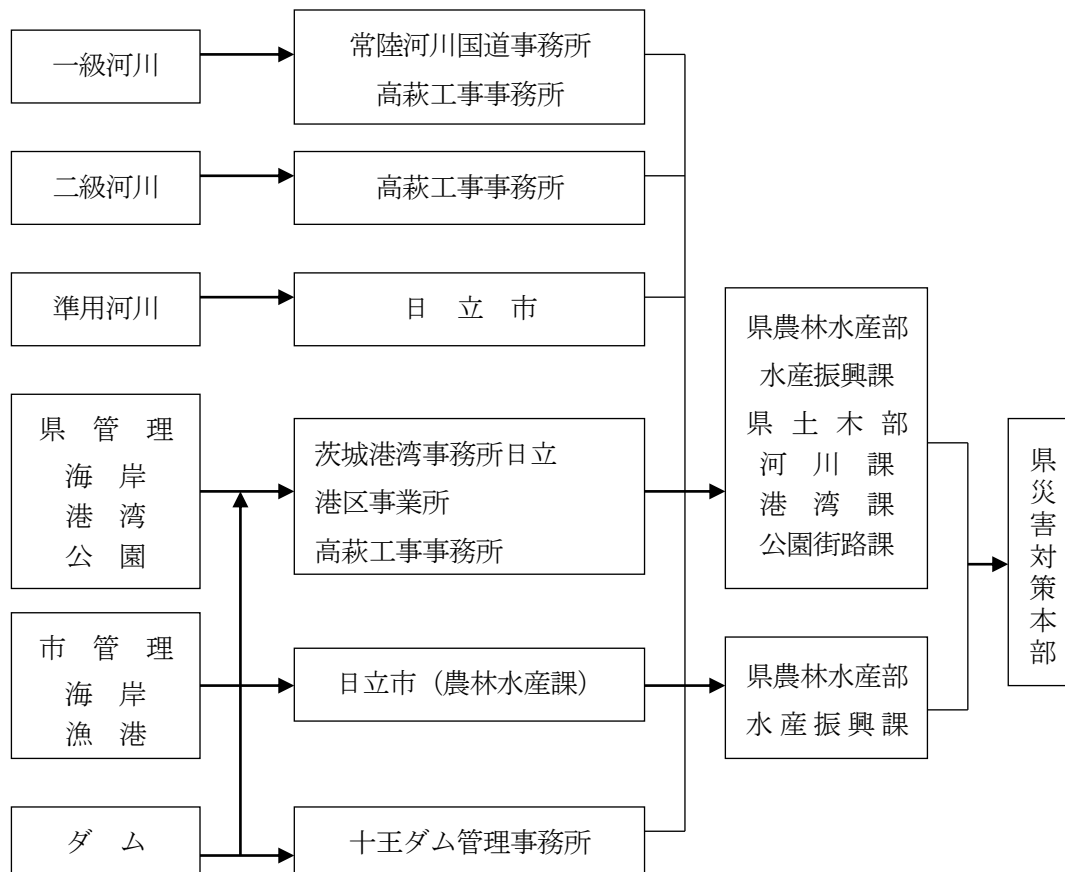
エ 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）

※ 被害発生時刻・被害地域（場所）・被害様相（程度）・被害の原因



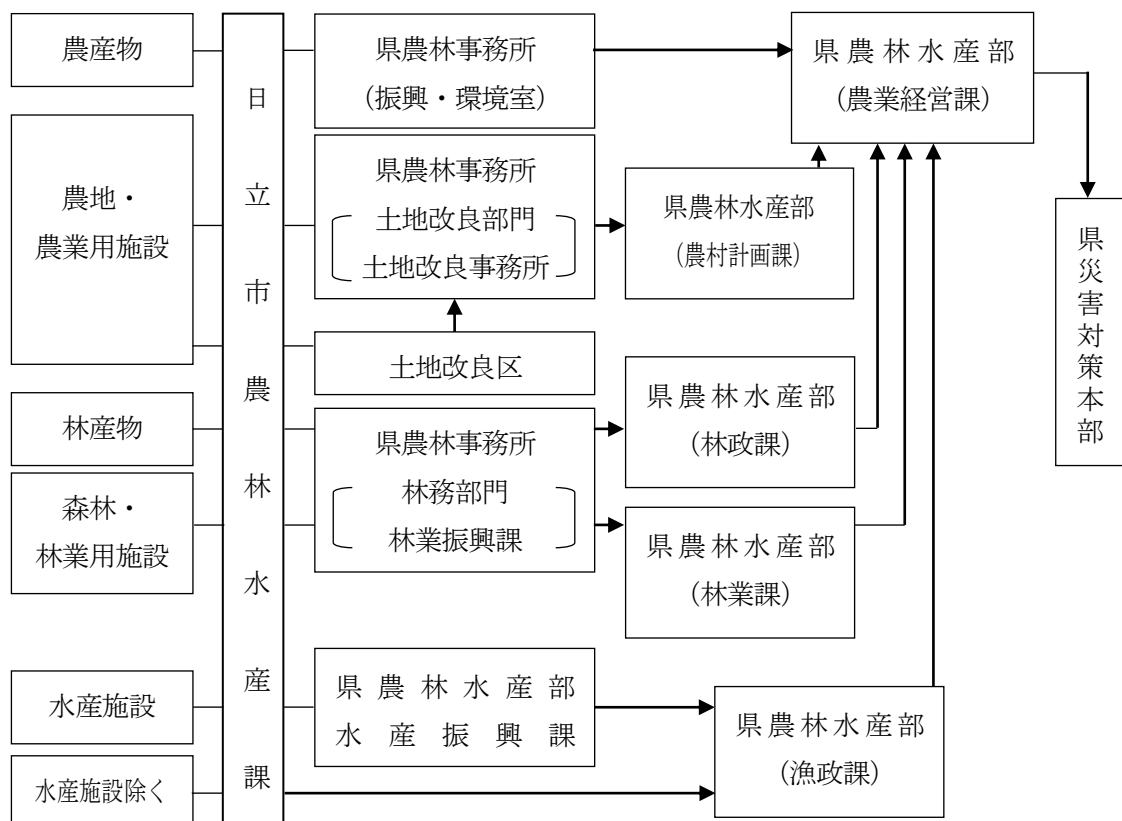
オ 情報収集・伝達系統5（河川、海岸、港湾、漁港、ダム、公園）

※ 被害発生時刻・被害地域（場所）・被害様相（程度）・被害の原因



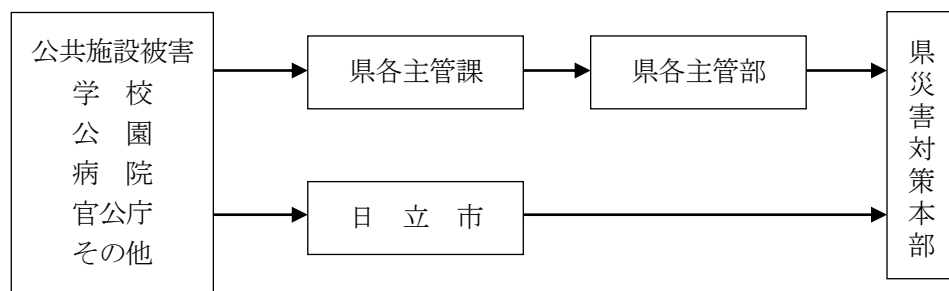
カ 情報収集・伝達系統6(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地、漁業被害)

※ 被害発生時刻・被害地域(場所)・被害様相(程度)・被害の原因



キ 情報収集・伝達系統7(その他公共施設)

※ 被害発生時刻・被害地域(場所)・被害様相(程度)・被害の原因



(6) 被害の判定基準

被害の判定については、「被害の判定基準表」に示す被害区分別の判定基準表を参照。

※ 被害の判定基準表 (資料編 資料 22-2)

(7) 調査の実施要領

ア 実施体制

災害情報収集調査実施のための班については、「災害対策本部事務分掌」を参照。

※ 災害対策本部事務分掌 (資料編 資料 23-2)

イ 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

- ①市街地の火災発生有無及び状況
- ②市街地の避難の必要有無及び状況
- ③市街地の主要道路、橋梁、信号等の被害有無及び状況
- ④市街地周辺の救急・救助活動の必要有無及び状況
- ⑤各部が行う応急措置の実施状況
- ⑥電気・ガス・電話等ライフライン機関の行う応急措置状況
- ⑦その他本部長が必要と認める特命事項

災害発生後2日目以降に収集すべき情報

- ①災害の原因（二次的原因）
- ②被害状況
- ③応急措置状況
- ④災害地市民の動向及び要望事項
- ⑤現地活動実施上の支障要因等の状況
- ⑥本部長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

ウ 実施要領

- ①調査は、消防署員、その他防災関係機関職員及び各地域の自主防災組織その他の協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- ②無線通信機の有効活用を図り、調査結果を総務部長がとりまとめ、本部長へ報告する。
- ③調査の際、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて直ちに連絡する。

第4 関連情報の収集・伝達

活動項目
1 近隣・周辺市町村の情報
2 生活関連施設の復旧状況情報

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 各情報のとりまとめ及び下記以外のライフライン・鉄道施設復旧状況
		公営企業管理者 ※ 上下水道施設復旧状況 (上下水道部長)
	班	総務班、消防部情報班、上下水道部総務班、調査復旧班（水道）、調査復旧班（下水道）、関係各部各班
	関 係 機 関	県（防災・危機管理課、高萩工事事務所）、日立警察署、 近隣・周辺市町村（常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村）、 NTT 東日本茨城支店、東京電力パワーグリッド 日立事務所、東京ガス日立支店、 J R 東日本（市内各駅）、茨城交通、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、 その他報道機関、各事業所

1 近隣・周辺市町村の情報

近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達は、総務部長が行う。

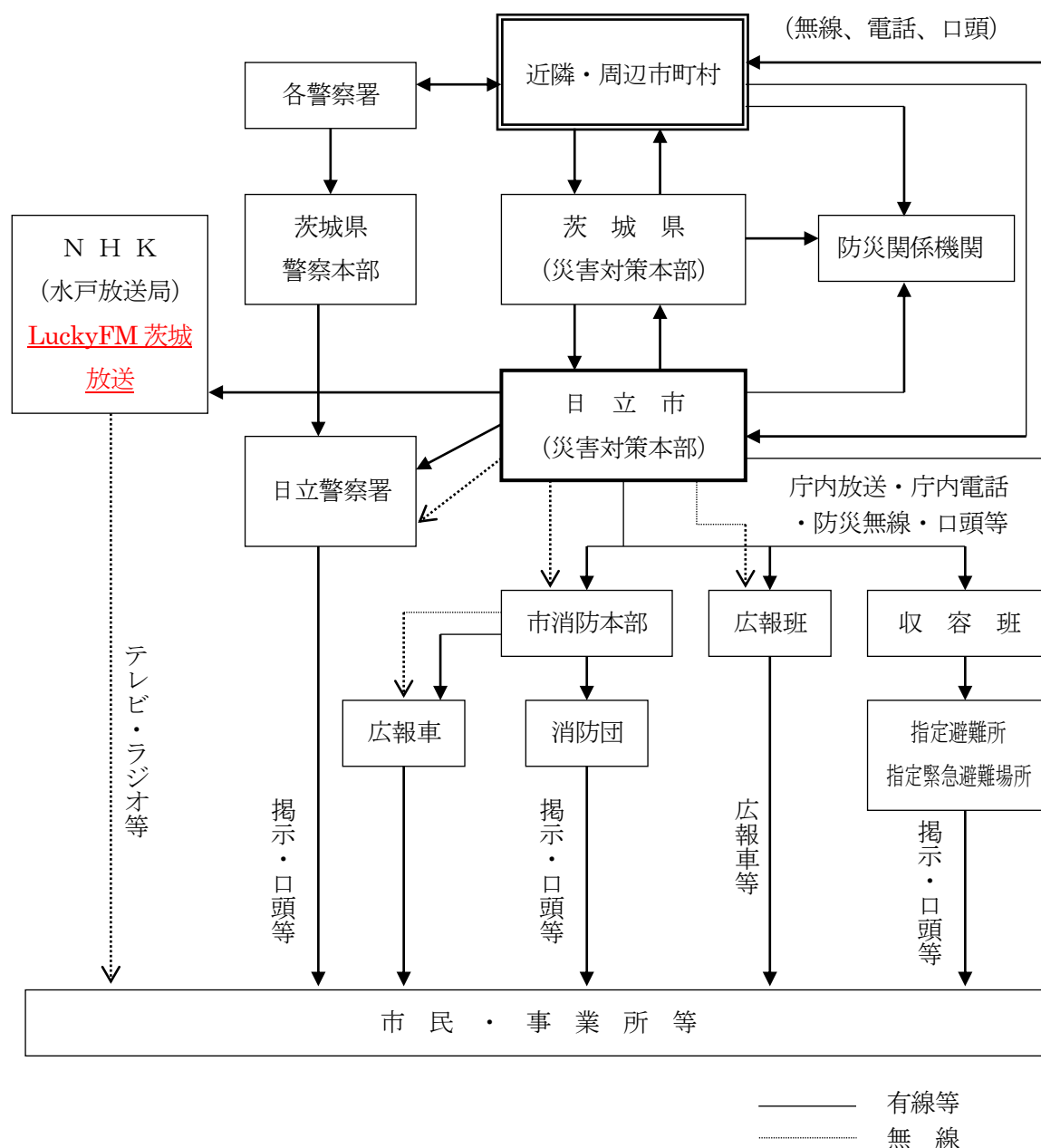
総務部長は、特に行政境界地域における緊急避難関連の情報並びに通勤・通学者、観光客の帰宅困難状況や被害程度等の情報提供を中心に行う。

また、その必要があると認める情報を収集・受領した場合は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）に報告するとともに、各部長に伝達する。伝達を受けた各部長は、部内職員に周知するとともに、防災関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講じる。

近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統については、以下のとおり行う。

また、茨城県防災情報ネットワークシステムで共有化された情報を活用する。

■ 近隣・周辺市町村の情報の収集・受領・伝達系統



2 生活関連施設の復旧状況情報

電気、ガス、水道、下水道など生活に密接した施設の復旧状況に関する情報については、災害発生直後から市民の最も関心の高いものであり、問い合わせ等が殺到し、電話の輻輳状態や災害対策本部としての機能低下をまねく主要な要因のひとつとなるおそれがある。

そのため、市は、市民に対して、日頃より「災害時には電話等による問い合わせを行わない」よう協力を要請し、自粛呼びかけを徹底させるとともに、各関係機関から収集した情報や過去の災害事例等により、逐次復旧の見通しに関する復旧状況情報の提供に努める必要がある。

生活関連施設の復旧状況情報の収集及び過去の災害事例等による提供情報の作成は、総務部が担当する。

なお、生活関連施設の復旧状況情報の収集・受領・伝達系統については、近隣・周辺市町村の情報に準じて行う。

第3節 災害情報の広報

第1 災害時広報体制の確立

活動項目
1 市長公室（広報班）の役割
2 出先機関・指定避難所の役割
3 防災関係機関との連携
4 市の広報活動

担 当	責 任 者	市長公室長、総務部長
		消防長、関係各部長
	班	広報班、総務部庶務班、消防部情報班、警備班、関係各部各班
	関 係 機 関	NTT東日本茨城支店、東京電力パワーグリッド日立事務所、 東京ガス日立支店、NHK水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他報道機 関、市内関係機関・事業所・団体等

1 市長公室（広報班）の役割

市長公室長（広報班長）は、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり災害時広報体制を確立する。

役 割 項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
広 報 活 動 用 資 料 作 成	(1) 総務班からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（インターネットによる情報提供含む） (3) 専用ファックス、伝令等による各部及び出先機関・指定緊急避難 場所へ広報活動用資料の配布 (4) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による情 報提供
「日立市報」 発行体制確立 （チラシ等）	(1) 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） (2) 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） (3) 災害発生2日目以降、毎日発行
要 配 慮 者 向 け 広 報 体 制 確 立	(1) 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連携 ・外国語・手話通訳ボランティアの確保 ・翻訳・点字ボランティアの確保 (2) 要配慮者向け広報資料の作成 (3) 要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成
報 道 機 関 対 応	(1) NHK等の放送機関への放送要請のための県への要請 (2) LuckyFM 茨城放送への放送要請 (3) JWAY、FMひたちへの放送要請 (4) 外国人・聴覚障害者向け放送枠の確保を要請 (5) 記者クラブ各社、報道機関の市内及び周辺各支局への共同記者会 見所・臨時記者詰所の開設

広報班の編成	(1) 広報車巡回等による広報活動 (2) その他緊急広報を必要とする地域への広報活動
--------	--

2 出先機関・指定避難所の役割

出先機関及び指定避難所は、総務部から提供を受けた広報活動用資料を活用し、指定緊急避難場所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。

役割項目	手順その他必要事項
資料を使用する 広報活動	(1) 市出先機関が担当地域内において広報活動 (2) 指定避難所担当者が指定避難所内において広報活動 (館内放送、口頭伝令等による)
「日立市報」の配布 (チラシ等)	(1) 出先機関が管内の指定緊急避難場所へ送付。ただし、通信回線が不通の場合は、車両(広報車、食糧輸送車等)により指定緊急避難場所、各支所・交流センターへ送付 (2) 市出先機関が担当地区内に掲示・配布 (3) 指定避難所担当者が指定避難所内で掲示・配布

3 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の本部連絡員に対し、次の事項に重点を置いて連携し、広報活動を実施するよう要請する。

(1) NTT 東日本茨城支店

NTT 東日本茨城支店は、災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。

なお、地震の振動で受話器がはずれた場合、通話中と同じ状態になり、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、地震のおさまった後には必ず受話器の確認を行うよう周知する。

主な広報事項	広報手段
(1) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 (2) 通信の途絶又は利用制限の状況 (3) 通信の途絶又は利用制限をした利用 (4) 利用制限をした場合の代替えとなる通信手段 (5) 利用者に協力をお願いする事項 (6) その他必要な事項	テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車 チラシ 窓口案内掲示 市への依頼 (広報紙等)

(2) 東京電力パワーグリッド 日立事務所

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況により、復旧予定時間等については、市本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

主な広報事項	広報手段
(1) 第一段階(安全、危険防止) ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。 イ 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は、接触を避けるとともに、最寄りの事業所に通報すること ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレイカーを切ること	テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車 窓口対応 (営業所等)

エ 使用中の電気器具コンセントを直ちに抜くこと オ その他、事故防止のための留意すべき事項 (2) 第2段階（被害状況）停電区域、停電事故復旧状況、停電事故復旧見込み (3) 市民対応窓口の確立 需要者からの電話による事故通報や復旧見通しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店、支店等の能率的受付体制を確立しておく。	市への依頼 (広報紙等)
---	-----------------

(3) 東京ガス日立支店

大規模な地震（震度 6 弱以上を目安とする）が発生した場合には、被害の程度に応じて供給区域全域の供給停止やブロック毎の供給停止を行う。

また、二次災害を防止し、住民の不安解消を図るため、以下の表のとおり、広報車による広報、市・消防本部（署）、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくり広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

主 な 広 報 事 項	広報手段
(1) 地震発生時 ア ガス栓を全部閉めること。 イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。 ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、直ちに最寄りの東京ガス日立支店に連絡する。 (2) マイコンメーターが作動してガスが出ない場合 ア 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。 イ 操作終了後、2～3 分間は、マイコンによる漏洩検査を実施しているのでガスを使用しないこと。 (3) 供給を停止した場合 ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、東京ガスからの連絡を待つこと。 イ ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し安全の確認をするので、ガスを使用しないこと。 (4) ガス供給を再開する場合 ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること。 イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。 ウ 内管検査及び点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの支社等に連絡すること。 エ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの支社等に連絡すること。	広報車、 消防各署、警察署、 報道機関等への 協力要請 市への依頼 (広報紙等)

(4) J R 東日本水戸支社・茨城交通・その他の公共交通機関

J R 東日本水戸支社・茨城交通・その他の公共交通機関においては、概ね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

なお、その他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

主 な 広 報 事 項	広報手段
(1) 駅では、地震被害状況を考慮して、旅客に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。	構内・車内放送 職員口頭、掲示等、 市への依頼 (広報紙等)

(5) 宿泊施設等

宿泊施設等においては、概ね次の事項に重点をおいて広報活動を実施し、利用客等の動揺、混乱を防止するよう努める。

主 な 広 報 事 項	広報手段
地震被害の状況を考慮して、利用客等に動揺、混乱が生じないように注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物の注意、周辺の現況、客の取るべき行動、施設側が行う対応等について放送案内を行うとともに、聴覚障害者へ正確で分かりやすい文書等を配布する。	館内放送、 職員口頭、掲示等 市への依頼 (広報紙等)

4 市の広報活動

(1) 広報内容

ア 被災地住民に対する広報内容

市は、被災地住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送塔によるものとする。

- ② 火災防止及び初期消火の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）
- ② 避難指示の出されている地域及び避難命令・指示の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な指定避難所、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設情報
- ⑫ 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況

- ⑯防災関係機関が実施している対策状況
- ⑰市災害対策本部活動体制及び活動状況
- ⑱その他必要な事項

イ 被災地以外の住民に対する広報内容

市は、被災地以外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。

また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ①避難指示の出されている地域及び避難命令・指示の内容
- ②流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地外の知人、親戚への被災者安否情報の伝言の呼びかけ）
- ⑤ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥全般的な被害状況
- ⑦防災関係機関が実施している対策状況
- ⑧その他必要な事項

ウ 報道機関への依頼

市は、あらかじめ定めた手続に伴い、報道機関（NHK水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM等）に対して、上記内容を広報するよう県へ依頼する。

エ 独自の手段による広報

市は、保有する人員、資機材を活用し、災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるために、住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては以下がある。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ①防災行政無線（固定系） | ⑥インターネット（メール、市ホームページ、SNS） |
| ②防災ヘリコプター（県へ要請） | ⑦立看板・掲示板 |
| ③広報車 | ⑧ケーブルテレビ |
| ④ハンドマイク等 | ⑨コミュニティFM |
| ⑤ビラの配布 | |

オ 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都県、他市町村等に広報を依頼するため、県へ要請する。

カ Lアラートの活用

市は、避難指示を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速、確実に情報を送信する。

なお、庁舎の日斎藤、特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は、県が実施する。

(2) 報道機関への対応

ア 報道活動への協力

報道機関独自の記事、番組作成にあたっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

イ 報道機関への発表

①報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。

②発表は、原則として総務部長が実施する。

なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ総務部長に了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

③指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として、総務部長と協議のうえ実施する。

ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

④総務部長は、報道機関に発表した情報を、各部各班のうち必要と認められる班及び関係機関へ送付する。

■ 主に広報すべき情報項目

広 報 事 項	広報手段
(1) 地震発生直後の広報 ア 地震に関する情報 イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ ウ デマ情報、パニック防止への呼びかけ エ 避難指示等の避難情報 オ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ カ 市内の被害状況の概要（延焼火災、建物倒壊、道路破損等） キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること ク 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ (2) 被害の状況が静穏化した段階の広報 ア 地震に関する情報 イ 被害情報及び応急対策実施に関すること ウ 安心情報 ①「・・・地区は被害なし」 ②「・・・小学校児童は全員無事に・・・へ避難」 ③その他被害のない事実又は軽微な事実内容の情報 エ 生活関連情報 ①上下水道の復旧状況 ②電気、ガス、下水道の復旧状況 ③食糧品、生活必需品の供給状況 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況	広報車 口頭伝達（市職員） 隣接市町村へ広報依頼 テレビ・ラジオ インターネット ケーブルテレビ 「日立市報」 ビラ配布・掲示 テレビ・ラジオ インターネット ケーブルテレビ等

キ バス、電車等交通機関の復旧、運行状況	
ク 医療機関の活動状況	
ケ その他必要な事項	

第2 広報活動用資機材及び要員の確保

活動項目
1 拡声器付車両・資機材等の調達
2 編集要員の確保
3 広報活動要員の確保

担当	責任者	総務部長、市長公室長、消防長
	班	広報班、総務部庶務班、消防部情報班、警備班、関係各部各班
	関係機関	近隣・周辺市町村（常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村） NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他報道機関、各事業所・団体

1 拡声器付車両・資機材等の調達

(1) 市資機材保有現在量の把握

総務部長は、本部長の指示に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な市保有拡声器付車両の状況について把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

(2) 資機材の調達

市保有現在量では対応が困難な場合や、拡声器付車両・スピーカー装置等機材の確保については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

ア 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、あらかじめ協定等により、おおよその調達可能品目、数量等を把握しておくものとする。

イ 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させるものとする。

ウ 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用については、燃料・修理代を実費負担する。

また、その他消耗品については、市が通常行うところによる。

2 編集要員の確保

(1) 編集ボランティア

市内事業者及び市社会福祉協議会に対し、編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人、聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 他市町村職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員として他市町村職員の応援派遣を要請する。

3 広報活動要員の確保

(1) ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 他市町村職員の応援派遣要請

他市町村職員の応援派遣を「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、要請する。

※ 本章第5節「広域応援要請計画」参照

第3 市による広報活動の実施要領

活動項目
1 広報車等の利用
2 市職員の口頭伝達
3 市施設での掲示等
4 インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信
5 隣接市町村への広報依頼
6 緊急警報放送等の要請
7 広報文

担当	責任者	総務部長、市長公室長
	班	広報班、総務部庶務班、総務班、総務部応援班、政策班、各部各班
	関係機関	近隣・周辺市町村（常陸太田市、高萩市、北茨城市、東海村） NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他報道機関

1 広報車等の利用

市長公室長が広報文を作成し、総務部及び市長公室班員が行う。

総務部長及び市長公室長は、必要に応じて他部の車両・人員、市内事業所・団体等の車両の調達により、必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。

広報車による広報は、音声のほかビラ・チラシ等印刷物の配布に努める。

また、他部の車両確保については、総務部庶務班が行う。

広報車用車両に指定された車両については、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

2 市職員の口頭伝達

出先機関及び指定緊急避難場所の要員が各地区において行う。

広報車の活動が不可能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。

原則として無線機を携帯させるとともに、2人1組で、本部と密接な連絡をとりながら、広報活動を実施するよう努める。

また、必要な場合は、あわせて日立警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

3 市施設での掲示等

市長公室長は、「日立市報」（災害生活情報）を災害発生後2日目に発行する印刷物を第1号として、1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。

これにより、情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された市報は、本庁舎においては市長公室職員が、市出先機関、指定緊急避難場所並びにその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

4 インターネット・ケーブルテレビ等による情報の発信

市長公室長は、総務班と連携し、インターネット、ケーブルテレビ等を活用して情報発信に努める。

5 隣接市町村への広報依頼

市長公室長は、隣接市町村との境界部にあたる地域住民への広報活動で、上記の手段では不十分もしくは適切でないと判断される場合については、本部長を通じて、隣接市町村に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

6 緊急警報放送等の要請

本部長は、震度6弱以上の地震が発生した場合及びその他災害の発生により必要と認める場合は、発生後2時間を目処として、NHK等の放送機関において、緊急市長声明を発表する。

市長公室長は、災害時の広報活動実施において、ラジオ、テレビに対する緊急警報放送の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行う。

7 広報文

市長公室長は、広報文については適宣作成する。

なお、防災訓練や市民（自主防災組織代表者等）との交流を通じて、その内容を随時見直し、必要な修正を行う。

第4 報道機関への発表・協力要請

活動項目	
1	日立市の発表
2	市消防本部の発表
3	緊急警戒放送等の要請

担当	責任者	総務部長、市長公室長、消防長
	班	秘書班、広報班、消防部情報班
	関係機関	NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、その他報道機関

1 日立市の発表

(1) 本部設置前

市長の指示若しくは市長公室長の指示により、広報班長（広聴戦略課長）は報道機関に対して記者クラブを通じて、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(2) 本部設置後

本部設置後については、広報班を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は、原則として本部長が共同記者会見方式で行う。

なお、広報班長は、本部が設置された場合は、臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置する。

2 市消防本部の発表

市消防本部が行う発表は、共同記者会見の場で、指定する幹部が行う。なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については市消防本部の定めによる。

3 緊急警戒放送等の要請

市は、ラジオ・テレビについて、緊急時における情報連絡手段として有効に活用する。

なお、ラジオ・テレビに対する緊急放送の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行う。

※ NHK水戸放送局及び~~栃~~LuckyFM 茨城放送に対する放送要請手続 （資料編 資料2-4）

第4節 自衛隊の災害派遣要請計画

担 当	責 任 者	総務部長
		市長公室長、消防長
	班	総務班、市長公室庶務班、警防班
	関係機関	自衛隊、県（防災・危機管理課）

第1 災害派遣要請

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、県知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により県知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知することができる。

また、自衛隊は、災害時に特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

第2 災害派遣の要請先

県知事が陸上自衛隊へ災害派遣を要請する場合は、原則として茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて行うこととなる。

ただし、人命救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令職にある部隊等の長へ要請し、その旨を施設学校長に通報する。

また、海上自衛隊及び航空自衛隊に対する派遣の要請は、直接当該部隊に要請する。

部 隊 等 の 長 （ 所 在 地 ）	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
	課業時間内	課業時間外	
施設学校長（勝田駐屯地司令） ひたちなか市勝倉 3433	警備課長 （防衛班長）	駐屯地 当直司令	029-274-3211 内線 時間中 234 時間外 302

第3 災害派遣要請の手続

1 本部長は、県知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

2 市は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により県知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続を速やかに行う。

※ 自衛隊に対する災害派遣要請依頼書 （資料編 資料 10-1）

提出（連絡）先	県防災・危機管理部 消防防災課
提出部数	1部

第4 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次に示すものとする。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて、情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

第5 自衛隊との連絡

本部長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をする。

第6 災害派遣部隊の受入体制及び撤収要請

1 受入れ側の活動

災害派遣を依頼した市は、派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分達成できるように努めなければならない。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- イ 連絡職員を指名する。
- ウ 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

(2) 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

2 作業計画及び資機材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び必要器材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、県との連絡が円滑かつ迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておく。
なお、市の窓口は、市長公室政策班が行うこととする。

4 ヘリコプターの受入れ

本部長は、定める箇所の基準により選定した場所へ、ヘリポートを確保する。

※ ヘリポート設定場所概要 （資料編 資料 16-5）

5 災害派遣部隊の撤収要請

市は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

※ 部隊撤収要請依頼書 （資料編 資料 10-2）

表 災害派遣部隊の受入手順

項 目	活 動 内 容
準 備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保・調達を行う。 派遣部隊の待機所、車両、器材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。 この場合、他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業を分担するよう配慮する。
受 入 れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。 作業実施期間中は、現場に連絡員を置き、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し、調整の上作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮泊予定地は前もって定めておくこととするが、これによりがたい場合は、市内の公共空地を緊急に確保する。
県 へ の 報 告	総務部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県防災・危機管理課に報告する。
派遣部隊の 撤 収 要 請	派遣部隊の撤収要請は、県知事が本部長及び派遣部隊の長と協議して行う。本部長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって県知事に対しその旨報告する。 ただし文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡し、その後文書を提出する。

第7 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものは除く。）の補償

なお、その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第5節 広域応援要請計画

第1 応援要請の実施

活動項目
1 とりまとめ責任者
2 県への応援要請・職員の斡旋
3 他市町村への応援要請
4 国の機関に対する派遣要請
5 民間団体及び事業所等に対する要請

担 当	責 任 者	総務部長	※ 防災関係機関への要請及び全体統括
		消防長	※ 消防機関の応援要請に関すること
		関係各部長	※ 所管団体・事業所への要請
	班	総務班、警防班、消防部庶務班、上下水道部総務班、保健班、 関係各部各班	
	関係機関	各項目に記載	

1 とりまとめ責任者

区 分	職 名		役 割 の あ ら ま し
県その他防災機 関及び自衛隊	正	総 務 部 長	県及び県を通じて行うこととされている他 市町村、防災機関及び自衛隊への要請、受入 窓口となる。
	副	防災対策課長	
協定締結民間団 体及び事業所	正	各 所 管 部 長	日立市医師会、日立市建設業協会、日立市 指定管工事協同組合、日立下水道維持管理協 議会、日立水道協会、物流業者等各部が所管 する団体、事業所への要請、受入窓口となる。
	副	各 担 当 課 長	

2 県への応援要請・職員の斡旋

市は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めたときは、県又は指定地方行政機関等に応援又は職員の斡旋を要請する。

その際、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

(2) 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 他市町村への応援要請

(1) 県内外の他市町村との協力・応援要請

現在、県内の他市町村との間では、「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。

応援の要請にあたっては、把握できた範囲で、次の事項を明らかにして、各市町村へとりあえず口頭、電話又は電信により他市町村の長へ応援要請を行い、後日速やかに文書により提出する。

なお、応援に要した費用については、応援を受けた市町村が基本的に負担する。

- ※ 災害時等の相互応援に関する協定 （資料編 資料 2-1）
- ※ 高萩市、北茨城市との相互応援に関する協定 （資料編 資料 2-7）
- ※ 群馬県桐生市との相互応援に関する協定 （資料編 資料 2-5）

4 国の機関に対する派遣要請

市は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関へ派遣を要請する。

なお、要請後は速やかに県へ報告する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を要請する資機材
- (4) 派遣を必要とする期間
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

5 民間団体及び事業所等に対する要請

市は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体及び事業所等に協力を要請する。

災害時に、業種別の民間団体及び事業所等へ協力を要請する業務は、以下のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- (2) 災害に関する予警報、その他情報の地域内住民への伝達
- (3) 災害時における広報広聴活動への協力
- (4) 震災時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- (5) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送への協力
- (7) 被災状況調査への協力
- (8) 被災地域内の秩序維持への協力
- (9) 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- (10) 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- (11) 生活必需品の調達等の業務への協力
- (12) その他市が行う災害応急対策業務への協力

第2 応援受入れ体制の確保

活動項目
1 連絡体制の確保
2 受入体制の確保
3 経費の負担

担 当	責 任 者	総務部長	※ 防災関係機関への要請及び全体統括
		消防長	※ 消防機関の応援要請に関する事
		関係各部長	※ 所管団体・事業所への要請
	班	総務班、警防班、消防部庶務班、上下水道部庶務班、保健班、関係各部各班	
	関係機関	各項目に記載	

1 連絡体制の確保

応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び県・関係市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受入体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

国及び県・関係市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定めておく。

(2) 受入れ施設の整備

国及び県・関係市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。また、防災ボランティア等の人的応援についても、あらかじめ受入施設を定めておく。

なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

3 経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として本市の負担とする。

(1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

(2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

活動項目
1 応援要請
2 応援受入体制の確保
3 応援隊との連携
4 経費の負担

担当	責任者	消防長 ※ 消防機関の応援要請に関すること
	班	消防部庶務班、警防班
	関係機関	各項目に記載

1 応援要請

本部長、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき、応援要請を速やかに行うよう消防長へ指示する。

※ 応援派遣要請を必要とする災害規模

- ・大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ・災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ・多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ・特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ・その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

2 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

消防の応援受入れ窓口は、原則的に警防課とする。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

(2) 受入施設の確保

人、物資等の応援を速やかに受け入れるための公共施設をあらかじめ選定し、所管する関係部課又は関係機関と協議の上、連携強化を図る。

3 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- (1) 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- (2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- (3) 部隊の活動や宿営等のための拠点となる後方支援拠点等の提供（学校・体育館）
- (4) 消防活動資機材の調達・提供

4 経費負担

経費の負担については、協定に基づき行う。

第4 他市町村被災時の応援

1 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災害対策基本法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることができる。

(1) 支援対策本部の設置

他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や、職員の派遣等の指示及び調整を行う。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員を派遣するなどして、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供若しくは斡旋を行う。

第6節 警備体制

第1 震災警備体制

活動項目
1 市並びに市民・事業所等の役割

担 当	責 任 者	総務部長	※ 自主防災組織に関すること
		都市建設部長	※ 交通規制に関すること
		市民生活環境部長	※ 防犯活動への協力に関する連絡・調整
		消防長	※ 救出活動並びに防犯活動への協力
		関係各部長	※ 所管業務に基づく必要な協力
	班	総務部庶務班、総務班、土木班、管理班、市民生活環境部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、関係各部各班	
	関係機関	日立警察署、東京電力 ^{パワーステア} 、日立事務所、日立市建設業協会、日立市防犯協会、自主防災組織、各協力団体、消防団、交通安全施設関連業者・警備業者	

1 市並びに市民・事業所等の役割

(1) 市の任務

ア 総務部、市民生活環境部

地震により被災した保安灯・照明灯等の復旧措置を講ずるとともに、各部、協力団体並びに自治会、自主防災組織等の住民団体に対し、避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力を要請し、併せて調整を行う。

イ 市消防本部（消防団）

災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮して救助・救出活動を行う。

消防署・日立警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理等など必要な活動に従事する。

また、夜間においては、日立警察署・消防署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

ウ その他関係各部

各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

(2) 市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・日立警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。

また、市・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、「被災地における安全確保」のために必要な協力を最大限行う。

第7節 避難計画

第1 避難指示を行う実施責任者

活動項目
1 避難指示の発令

担当	責任者	総務部長
		消防長 ※ 延焼火災等からの避難路・指定緊急避難場所の安全確保
	班	総務班、警防班、警備班
	関係機関	常陸河川国道事務所、茨城海上保安部、日立警察署、自衛隊

1 避難指示の実施責任者

避難命令を発する権限のある者は、それぞれの法律に次のように定められているが、災害対策の一次的な実施者である本部長中心として、相互に連絡を取り実施する。

なお、本部長不在の場合は、次の者が本部長からあらかじめ指定された実施代理者として、迅速な対応を図るものとする。

(実施代理者) 第1位：総務部を所管する副市長 第2位：他の副市長

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法規	措置
市長 (本部長)	避難指示	災害全般	災害対策基本法第60条	県知事へ報告
水防管理者	避難指示	洪水・高潮	水防法第29条	日立警察署長へ通知
警察官	避難指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	日立市長へ通知
海上保安官	避難指示	災害全般	災害対策基本法第61条	日立市長へ通知
県知事又は その委任を 受けた職員	避難指示	洪水・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	日立警察署長へ通知
消防長又は 消防署長	避難指示	火災 危険物漏洩	消防法第23条の2	日立市長へ報告
自衛官	避難指示	災害全般	自衛隊法第94条	日立市長へ通告

第2 避難指示

活動項目
1 避難指示を行う基準
2 避難指示の対象者
3 避難指示の内容
4 避難指示の伝達等
5 警戒区域の設定

担当	責任者	総務部長、消防長、市民生活環境部長
	班	総務班、警防班、気象班
	関係機関	各項目に記載

1 避難指示を行う基準

地震発生後、これらについては積極的な情報収集に努め、適正な避難指示を行う。

区 分	実 施 基 準
避難指示	1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合 2 地震水害により、河川が堤防を超え洪水のおそれがある場合 3 その他災害の発生が予想され、市長が必要と認めた場合

2 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいる全ての人を対象とする。

3 避難指示の内容

避難指示は、次のことを明らかにして行う。

- (1) 要避難（準備）対象地域（町名、施設名等）
- (2) 避難先及び避難経路（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
- (3) 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (4) その他必要な事項（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼び掛け等）

4 避難指示の伝達等

- (1) 関係地域内住民等への伝達

避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車等により伝達する。その場合、要配慮者を含めた地域内の全ての人に情報が伝わるよう自主防災組織と連携を図るほか、NHK 放送や LuckyFM 茨城放送等その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

避難措置等解除の連絡は、避難指示の伝達に準じて行う。

また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

- (2) 隣接市町村等関係機関への連絡

本部長が避難指示を行ったとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通報を受けたとき、本部長は、次により関係機関等へ連絡する。

ア 隣接市町村（防災担当）

地域住民が避難のため、隣接市町村内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。また、

避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町村に対しても連絡を行う。

県内の他の市町村の場合も同様とする。

さらに、他の都道府県の市町村の場合は、県に対して当該市町村の都道府県との協議を求めるものとする。

イ 県の関係機関

日立警察署、その他県関係機関に連絡して協力の要請を行う。

ウ 学校施設等の管理者

教育部庶務班を通じて、指定緊急避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡を行い、協力を要請する。

(3) 県への報告

総務部長は、避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を茨城県災害対策本部事務局（災対本部未設置の場合は、防災・危機管理課）へ報告する。

- | | |
|--------------|------------|
| ・ 発令者 | ・ 避難地 |
| ・ 発令理由及び発令日時 | ・ その他必要な事項 |
| ・ 避難の対象地域 | |

5 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告については、避難措置及びその解除に準じて行う。

(1) 警戒区域設定者及び内容

（実施代理者） 第1位：総務部を所管する副市長 第2位：総務部長

区域設定者	設 定 内 容
市長 （本部長）	災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ただし、危険が切迫し、本部長が発令するいとまのないときは、総務部を所管する副市長、総務部長又はその他の関係部長が実施するものとする。 この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
警察官 海上保安官	市長又はその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があったときは、この職権を行うことができる。 この場合、直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、本部長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、本部長の権限を代行する。 この場合、直ちにその旨を本部長に通告しなければならない。
消防吏員	消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置することができる。 （消防法第28条、水防法第21条）

(2) 警戒区域設定に伴う必要な措置

総務部、保健福祉部、都市建設部、消防本部その他関係部が連携し、日立警察署、日立保健

所等の防災関係機関の協力を得て実施する。

(3) 警戒区域設定が必要とされる場合

地震の発生により、警戒区域の設定が必要とされる場合については、次の内容が想定される。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 崩壊危険のある大規模建物周辺地域 |
| イ | 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 |
| ウ | 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 |
| エ | 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域 |
| オ | その他住民の生命を守るため必要と認められるとき |

(4) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第3 避難の誘導等

活動項目	
1	避難誘導を行う者
2	避難誘導
3	避難路・指定緊急避難場所の安全確保
4	避難完了の報告

担当	責任者	保健福祉部長 ※ 指定緊急避難場所の開設・運営・要配慮者の避難 係
		消防長 ※ 避難路・指定緊急避難場所の安全確保
	班	収容班、福祉第1班、第2班、警防班、警備班、関係各部各班
	関係機関	自衛隊、日立警察署、自主防災組織、施設管理者

1 避難誘導を行う者

(1) 緊急に避難が必要な場合

ア 本部長は、その都度必要と認める場合は、保健福祉部長及び消防長に対して、必要と認める指定緊急避難場所に関する誘導体制の強化を指示する。

イ 地域内から指定緊急避難場所及び指定避難所までの避難誘導は、原則として、消防団、自主防災組織が行い必要に応じて現場の警察官等が行う。

(2) 教育施設、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、事業所、デパート等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設責任者、管理者等による事前に定めた計画を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

なお、各施設においては、災害発生時の応援者をあらかじめ定めておき、その応援者からの支援を受けて、安全な場所への避難誘導等を行う。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

(4) 消防団、自主防災組織との連携

市は、要配慮者の避難誘導を行う際は、消防団又は自主防災組織からの協力を得て行うこととし、迅速かつ適切な避難誘導を行う。

なお、福祉避難所へ移送する必要があると認められた場合は、「本章第16節 要配慮者等対策」に基づき、必要な移送措置を講じることとする。

2 避難誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目安とする非常用持出袋を用意しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので原則として禁止とする。

- ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- イ 飲料水、携帯ラジオ、衣類、履物、食料品、貴重品、懐中電灯、救急セット、筆記用具、雨具、防寒衣、チリ紙など生活にかかせない用品を両手が使えるリュックサックなどに入れて、避難の支障とならない重さとする。（成人男 15 キログラム・成人女性 10 キログラム）
- ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、雨具類及び必要に応じ防寒具
- エ 貴重品（印鑑、預金通帳、多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと
- オ 家族の中に要配慮者の方がいる世帯については、紙おむつ、おぶいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な指定避難所へ誘導するために必要な方法をとるが、おおよそ次のようなことを目途とする。

- ア 避難の誘導は、高齢者、障害者、病弱者、幼児等、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。
- イ 交差点や橋梁等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗等を掲げるとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう努める。
- ウ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難誘導にあたる者が指定する。
なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックがおこるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。
- エ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、総務部長を経由し、都市建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

※ 指定緊急避難場所一覧（資料編 資料4-2）

※ 指定避難所一覧表（資料編 資料4-1）

3 避難路・指定緊急避難場所の安全確保

(1) 市消防本部の任務

消防長は、避難指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力する。

さらに、付近にいる消防団に対して市民の避難・誘導の伝達徹底にあたるよう指示・連絡する。

なお、避難指示の発令時点以降の活動は、被災者の移動が完了するまでの間、指定避難所・避難路の安全確保に努めるとともに、指定避難所周辺への延焼防止及び飛び火等による指定避難所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

4 避難完了の報告

大規模な災害が発生し避難指示が発令されたとき、若しくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときの各施設管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行う。

なお、連絡の方法は市施設の場合については、防災行政無線及びIP無線、FAX、電話又は伝令による。

ただし、NTT電話（公衆回線）が使用できない場合の措置については、伝令による最寄りの市出先機関、消防署、警察その他防災機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。

保健福祉部長は、各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告する。

また、災害時広報における「安心情報」のデータ源としての活用を図るよう、総務部長に要請する。

第4 指定避難所の開設

活動項目
1 開設・運営の担当者
2 開設期間の目安
3 開設から閉鎖までの手順
4 開設から閉鎖までの留意事項

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 指定避難所の開設・運営に関すること
		教育長（教育部長） ※ 指定緊急避難場所の開設・運営の補助に関すること
		総務部長 ※ 食品ほか救助物資の確保・調達及び供給に関すること
		各部長 ※ 指定避難所の開設・運営の協力に関すること ※ 食品ほか救援物資の供給の協力に関すること
	班	収容班、保健班、保健福祉部庶務班、教育部庶務班、学校教育班、生涯学習第1班、生涯学習第2班、施設班、学校班、財政部庶務班、救援物資輸送班、市民生活環境部庶務班、各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、市社会福祉協議会、自主防災組織

1 開設・運営の担当者

指定避難所の設置場所は、市内の小・中学校を中心とした公共施設及び民間施設のうち市が指定する施設とする。

開設及び運営の実務については、保健福祉部長がそれぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣し、別に定める指定避難所運営マニュアルに従って担当させる。

その際、女性職員の派遣に配慮する。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、あらかじめ指定している避難所開設担当職員又は各施設の管理責任者・勤務教職員が実施する。

また、指定避難所は保健福祉部、教育部、都市建設部等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、指定避難所内での各部が活動する場所の指定等についての調整業務は、各指定避難所責任者が行う。

※ 指定避難所運営マニュアル（資料編 資料4-7）

2 開設期間の目安

市域に大規模な災害が発生した場合における指定避難所の開設期間は、災害発生後14日間以内を目標にする。なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

3 開設から閉鎖までの手順

指定避難所の開設から閉鎖までの手順は、おおよそ次のとおりとする。

- | |
|--|
| (1) I P無線、電話等により指定避難所開設の旨を本部に報告
(2) 施設の門を開ける
(3) 施設の入口扉を開ける
（すでに避難者がいるときは、とりあえず広いスペースに誘導する） |
|--|

- (4) 要配慮者優先スペース、女性専用スペースを指定する
- (5) 避難者の受入れ（収容）スペースを指定
- (6) すでに避難している人を指定のスペースへ誘導
- (7) 指定避難所内事務室（「市の窓口」）を開設
- (8) 避難者名簿（カード等）の配布・作成
- (9) 安否確認。特に要配慮者の所在を確認
- (10) 居住区域の割り振り
- (11) 班長、庶務当番（順位）の決定
- (12) 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給
- (13) 要配慮者、病人等の移送措置
- (14) 指定避難所の運営状況の報告（毎朝定時に報告。その他適宜）
- (15) 指定避難所運営に伴う記録作成
- (16) 避難者のニーズ、要望の確認（アンケートやヒアリング等）
- (17) 避難者のニーズ、要望への対応（医療機関等への移送、避難者の家の片づけ等）
- (18) 避難者がいなくなったことを確認し、I P無線、電話等により指定避難所閉鎖の旨を本部に報告

4 開設から閉鎖までの留意事項

(1) 開設時の留意事項

ア 開設、避難者の受入れ・誘導

指定避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。

ただし、夜間の突発的な災害の場合には、本部長又は保健福祉部長からの指示がなくても、避難の必要が生じると自主的に判断したときは、あらかじめ指定している避難所開設担当職員又は居合わせた職員、各施設の管理責任者、勤務教職員が施設入口（門）を開鍵し、門を大きく開け、指定避難所の開設準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、混乱の防止に努める。

開設、避難者の受入れ・誘導について、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

イ 要配慮者優先スペース、女性専用スペースその他区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、トイレに近いところを指定する。

また、女性専用のトイレ、更衣室など、女性に配慮したスペースを指定する。

あわせて、事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域毎にスペースを設定し、避難した市民による自主的な運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープをはる、掲示板を置くなどわかりやすいものになるよう努める。

なお、高齢者等の要配慮者については、交流センター等の市の施設を別途確保するように努める。

ウ 報告

指定避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに保健福祉部長に対して、ＩＰ無線、電話等によりその旨を報告する。

保健福祉部長は、各指定避難所の開設を確認後、その旨総務部長に報告するとともに、指定避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

総務部長は、県災害対策本部（災対本部未設置の場合は防災・危機管理課）並びに日立警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①指定避難所開設の日時、場所、施設名、目的②収容状況及び収容人員③開設期間の見込み |
|---|

※ 指定避難所設置報告書（資料編 資料4-3）

エ 所内事務室の開設

前頁3の手順の措置をとった後、指定避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお指定避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。

また、事務室には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者名簿、指定避難所設置報告書等の様式、事務用品等）を準備する。

(2) 運営上の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード等）は、指定避難所運営のための基礎資料となる。

指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード等）を配るなどして、避難した市民等を各世帯単位で記録する。

集まった記録を基に避難者名簿をできる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、保健福祉部長を通じて、総務部長へ報告する。

※ 避難者名簿（資料編 資料4-6）

イ 居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地域地区毎（自治会）にまとまりをもてるように行う。

また、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

各居住スペースは、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住スペース毎に代表者（班長）を選定するよう、指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役を要請する。

居住スペースの代表者（班長）の役割

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 市（本部）からの指示、伝達事項の周知② 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告③ 物資の配布活動等の補助④ 居住スペースの避難者の要望・苦情等のとりまとめ⑤ 保健福祉部（保健班）が行う消毒活動等への協力⑥ 施設の保全管理 |
|--|

ウ 食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給

責任者となる職員は、備蓄倉庫及び指定避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他

物資の必要数のうち、不足する分については、保健福祉部長に報告し、総務部長へ調達を要請する。また、到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度、指定避難所物品受払簿に記入の上、各居住スペースに配給を行う。

食糧、生活必需品の運搬、要請、受取、配給について、コミュニティ（自主防災組織）や避難者の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

総務部長は、調達を要請された食糧、生活必需品、その他必要物品を各指定避難所に配送する。

また、ごみ回収について、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

※ 配送物品報告書（資料編 資料 22-6）

エ 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

指定避難所滞在者に対しては、特に要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない。

室内照明は、夜間（10時以降）は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

オ 福祉避難所

市は、心身の状態や障害の種別によって、避難中の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすい要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供の支援を行う体制を整備するものとする。

また、福祉避難所を開設した場合は、①避難者名簿（名簿は随時更新する）、②目的、③箇所名・各対象収容人員（高齢者、障害者、妊産婦等）、④開設期間の見込みを県に報告するものとする。

カ 被災者の移送

①要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の収容については、保健福祉部長に連絡し可能な限り市交流センター等集会施設並びに福祉施設・病院等、福祉避難所や専用避難施設へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベット等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

②被災者の他市等への移送

保健福祉部長は、被害が甚大なため、市内の指定避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他市等の指定避難所への移送を要請する。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

その他県の計画の定めるところによる。

③他市町村からの被災者の受入協力

保健福祉部長は、本部長より他市町村からの被災者を受け入れるための指定避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受け入れるため指定避難所の開設指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

キ 指定避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、1日のうち最低1回保健福祉部長へ報告する。

なお、本部長に対する報告は、保健福祉部長が、取りまとめて行う。

また、傷病人の発生等、特別の事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

また、指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記入する。

※ 避難収容状況（資料編 資料4-4）

※ 避難所日誌（資料編 資料4-5）

ク 指定避難所運営長期化対応

指定避難所運営が長期となった場合、日立市医師会等の協力を得て、避難者の心身の健康管理に十分留意するよう医療サービスを行う。

指定避難所滞りが長期化しないよう、保健福祉部長は、避難者からアンケート、ヒアリング等を行い、要望等を聴きとるため、各指定避難所に福祉ボランティア等を派遣する。

避難者の要望等については、保健福祉部長は必要な措置を講ずるものとする。

必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。ケ 市の窓口としての機能

指定避難所は、地区における市本部の窓口として、広報資料の配付や仮設住宅の入居申込用紙等の交付・受付を行う。

コ 環境の清潔保持

被災者が健康状態をそこなわないよう、施設内の清掃、生活を維持するために避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要な各種生活物資、生活保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理・必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、要配慮者については移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。

なお、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合には、協力して行うものとする。

また、入浴サービス提供については、関係事業者との連携を図るものとする。

サ 避難者への情報提供

被害状況、応急対策の内容や生活関連情報等について、本部から情報収集を行うなどして、被災者に対し、積極的に情報提供を行うものとする。

シ 自主運営への移行

指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(3) 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等

ア 経費内容

①人夫賃

- ②消耗機器費
- ③建物器物等使用謝礼金
- ④燃料費
- ⑤仮設炊事場及び便所の設置費等

イ 限度額

①基本額

資料編 資料 19-1 のとおりとする。

②加算費

冬期（10月～3月）についてはその都度定める額とする。

ウ 指定避難所開設の期間

指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(4) 閉鎖時の注意事項

ア 指定避難所閉鎖の目安

おおむねライフラインの回復とし、指定避難所生活が慢性的に継続されることを回避する。

イ 閉鎖に向けての避難者要望等への対応

避難者の中には、健康上の不安や自宅が片づけされない等、様々な理由により自宅に戻ることが困難な人が存在する。

保健福祉部長は、指定避難所生活の長期化防止や指定避難所運営の終息を目指し、これらの避難者が自宅に戻るなど、指定避難所を出ることができるような措置を取るための調整を行う。

ウ 避難者のニーズや要望の把握

①避難者向けアンケートの実施

保健福祉部長は、避難者のニーズや要望を把握するため、各指定避難所において、避難者向けアンケートを実施する。

アンケート結果については、集計、分析した上で、対応策を検討・実施する。

②避難者向けヒアリングの実施

避難者の中には、健康上の不安や自宅が片づけされない等、様々な理由により自宅に戻ることが困難な人が存在する。

エ 指定避難所閉鎖の準備

上記アンケートやヒアリング等の結果、避難者全員が指定避難所を出ることが可能になった場合は、災害対策本部からの指示を受け、指定避難所撤収の準備に取り掛かる。

①避難者への説明

避難者に対して、指定避難所の撤収時期、撤収準備等について説明を行う。

②避難者の移動

指定避難所から自宅への移動手段等で要望がある場合は、出来る範囲で対応する。

(5) 指定避難所の撤収

ア 使用物品を災害対策本部へ返却する。

イ 使用物品のうち、未使用のものは原則として指定避難所に置いておき、未使用数を災害対策本部に報告する。

ウ ごみは直接清掃センターへ搬入する。

第8節 緊急輸送体制

第1 緊急輸送の優先順位

活動項目
1 緊急輸送の優先順位

担当	責任者	総務部長
	班	総務班

1 緊急輸送の優先順位

- (1) 総括的に優先されるもの
 - ア 人命の救助、安全の確保
 - イ 被害の拡大防止
 - ウ 災害応急対策の円滑な実施
- (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階 （地震発生直後の初動期）
ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ウ 医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員、初動期の応急対策要員、物資 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
第2段階 （応急対策活動期）
ア 第1段階の続行・継続 イ 食糧、水等生命維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階 （復旧活動期）
ア 第2段階の続行・継続 イ 災害復旧に必要な人員、物資 ウ 生活用品、郵便物 エ 廃棄物の搬出

第2 緊急輸送道路等の確保

活動項目
1 被害状況の把握
2 緊急輸送道路啓開作業の実施

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 輸送業務実施体制に関する連絡調整
		都市建設部長 ※ 輸送道路等の状況把握及び対応
		産業経済部長 ※ 漁港・港湾施設の被災状況の把握及び対応
	班	総務班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、建築指導班、 都市建設部応援班、産業経済部庶務班、農林水産班
	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、県（高萩工事事務所・ 茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署、NEXCO東日本 水戸管理事務所、茨城県道路公社

1 被災状況の把握

市は、緊急輸送道路及び港湾・漁港施設の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所及び茨城港湾事務所日立港区事務所等と連携を図り、速やかに調査を実施する。

また、車両等による調査活動が困難な場合には、県防災ヘリコプターの派遣を県知事（防災・危機管理課）へ要請し、被害状況の把握に努める。

2 緊急輸送道路啓開作業の実施

道路管理者は、所管する緊急輸送道路の啓開作業を速やかに実施する。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

また、市は常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、高萩工事事務所から、国県道の啓開作業状況の報告を受ける。

第3 輸送車両等の確保

活動項目
1 輸送実施機関
2 輸送方法
3 輸送船舶等の要請
4 臨時ヘリポートの開設
5 集積場所・輸送拠点の確保
6 積替え中継拠点の確保

担 当	責 任 者	総務部長	※ 輸送業務実施体制に関する連絡調整 ※ 救援物資輸送車両等の確保及び手配
		消防長	※ ヘリポートの設営に関する県との連絡調整
		産業経済部長	※ 被災者輸送車両等の確保及び手配
	班	総務班、総務部庶務班、警防班、警備班、産業経済部庶務班	
	関係機関	茨城海上保安部、自衛隊、県防災・危機管理課、日立警察署、NEXCO東日本水戸管理事務所、道路管理者、JR東日本（市内各駅）、茨城交通、県トラック協会日立支部	

1 輸送実施機関

災害時における被害者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るため、本部長の指揮の下に、総務部長の要請により実施する。

総務部長は、震度6弱以上の地震が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示の有無に関わらず、災害時輸送業務実施体制を確立する。

2 輸送方法

(1) 市の役割

ア 災害発生後の取るべき主な措置

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
県トラック協会日立支部への連絡（日立物流）	①災害時輸送業務実施体制確立の要請 ②市内被害状況に関する情報の提供 ③市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への連絡	①災害時輸送業務実施体制における市有車両の現在状況の把握及び運用上のルールの確認（全部長） ②場所・燃料・資機材・設備・活動資金等の提供若しくは調達に関する協力の要請（総務部長、都市建設部長、産業経済部長）その他の協力要請（その他関係各部長）

緊急通行車両の確認手続	①県警本部若しくは日立警察署へ災害時輸送業務実施体制確立の通知並びに協力要請 ②県警本部若しくは日立警察署へ緊急通行車両確認に関する手続の要請
輸送業務調整班の編成 (都市建設部長、 産業経済部長)	①輸送業務関係事業所との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③市民対応
総務部庶務班による配車	①各部で管理する車両の運行状況の把握 ②市有車が不足する場合の市内の団体・業者等からの調達

イ 燃料の調達

総務部長は、市保有車両及び協力車両の全てに必要な燃料の調達を行う。調達は、市内の供給業者（茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会）又はその他の関係機関に対して、供給要請を行う。

その他については、本章第11節「燃料対策」によるものとする。

ウ 市保有車両運用上のルール

①輸送対象の優先順位

輸送は次のとおり行うが、車両の配車、運用の基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。

- | | |
|-----|---------------------------|
| 第1位 | 被災者避難のための対策要員及び被災者の輸送 |
| 第2位 | 医療・助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送 |
| 第3位 | 被災者救出のための対策要員、資機材及び被災者の輸送 |
| 第4位 | 病院用上水・飲料水の供給のための輸送 |
| 第5位 | 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送 |
| 第6位 | 救助物資の輸送 |
| 第7位 | 死体の搜索、処理、埋葬のための輸送 |
| 第8位 | その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送 |

②配車手続等

- ・総務部長は、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- ・車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- ・防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。※市の車両保有台数一覧（資料編 資料3-10）

(2) 県トラック協会日立支部の役割

県トラック協会日立支部は、本部長から災害時輸送業務実施体制確立の要請を受けた場合は、以下のとおり輸送業務に関する応援協力活動を行う。

ア 各車両集結拠点への配置

県トラック協会日立支部は、あらかじめ定める計画に基づき会員各社に対し、車両・要員の本庁舎並びに各「物資輸送拠点」への集結を指示し、加盟会員が有する車両・要員を輸送対策に従事させる。

イ 運営体制

本庁舎内に県トラック協会日立支部対策本部、各「物資輸送拠点」内に同対策支部を置く。
各対策支部の要員は、その都度県トラック協会日立支部責任者が決める。

なお、県トラック協会日立支部対策本部は、市災害対策本部財政部との連絡・調整にあたる
とともに、本庁舎に配置された車両・要員による輸送業務のとりまとめを行う。

ウ 本部組織の目安

県トラック協会日立支部対策本部及び同対策支部の構成は、その都度県トラック協会日立支部責任者が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役 割 項 目
本部班	①市（本部）各担当班からの輸送業務実施要請の受付 ②車両・運行要員の運用計画の作成・調整 ③会員各社との連絡・調整 ④活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
庶務班	①市、防災関係機関との連絡調整 ②燃料、資機材等の調達・保管 ③資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤その他本部・支部機能維持業務に関すること

(3) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

■ 緊急通行車両の範囲

- ①警報発令、伝達並びに避難情報の発令に関するもの
- ②消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ③被災者の救難、救助その他保護に関するもの
- ④災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの
- ⑤施設及び設備の応急復旧に関するもの
- ⑥清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- ⑦犯罪の予防、交通規制、その他災害地における秩序維持に関するもの
- ⑧緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関するもの

イ 確認手続等

①緊急通行車両標章及び証明書の交付

a 車両使用者は、知事又は県公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。

b 前項の確認をしたときは、知事又は県公安委員会から該当車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第 6 条に規程する「標章」及び「証明書」が交付される。

c 交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備えつける。

d この届出に関する事務手続は、知事においては、防災・危機管理課に、また、県公安委員会においては、事前に県警本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は日立警察署長に行う。

※ 緊急通行車両の標章及び緊急通行車両以外の車両通行止表示 （資料編 資料 16-4）

②緊急通行車両以外の車両

緊急通行車両以外の車両は、災害対策本部機能の麻痺及び周辺交通渋滞発生等の懸念があるため、原則として災害対策本部設置区域及び防災拠点施設敷地内への乗り入れを制限する。

(4) 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の破損等により車両輸送が困難な場合若しくは著しく緊急性を有する場合等には、総務部長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保して行う。

なお、各機関への要請については、本章第5節「広域応援要請計画」の定めるところにより行う。

ア 航空機（ヘリコプター）による輸送

※ 自衛隊、茨城海上保安部、県防災・危機管理課、ほか自治体その他民間事業者

イ 鉄道による輸送

※ JR東日本水戸支社

ウ 船舶による輸送

※ 自衛隊、茨城海上保安部

(5) 輸送業務の業者委託

災害時における輸送業務の業者委託は、第一に、災害発生直後から急激に高まり発生する圧倒的な物資及び要員の輸送ニーズと、市の輸送対策実施能力の被災による低下というギャップを埋めるために行われる。

第二に、道路の交通容量低下という特殊な条件下において、道路の区分をはっきりさせることで、物資輸送に伴う車両通行路の簡略化を図るために行われる。

したがって、以下に示すとおり、震度6弱以上の地震が発生した場合は、大きな支障がない限り業者委託により輸送活動の合理化を図り、被災市民に対する救援サービスの迅速かつ網羅的な提供に努める。

ア 輸送品目の例示

業務の遂行上、大きな支障の有無を判断するため、現行制度下において「業者委託になじむもの・なじまないもの」を、以下に例示する。

■ 業務委託になじむと思われるもの

①指定避難所における被災者向け弁当

②指定避難所における炊き出しに必要な食材・燃料等

③指定避難所において被災者に供給する日用品・衣料品その他の生活必需品

④要配慮者の指定避難所から施設等への移送

■ 業務委託として好ましくないとされるもの

- ①病院・指定避難所に対する飲料水・上水供給
- ②重傷患者の救命のために必要な後方支援病院への移送
- ③危険地域から指定避難所への被災者の緊急避難

3 輸送船舶等の要請

市は、災害発生に伴い緊急に船舶・ヘリコプター等海上からの輸送手段が必要であると認められるときは、茨城海上保安部へ要請する。

なお、市は、要請後速やかに県へ報告する。

4 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の決定

臨時ヘリポート開設の決定は、災害発生時の被害者救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、県からの指示若しくは本部長の指示により実施する。

消防長は、本部長の開設指示に備えて、臨時ヘリポートの開設可能な予定地について、被害状況等の把握並びに開設・運営のために必要な措置を講じておく。

(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設方法は、「本章第4節第6 災害派遣部隊の受入体制」を準用し行う。

(3) 主な開設予定地

「第2章第6節 緊急輸送体制の整備」の「第2 航空輸送体制の整備」の「2 ヘリコプター緊急離着陸場の確保」に記載する8か所を予定する。

5 集積場所・輸送拠点の確保

市は、震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは災害発生によりその必要があると認めるときは、あらかじめ集積場所・輸送拠点を定めておき、その施設を集積場所・輸送拠点として提供するように各施設管理者に要請するとともに、複数の職員を配置するなど必要な措置を講ずる。

また、各該当施設の運営に関して、ボランティア要員の提供・呼び掛けについてもあわせて要請する。

なお、各輸送拠点においては、市が調達した物資等や他県・市町村からの救援物資並びに義援品を受入れ・仕分け・保管を行うとともに、各指定避難所への配送業務を行う。

6 積替え中継拠点の確保

交通規制区域内においては、原則として一般大型車両の通行は禁止される。しかし、食糧や生活必需品の供給を円滑に行うためには、民間事業者の早期開業が不可欠となる。

そのため、緊急物資確保対策の一環として、単独で被災地周辺部に物流拠点を確保できない事業者向けに必要な物資等積替え作業を行えるよう、積替え中継拠点をあらかじめ確保する。

(1) 初動措置

震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは交通規制区域の指定が行われ、その必要があると認めるときは、災害時積替え中継拠点として提供するように該当施設の管理者に要請する。

あわせて日立商工会議所等関係団体にその旨を全員に周知するよう連絡する。

(2) 拠点管理要員

災害時積替え中継拠点を開設・管理するため、職員を複数配置するなど必要な措置を講ずる。

また、該当施設の運営に関して、日立商工会議所等関係団体に対し、ボランティア要員の提供・呼びかけに協力を要請する。

第4 交通規制計画

活動項目
1 交通規制の指針
2 交通規制計画
3 交通情報の提供
4 震災発生時における運転者のとるべき措置

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 交通規制区域の指定及び総括
		消防長 ※ 交通規制の協力に関すること
		総務部長 ※ 交通規制の広報に関すること
	市長公室長	
	班	都市建設部庶務班、土木班、管理班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、総務部庶務班、広報班
	関係機関	県防災・危機管理課、日立警察署、NEXCO東日本水戸管理事務所、自衛隊、道路管理者

1 交通規制の指針

(1) 交通規制区域の指定

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路全てを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限区域（以下「交通規制区域」という）として指定する。

(2) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ、居住者等幅広く周知する。

市は、日立警察署長より交通規制区域指定の連絡を受けた場合は、それぞれの機関が有するあらゆる広報手段を使い、その周知徹底に努める。

(3) 要員の確保

ア 総務部

総務部長は、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合には、緊急活動用道路の確保を最優先事項として要員を確保し、交通規制本部との連絡・調整窓口となる総務班、市に関する交通情報を収集・分析するための必要な班編成を行う。

イ NEXCO東日本水戸管理事務所（常磐自動車道）

NEXCO東日本水戸管理事務所は、震度5弱以上の地震発生直後においては、即時通行止めを実施するとともに、緊急活動用道路の確保を最優先事項として要員を確保し、通行車両の緊急停止措置を実施する。

(4) 広域的な協力・連携その他必要な措置

ア 広域的な協力・連携の要請

市及び道路管理者は、道路の交通規制を実施するために必要と認める場合は、関係機関・事業所・団体等に広域的な協力・連携を要請する。

2 交通規制計画

(1) 計画方針

- ア 消防、警察、自衛隊等の緊急車両等の通行確保を最優先とする。
- イ 原則として、交通規制区域における緊急通行車両以外の通行は、全面的に禁止する。
- ウ 要所に、交通規制区域外からの緊急通行車両以外の進入禁止を行うため必要な措置を講ずる。

(2) 道路の確保

市は、震災後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次のとおり確保する。

ア 国・県と連携し、日立市建設業協会の協力を得て、次表に掲げる県及び市指定路線から順次確保する。

イ 地区によって指定の路線から確保することが困難な場合若しくは応急対策上の重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

種 別	路 線 名	備 考
国 道	6 号、245 号、293 号、349 号	県指定 一次緊急輸送道路
有 料	常磐自動車道、日立有料道路	
県 道	日立いわき線、日立山方線	

なお、県指定二次、三次緊急輸送道路及び市指定路線は別途参照する。

※ 市が指定する緊急輸送道路（市道）一覧表 （資料編 資料 16-2）

※ 県が指定する緊急輸送道路一覧表 （資料編 資料 16-1）

(3) 交通規制措置の広報

市は、交通規制区域内でとられる交通規制措置について、主要地点に迂回ルート等案内看板を設置するとともに、緊急迂回ルートマップを作成し、市災対本部各部、関係機関及び市民に配布し、その周知徹底に努める。

3 交通情報の提供

交通情報の提供は、警察の交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

4 震災発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転手は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法で、直ちに、車両を道路の左側に停止させる。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り安全な方法で、道路の左端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとる。
 - ア 速やかに、車両を道路外又は交通規制区域外の場所へ移動する。
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域等内で警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動・駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいない場合には、警察官が自らその措置をとる場合があり、やむをえない限度での車両等の破損がある。

第9節 消防・救助救急・水防活動

第1 消防活動

活動項目
1 消防活動の体制
2 消防機関の活動
3 自主防災組織の活動
4 消防水利の確保
5 応援消防隊の受入れ

担当	責任者	消防長
		総務部長 ※ 他部・関係機関との連絡・調整
	班	消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、関係各部各班
	関係機関	県（防災・危機管理課、高萩工事事務所）、消防団

1 消防活動の体制

(1) 警防本部の設置

震度6弱以上の地震発生時においては、市消防本部に「警防本部」を設置し、勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。

また、勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は、別命を待たず所定の部署に参集する。

消防長は参集職員をもって、常備の部隊に合流させ部隊の増強を図る。

また、各署・出張所については、署隊本部を設置し、消防署長を本部長として管内の指揮にあたり、初動体制の強化を図る。

※ 消防機関の配置（資料編 資料9-1）

(2) 消防障害

災害時には、被害の状況によって、消防障害が予測される。

その障害に対応する消防活動を「消防活動の基本」とする。

区 分	障 害 の 内 容
1 級障害	大地震が発生し、被害が甚大で社会機能が壊滅的打撃を受け、火災も市内各所から同時に発生、延焼拡大し、市民の避難を緊急要務にする震災とする。
2 級障害	災害状況は、地域的に激しく、火災もその地域に多く発生する。 相当の消防障害は、全市的に発生するが、消防力は消防車両の損傷が比較的少なく、過半数が機動力を残し、かつ組織的な活動を行える状態とする。
3 級障害	消防障害は、比較的少ないが、密集地域に発生した火災は、延焼拡大する危険性がある。 消防車両の通行は、困難（特定地域は通行不能）であるが通行可能にし、おおむね消防活動ができる状態とする。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

項 目	活 動 体 制
活 動 方 針	震災時には、住民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出・救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。
活動の基本	ア 指定緊急避難場所、避難路確保の優先 延焼火災が多発・拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定緊急避難場所、避難路確保の消防活動を行う。 イ 重要地域の優先 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素の高い地域を優先に消防活動を行う。 ウ 消火可能地域の優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。 エ 市街地火災の優先 工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。 オ 重要対象物の優先 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。 カ その他 ①火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 ②消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動を行う。 ③延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部 隊 の 運 用 等	ア 地震に伴う火災、救助、救急等の発生・要請件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 イ 地震発生後1時間経過後においても「災害の全体像」が掌握できない場合は、地震防災基礎調査に基づく延焼予測結果を活用し効率的な部隊運用を図る。
情 報 収 集	ア 所定の計画に基づき、119番情報や主要地域への偵察隊派遣による市内の状況確認、参集職（団）員情報の集約等「災害の全体像」把握のための概要情報収集を行う。 イ 消防本部通信指令室通信システム及び防災行政無線等を活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ウ 市本部又は防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行うとともに、連携のために必要な連絡体制を確保する。

(2) 消防団の活動

項 目	活 動 体 制
出火の防止	地震の発生により、火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。 出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
情報の収集	分団隊ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を消防本部に通報する。 また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事案の有無についても同様とする。 その他必要な情報の収集・報告を行うとともに、本部長若しくは消防長からの指示伝達を行う。
消 火 活 動	消火活動は、単独若しくは消防署と協力して行う。 また、主要避難路の確保のための消火活動も行う。
消防署隊への応援	消防署（出張所）の消防隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。
応 急 救 護	要救助者の救出と負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所への搬送を行う。
避難誘導等	避難指示等が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、他部職員、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。 また、指定緊急避難場所の防護活動を行う。

※ 消防団の名称・位置・担当区域一覧 （資料編 資料9-2）

3 自主防災組織の活動

項 目	活 動 体 制
出火の防止	住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
消 火 活 動	住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、または単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。 また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

4 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、以下のとおり確保する。

(1) 河川等の自然水利

河川等が現場近くにある場合に活用する。

なお、大火災の発生等、通常の消防水利では水の絶対量が不足する場合の事態に備え、小型動力ポンプ等の資機材整備を図る。

(2) 防火水槽・プール等

防火水槽・プール等、水利容量に制限のある水利については、別に定める消防隊配置を原則として活用する。

(3) 充水措置

防火水槽等水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能

時間を判断し、早めに充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、河川等利用可能な全ての水利を活用する。

※ 消防本部、消防署及び出張所の消防機械の現況 （資料編 資料9-3）

※ 消防水利一覧表 （資料編 資料9-6）

※ 消防団における消防機械の現況 （資料編 資料9-4）

5 応援消防隊の受入れ

消防長が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、本部長は県内消防機関による広域的な応援を実施するために、すでに締結されている「茨城県広域消防相互応援協定」及び「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、他市町村及び他都道府県の応援部隊派遣を要請する。

また、消防応援を求められた時は、迅速な消防相互応援を実施する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携強化に努める。

応援消防隊の受入れについては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配付する。

(2) 先導隊の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現場出動にあたっては、車両各1名ずつ職員を添乗させる。

(3) 宿舎の確保

派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舎については、市が確保する。

なお、必要に応じて県（消防安全課）に協力を要請する。

(4) 経費の負担

経費の負担については、協定等に基づき行う。

※ 茨城県広域消防相互応援協定書 （資料編 資料9-10）

第2 救助・救急活動

活動項目
1 救助・救急活動体制
2 消防機関の任務
3 各部の任務
4 救助・救急資機材の調達
5 自主防災組織・事業所等の果たすべき役割

担 当	責 任 者	消防長 ※ 消防救助隊の運用及び消防団活動の統括
		都市建設部長 ※ 救助活動に必要な重機等機材の確保及び支援
		保健福祉部長 ※ 救助・救急体制の関係機関との連絡調整
		総務部長 ※ 他部・自衛隊等関係機関との連絡調整
担 当	班	消防部庶務班、警防班、警備班、都市建設部庶務班、土木班、管理班、応援班、保健福祉部庶務班、保健班、財政部庶務班、総務班
	関係機関	県（防災・危機管理部、保健福祉部）、自衛隊、日立警察署、日赤茨城県支部、日立市医師会、消防団、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市建設業協会、自主防災組織

1 救助・救急活動体制

消防部は、それぞれの消防活動、警備方針によるほか、県、日立警察署、日立市医師会、日赤茨城県支部、自衛隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

また、都市建設部は救助活動を支援し、総務部は関係機関に対し、災害派遣要請等を行う。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 消防機関の任務

(1) 消防本部の任務

項 目	対 応 措 置
救助・救急 活 動	ア 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先し、救命措置等の優先度を判断するにあたり、医療機関等と協力し、トリアージを実施する。
	イ 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。
	①延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
	②延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
	③同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命可能性の高い事象を優先する。

	④傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。 ウ 活動体制及び内容 ①救助・救急活動は救助隊及び救急隊等が災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ②救助活動に必要な重機等の資機材に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等による迅速な調達を図り効果的な活動を行う。 ③救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。 ④傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資機材を活用して安全な医療機関に搬送する。 ⑤重症者の判定は、バイタルサイン（脈拍、血圧、呼吸、体温、意識状態など）のチェック等により行う。
救 急 搬 送	ア 傷病者の救急搬送は、救命措置を要する者を優先とする。 なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプター等により行う。 イ 救護所等から後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して、他機関との協力体制のもとに行う。
傷病者多数発生時の活動	ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に、現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効率的な救護活動を行うとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の受援体制の確保を図る。 イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

※ 茨城DMAT運営要綱（資料編 資料9-19）

(2) 消防団の任務

- ア 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮して救助・救出活動を行う。
- イ 消防署・日立警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、消火・救急活動等、必要な活動に従事する。

3 各部の任務

(1) 都市建設部の任務

- ア 都市建設部長は、災害発生後直ちにあらかじめ締結している協定等に基づき、業種別団体・事業所に対し、救助活動に必要なバックホウなどの建設器機、エアジャッキ・チェーンソー等の資機材及び作業員の派遣協力を要請する。
- イ 被害状況に応じて救助活動班を編成し、消防長と連絡・調整のうえ、救助活動の支援にあたる。

(2) 総務部の任務

- ア 日立警察署、その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。
- イ 必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣出動を要請する。
- ウ その他関係各機関に対し、必要な協力要請を行う。

(3) その他各部の任務

- ア 各部は、都市建設部又は総務部からの要請により、協力班を設置する。
- イ その他関係各機関に対し、必要な協力要請を行う。

4 救助・救急資機材の調達

- (1) 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関それぞれ保有するものを活用する。
- (2) 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの、又は民間業者等から借り入れ等を図り、救助・救急に万全を期す。(前項3「各部の任務」参照)

5 自主防災組織・事業所等の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は自ら居住する区域において、可能な限り消防署・日立警察署・自衛隊等の搬出部隊に協力し、参加する。

また、市など防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

第3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「風水害対策計画編第3章第5節水防計画」に基づき実施する。

第4 海上災害対策活動

地震水害等の発生に対する海上災害対策活動については、「事故災害対策計画編 海上災害対策計画」に基づき実施する。

第 10 節 応急医療計画

第 1 情報の収集・提供

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		消防長、総務部長、市長公室長
	班	保健班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立薬剤師会、関係医療機関、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送

市は、県及びその他市町村、消防機関、医師会等との連携のもとに、以下について情報収集を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。

- 1 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- 2 指定避難所、救護所の設置状況
- 3 医薬品等医療資機材の需給状況
- 4 医療施設、救護所等への交通状況
- 5 その他参考となる事項

第 2 医療救護活動

活動項目	
1	実施機関
2	医療救護班出動の要請及びその役割
3	医療救護所設置の目安
4	医療救護及び助産活動

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		消防長、総務部長、市長公室長
	班	保健班、消防部庶務班、警防班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、関係医療機関、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送

1 実施機関

本部長の指揮のもと、保健福祉部長が中心となって医療救護活動を実施する。

保健福祉部長は、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示の有無に関わらず、災害時医療救護体制を確立し、医療救護を実施するとともに、関係機関へ協力を要請する。

また、市に災害救助法が適用されたとき、県は、本部長からの要請若しくは医療救護活動が必要と認められた場合に、医療救護班を編成し、被災地域内の県保健福祉部現地対策本部又は日立保健所に派遣するように努める。

また、急性期における災害医療を担う DMA T についても同様とする。

2 医療救護班出動の要請及びその役割

(1) 市の役割

ア 保健福祉部長は、以下のとおり出動を要請し、必要な措置を講ずるものとする。

具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議のうえ統一を図る。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
日 立 市 医 師 会 へ の 連 絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市内被害状況に関する情報の提供 ③市本部体制の現況に関する情報の提供
日 立 歯 科 医 師 会 へ の 連 絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市内被害状況に関する情報の提供 ③医療救護所への歯科医師派遣の要請
日 立 薬 剤 師 会 へ の 連 絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②医療救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
医 療 救 護 所 の 設 置	①医療救護所設営要員の派遣 ②精神科医療救護所の設置
関 係 各 部 長 及 び 県 等 へ の 協 力 要 請	①災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 ②場所・資機材・設備・水道水等の提供協力の要請 ③県により編成される医療救護班の派遣要請 ④日赤茨城県支部に関する医療救護班の派遣要請 ⑤その他の協力要請
収 容 医 療 機 関 の 確 保	①市内収容医療機関の現況把握 ②市外収容医療機関の確保（受入れ要請）（県・周辺市町村等）
搬 送 体 制 の 確 立	①搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） ②救急車両他搬送用車両の確保 ③ヘリコプターの確保（県・民間・自衛隊等）
報 道 機 関 対 応 （※市長公室長）	①NHK等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 ②報道機関への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医 療 救 護 班 の 編 成	①日立市医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給 ④収容医療機関の要請に基づく医薬品・資機材・水等の供給 ⑤市民対応

その他協力要請については、「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、協力を要請する。

※ 災害時の医療救護活動に関する協定 （資料編 資料 12-4）

※ 災害時等の相互応援に関する協定 （資料編 資料 2-1）

(3) 県の役割

ア 県の対応

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会等関係団体、災害拠点病院、DMAT 指定医療機関及び DPAT 登録機関に対し協力を要請する。

また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。

(4) 日立市医師会・日立歯科医師会・日立薬剤師会の役割

保健福祉部長から、災害時医療救護体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、医療救護活動用資機材、設備、救助物資等を活用し、以下のとおり医療救護活動を行う。

ア 運営体制

原則として、市保健センター内に、日立市医師会等の医療救護対策本部を置く。本部要員は、その都度日立市医師会責任者が決める。

また、日立市医師会の医療救護対策本部は、市との連絡・調整にあたるとともに、市と連携し広域的な医療ネットワークの維持・運営を行う。

なお、日立市医師会は、自ら必要と認めたときは市の要請を待たずに、医師会医療救護対策本部の設置、収容医療機関の受入体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行うことができるものとする。

この場合、日立市医師会は、直ちに本部長に通報するとともに、事務連絡要員等の派遣を要請する。

震災などにより通信網が途絶した状態の場合、日立市医師会は、次に定める医療救護所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て、医療救護にあたる。

また、日立歯科医師会、日立薬剤師会も、上記に準じて活動を行う。

イ 医療救護所への要員派遣

各医療救護所へ派遣する要員の編成については、医師会医療救護対策本部がその都度決めるが、最小限の単位は、以下のとおりとする。

各 医 療 救 護 所				備 考
医 師	歯科医師	薬 剤 師	事務・連絡要員	
2 名	1 名	1 名	2 名※	※ 事務・連絡要員は、市職員等をあてる。

ウ 本部組織の目安

日立市医師会医療救護対策本部の構成は、その都度会長が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

班	役 割 項 目
本 部 班	①医療救護関係団体との連絡・調整 ②活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成 ③医療救護要員派遣計画の作成・調整 ④市内外医療救護ボランティア申出の受付 ⑤医療救護ボランティア希望者に対する研修・引継等

庶務班	①市、防災関係機関との連絡調整 ②医薬品、医療資機材、物資の調達・保管 ③資金管理、伝票整理その他財務に関すること ④食事の提供、睡眠スペースの確保 ⑤その他本部機能維持業務に関すること
-----	---

3 医療救護所設置の目安

(1) 設置場所

保健福祉部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり日立市医師会、市消防本部、日立警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。

医療救護所	ア 市保健センター、十王総合健康福祉センター イ 避難所（市立小・中学校等） ウ 市内医療機関 エ その他本部長が必要と認めた場所
-------	--

また、必要があると認める場合は、県に対して医療救護所設置を要請し、保健所又は県の施設内に設置するものとする。

ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、県が設置するものとする。

(2) 医療救護所の開設及び運営

医療救護所の開設及び運営実務は、日立市医師会の医療救護対策本部が医療救援ボランティアの受入れ等も含めて行う。

(3) 日立薬剤師会等の協力を得て、各医療救護所に 1 名以上の薬剤師が常駐するよう努める。

(4) 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。

併せて、市保健センター及び十王総合健康福祉センター内に精神科救護所を設置し実施する。

4 医療救護及び助産活動

県は、医療救護及び助産活動については、原則として医療救護班が医療救護所において、以下のとおり実施する。

また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。

なお、医療救護班は、区分の判定及び転送の要否の決定を重点にして、救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたる。

- | |
|---|
| ①被災者のスクリーニング（症状判別）
②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
③医療機関・後方医療施設への転送の要否の判断及びその順位の決定
④転送困難な患者、軽症患者等に対する医療措置
⑤助産救護
⑥死亡の確認
⑦死体の検案
⑧その他状況に応じた処置 |
|---|

(1) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産について

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した人とし、被災の有無及び経済力を問わない。

なお、助産の範囲は以下のとおりとなっている。

○分娩の介助
○分娩前、分娩の処理
○脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

5 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

医療救護活動の応援受入れは、市災害対策本部が行うこととし、保健福祉部保健班（健康づくり推進課）を担当窓口とする。

(2) 受入施設の確保

保健福祉部長は、国、県、関係市町村等からの医療救護に係る人的支援を速やかに受入れるための公共施設を選定し、所管する関係部課又は関係機関と協議のうえ連携を図る。

第 3 後方医療活動

活動項目
1 後方医療施設の確保

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		消防長
	班	保健班、消防部庶務班、警防班、警備班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立薬剤師会、関係医療機関

1 後方医療施設の確保

(1) 後方医療施設の確保

保健福祉部長は、本部長の指示があったとき、若しくは災害の発生により必要と認めたときは、県を通じて以下のとおり後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）を確保する。

- ア 受入れ可能な総合病院・専門病院への受入要請
- イ 近隣都県への受入要請
- ウ その他都道府県への受入要請

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要がある場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む）を確保する。

第 4 重症者等の搬送体制の確立

活動項目	
1	後方医療施設への搬送
2	搬送手段の確保
3	その他の留意事項

担 当	責 任 者	消防長
		保健福祉部長
	班	消防部庶務班、警防班、警備班、保健班
	関係機関	県（保健福祉部、防災・危機管理部、日立保健所）、日立警察署、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、関係医療機関、自主防災組織

1 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて県救急医療情報コントロールセンターや県保健福祉部現地対策班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し「救急自動車」「ヘリコプター」等の出動を要請する。

2 搬送手段の確保

原則として、被災現場から救護所までは、保健福祉部及び消防本部が、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両若しくは担架による搬送を実施する。

また、救護所から後方医療施設等への搬送については、保健福祉部長が以下のとおり車両若しくはヘリコプターを確保し行う。

- (1) 消防本部へ救急車両の配車・搬送を要請
- (2) 消防本部以外の救急車両を各医療救護所に集結させ搬送を要請
- (3) 市所有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- (4) 県へ患者搬送のためのドクターヘリ及び茨城県防災ヘリの出動を要請

3 その他の留意事項

(1) 当日道路状況図の作成・配布

保健福祉部長は、関係各部長の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々と変化する市内の道路状況に関し、既成地図を基にして、「当日道路状況図」を作成し、搬送要員に配布するよう努める。

(2) 搬送帰りクルマの有効利用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用するなど、運用に留意する。

第 5 人工透析の供給等

活動項目	
1	人工透析の供給
2	周産期医療の確保
3	人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		消防長
	班	保健班、警防班、警備班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、関係医療機関

1 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。

県及び市は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。

なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、医薬品等の供給や患者移送の確保に努める。

2 周産期医療の確保

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び総合周産期母子医療センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受け入れ状況を把握する。

また、保健所及び市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。

併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

3 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県は、市、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医薬品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

第 6 医薬品・資機材等の確保

活動項目
1 医薬品・医療用資機材

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		総務部長、消防長
	班	保健班、警防班、警備班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、関係医療機関・事業所

1 医薬品・医療用資機材

(1) 医療救護班の対応

医療救護所における医療救護及び助産活動に必要な医療資機材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

ア 医療救護対策班は、各保管場所において市の現有医療資機材及び医薬品を確保し、医療救護所に携行する。

イ 市の要請により、出動した日立市医師会医療救護班が使用する医薬品医療用資機材については、原則として市の用意した資機材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用する。その場合の使用消耗資材の費用は、市に請求する。

ウ 県編成の医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用する。

(2) 不足のときの調達方法

保健福祉部長（医療救護班）は、医療救護・助産活動のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、日立薬剤師会の協力により調達する。

また、県保健福祉部に対して応援を要請する。県保健福祉部は、県薬品卸売業組合に流通備蓄している災害用薬品等を「緊急備蓄医薬品配送フローチャート」により、速やかに供給し、日赤茨城県支部、県薬剤師会その他関係機関との連携を図り調達に努める。

なお、輸血用血液が必要になった場合については、県保健福祉部を通じて、茨城県赤十字血液センターが調達・供給する。

また、医薬品等の陸路での供給が困難な場合は、県防災ヘリコプターによる搬送を講じることとなる。総務部は、市民への献血呼び掛けを要請する。

第 7 平常時医療救護体制への移行

活動項目
1 移行時期の目安
2 移行に関する基本方針
3 措置のあらまし

担 当	責 任 者	保健福祉部長
	班	保健班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、関係医療機関

1 移行時期の目安

災害時医療救護体制が敷かれる時期は、災害発生後 14 日目までを目安とする。

なお、指定避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として医療救護所も閉鎖する。

2 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、おおむね以下の基本方針に基づき行う。

- (1) 災害発生後 1 週間については、日立市医師会を含めた医療救護所体制による。
- (2) 災害発生後 1 週間経過後については、指定避難所における医療救護所を随時縮小するとともに、原則として、日立市医師会を医療救護所要員から外し、県派遣医師及び応援医師による医療救護班体制とする。

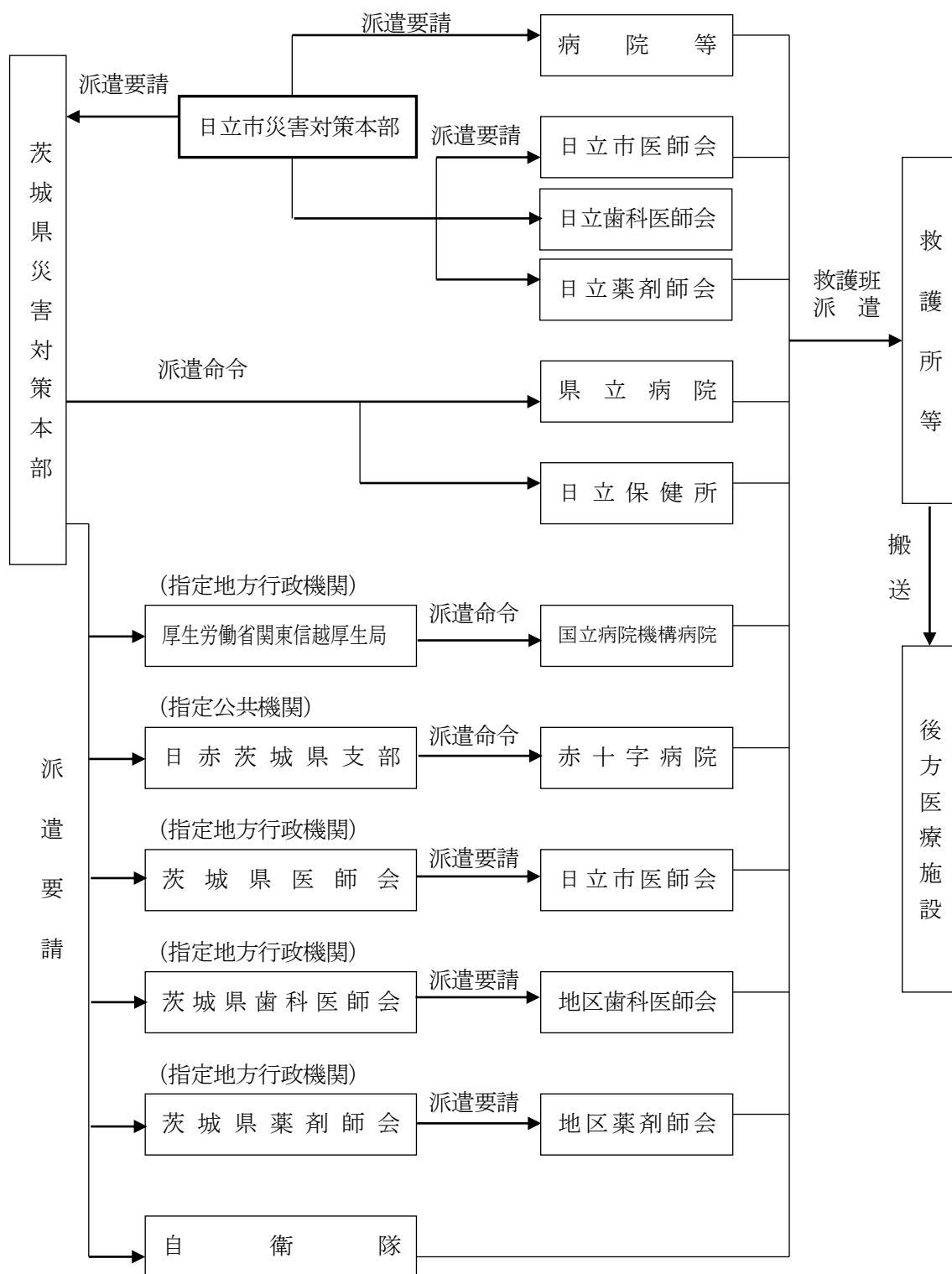
また、自身の診療所を再開することが可能な日立市医師会については、その早期再開を促す。

3 措置のあらまし

保健福祉部長は、関係各部長及び関係機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、おおむね以下のとおり行う。

- (1) 市保健センター、当番医による休日・夜間救急診療所の再開
- (2) 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置
- (3) 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置
- (4) 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置
- (5) その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

■ 医療救護活動の体系図



第11節 燃料対策

第1 連絡体制の確保と情報の収集

活動項目
1 迅速な状況の確認と情報共有
2 連絡体制の確保
3 給油所の被災状況の確認
4 燃料の供給状況の確認

担当	責任者	総務部長、消防長
	班	総務班、調達班、情報班
	関係機関	県（防災・危機管理部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会

1 迅速な状況の確認と情報共有

適切な燃料対策を実施するため、市内の燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。

また、関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。

2 連絡体制の確保

市は、県及び県石油業協同組合と連携し、震災発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

3 給油所の被災状況の確認

市は、県及び県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

4 燃料の供給状況の確認

市は、県及び県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

第2 災害応急対策車両への燃料の供給

活動項目
1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置
2 「災害時緊急給油票」の発行
3 緊急車両への燃料の供給

担当	責任者	総務部長、消防長
	班	総務班、調達班、情報班
	関係機関	県（防災・危機管理部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

県及び市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

2 「災害時緊急給油票」の発行

市及び防災関係機関等は、事前に指定できない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるよう表示を行っておくこととする。

3 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。

第3 燃料の確保等

活動項目	
1	燃料の確保
2	市民への広報

担当	責 任 者	総務部長、消防長
	班	総務班、調達班、情報班
	関係機関	県（防災・危機管理部）、茨城県石油業協同組合、茨城県石油業協同組合県北地区支部連合会県北東支部日立部会

1 燃料の確保

市は、災害応急対策車両の燃料が困難であると判断した場合には、県を通じ、国（政府災害対策本部（資源エネルギー庁））に対し燃料の確保を依頼する。

2 市民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第 12 節 危険物等災害防止対策

第 1 危険物等流出対策

活動項目
1 連絡体制の確保
2 危険物等取扱事業所の自衛対策
3 県・市の対応
4 地域住民に対する広報

担 当	責 任 者	消防長
		産業経済部長
		総務部長、市長公室長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、産業経済部庶務班、総務班、広報班、総務部庶務班、関係各部各班
	関係機関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、日立保健所、高萩工事事務所、茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署、危険物取扱施設の管理者

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合は、速やかにその状況を把握し、県、市、茨城海上保安部等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について、相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの設置等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 県・市の対応

(1) 市の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合は、速やかに被害状況を調査し、その結果を国及び県に報告する。

(2) 県の対応

市から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処理を実施する。

4 地域住民に対する広報

(1) 危険物等取扱事業所の行う広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 市の行う広報

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

(3) 県の行う広報

県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ、テレビ放送塔報道機関の協力を得て周知を図る。

第 2 石油类等危険物保管施設の応急措置

担 当	責 任 者	消防長
		各部長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、広報班、関係各部各班
	関係機関	県（防災・危機管理課、防災・危機管理部）、日立警察署、 危険物取扱施設の管理者

県及び市、消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

機関名	対 応 措 置
県	(1) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の判定 (2) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動 (3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 (4) 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止 (5) 施設の応急点検と出火等の防止措置 (6) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動 (7) タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散防止措置と 応急対策
市 消 防 本 部	県と同じ
施 設 責 任 者	(1) 発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講ずるとともに、消防・警察機関等へ直ちに通報する。 (2) 充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに安全な場所に移動する。 (3) 緊急対応措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。 (4) 消防隊の到着に対しては、誘導員を配置するなど消防活動を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量等と保有位置等を報告する。
市 関 係 各 部	事故時において、必要に応じ次の措置を行う。 (1) 周辺住民に対する避難の指示 (2) 周辺住民の避難誘導 (3) 指定避難所の開設及び避難住民の保護 (4) 情報提供 (5) 関係機関との連絡

第 3 高圧ガス取扱施設の応急措置

担 当	責 任 者	消防長
		各部長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（防災・危機管理課、商工労働部）、日立警察署、県高圧ガス保安協会、 高圧ガス取扱責任者

■ 機関別対応措置

機関名	対応措置
県	(1) 地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。 (2) 高圧ガス取扱事業所間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。
国	(1) 正確な情報把握のため、県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 災害発生に伴い、県及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	(1) ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 (2) 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 (3) ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。 (4) 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるなどの安全措置を講ずるとともに、警察・消防機関等へ直ちに通報する。 (5) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器等は安全な場所に移動する。
市消防本部	(1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示を行う。 (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
市 関 係 各 部	事故時において、必要に応じ次の措置を行う。 (1) 周辺住民に対する避難の指示 (2) 周辺住民の避難誘導 (3) 指定避難所の開設及び避難住民の保護 (4) 情報提供 (5) 関係機関との連絡

第 4 毒劇物取扱施設の応急措置

担 当	責 任 者	消防長
		各部長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	県（防災・危機管理課、保健福祉部、日立保健所）、日立警察署、 毒劇物取扱施設の管理者

■ 機関別対応措置

機関名	対応措置
県	市から毒劇物又は劇物の流出等の連絡を受けた場合には、消防機関等関係機関と連携を図り、毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。
国	(1) 正確な情報把握のため、県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 災害発生に伴い、県及び関係機関と連絡のうえ、毒劇物取扱施設等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
毒劇物取扱 事業所	(1) 毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。 (2) 施設外への毒物又は劇物の流出等を起こすおそれがある場合又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、日立保健所、日立警察署又は市消防本部に連絡し、併せて、市へ連絡する。
市消防本部	(1) 毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。 (2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
市関係各部	事故時において、必要に応じ次の措置を行う。 (1) 周辺住民に対する避難の指示 (2) 周辺住民の避難誘導 (3) 指定避難所の開設及び避難住民の保護 (4) 情報提供 (5) 関係機関との連絡

第 13 節 避難生活の健康管理

第 1 健康管理

活動項目
1 基本方針
2 被災者の健康状態の把握
3 被災者の精神状態の安定
4 要配慮者の把握
5 関係機関との連携強化
6 精神保健・カウンセリング

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 被災者の健康管理に関する総合調整
		教育長（教育部長） ※ 所管事務に基づくこと
		関係各部長
	班	収容班、保健班、学校教育班、生涯学習第 1 班、生涯学習第 2 班、施設班、学校班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日立市医師会、関係医療機関

1 基本方針

被災者の健康管理の実施手順については、災害発生後の事態推移に対応して、国・県・関係機関と連携・協議し、保健福祉部長が決める。

なお、被災者の健康管理にあたる保健師等は、「災害時における保健活動（別表）」に基づき、各期（各フェイズ）での被災者の健康管理を行う。

※ 災害時における保健活動 （資料編 資料 12-10）

2 被災者の健康状態の把握

市は、日立市医師会・医療ボランティア医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、指定避難所ごとに健康状態の把握を行う。巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

また、継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。

さらに、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。

エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不安症等二次的健康障害防止のための水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

3 被災者の精神状態の安定

市は、指定避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

また、幼児や児童の保育については、指定避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

4 要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所や専用避難施設への移動、社会福祉施設への緊急入所、指定避難所内の個室利用等を行う。**5 関係機関との連携強化**

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り、入院を勧奨する。

さらに本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

6 精神保健・カウンセリング

(1) 心のケア活動の実施

県は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に心の健康相談窓口を設置するとともに、各種広報媒体を活用し、広報を図る。

また、県は市の要請もしくは必要に応じ、国や関係団体へ心のケアチームの派遣を要請する。

心のケアチームは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。

さらに、地域の被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

センターは、原則として、心のケア活動の情報の収集及び心のケア活動を行う関係者への情報の提供（FAXニュース等）を一元的に行う。

また、センターは、保健所、心のケアチーム等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施にあたっての治療、ケアの方針等を示す。

保健所及び市は、連携して次のことを実施する。

ア 第一段階

①心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※ 必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

イ 第二段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

①長期の継続が必要なケースの把握、対応

ウ 第三段階

①仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動

②PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

保健所及び市は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人に対しては十分配慮するとともに、適切なケアを行う。

心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、センターは「心のケア」や「PTSD」に関するパンフレット等を作成し、保健所及び市を通じて被災者に配布する。

第 14 節 ボランティア活動支援計画

第 1 市及び市社会福祉協議会の役割

活動項目
1 市の役割
2 市社会福祉協議会の役割

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ ボランティア体制の確立
		総務部長	※ ボランティア体制に関する広報活動
		市長公室長	※ 資機材・設備・資金等の提供及び協力
		関係各部長	※ 事務分掌による役割
当	班	保健福祉部庶務班、総務班、広報班、財政部庶務班、政策班、 関係各部各班	
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、市内関係団体・事業所・大学・団体	

1 市の役割

保健福祉部長は、震度 6 弱以上の地震が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示に関わらず、以下のとおり災害時ボランティア受入体制を確立する。

特に、市社会福祉協議会との連携強化を図りながら実施するものとする。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
市社会福祉協議会 への 要 請	(1) 災害時ボランティア受入体制確立の要請 (2) 市内被害状況に関する情報の提供 (3) 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への 協 力 要 請	(1) 災害時ボランティア受入体制に関する広報活動の要請（総務部長） (2) 場所・資機材・設備・活動資金等の提供協力の要請（総務部長） (3) その他の協力要請（その他各部長）
報 道 機 関 対 応	(1) NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送等へのボランティア受入体制に関する放送わく確保の要請 (2) 記者クラブ各社、報道機関への災害時ボランティア受入体制に関する紙面確保の要請
ボランティア対策 担 当 班 の 編 成	(1) 市社会福祉協議会との連絡調整 (2) 市各部、防災関係機関との連絡調整 (3) 市民対応

2 市社会福祉協議会の役割

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会に設置されるボランティア支援本部と協力し、ボランティアの受入体制を整える。

特に、市との連携強化を図りながら実施するものとする。

(1) 「受入窓口」の運営

ア ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は次に示すとおり

- ①市及び関係機関からの情報収集
- ②被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ボランティアの受付
- ⑤ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦必要に応じてボランティアコーディネーターの応援要請
- ⑧ボランティア保険加入事務
- ⑨関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動

イ ボランティア支援本部における活動内容

県社会福祉協議会が運営するボランティア支援本部における主な活動内容は次のとおり

- ①県及び関係機関からの情報収集
- ②ボランティア現地本部への情報提供
- ③ボランティアの募集及びボランティア現地本部への紹介
- ④防災ボランティア登録者への協力依頼
- ⑤必要に応じて、ボランティアコーディネーターの派遣
- ⑥ボランティア現地本部で利用する活動用資機材、物資等の調達・供給
- ⑦関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑧必要に応じて、関係団体等への協力依頼
- ⑨他の都道府県社会福祉協議会への応援要請
- ⑩ボランティア保険加入事務及び広報
- ⑪その他被災者の生活支援に必要な活動

第 2 ボランティアの活動内容等

活動項目
1 主に要請すべき活動項目
2 ボランティアとして協力を求める個人・団体
3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ ボランティア体制の確立
		関係各部長	※ 事務分掌による役割
	班	保健福祉部庶務班、市民生活環境部庶務班、関係各部各班	
	関係機関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、市内関係団体・事業所・大学・団体	

1 主に要請すべき活動項目

市が、災害時のボランティア活動について協力要請すべき項目は、その都度必要に応じて各担当部長が決めるが、おおむね次のとおりとする。

- (1) 主に、市社会福祉協議会（ボランティア現地本部）を通じて行うもの

ア 専門分野

- ①負傷者の応急手当及び指定避難所・病院等への搬送
- ②高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務への協力
- ③高齢者、障害者等要配慮者の看護
- ④地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
- ⑤市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- ⑥市が行う災害時における情報収集活動への協力
- ⑦外国語の通訳・情報提供
- ⑧その他専門的知識、技能を要する活動

イ 一般分野

- ①倒壊建物による生き埋め者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
- ②災害発生後、初期の指定避難所運営業務への協力
- ③被災者に対する炊出業務、飲料水輸送等業務への協力
- ④被災者に対する救助物資の配分及び輸送等業務への協力
- ⑤高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- ⑥被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- ⑦管内の仮設住宅入居者向け「生活便利ガイド」の編集・作成
- ⑧その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
- ⑨その他被災地における清掃及び軽作業

(2) 主に、各部団体・事業所を通じて行うもの

- ①発生初期における消火活動（消防団OB等）
- ②倒壊建物による生き埋め者の救出活動（日立市建設業協会等）
- ③負傷者の応急手当及び指定避難所・病院等への搬送（看護師等）
- ④災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
- ⑤災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- ⑥被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- ⑦道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力（日立市建設業協会等）
- ⑧道路の交通管制業務への協力（交通安全協会）
- ⑨建物危険度判定調査への協力（建築士等）
- ⑩指定避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等）
- ⑪心のケア業務への協力
- ⑫被災者総合相談所業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- ⑬その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2 ボランティアとして協力を求める個人・団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人・団体は、以下のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

個 人	(1) 被災地以外の住民 (2) 応急危険度判定士 (3) その他ボランティア希望者
団 体	(1) 茨城県社会福祉協議会及び他市町村社会福祉協議会 (2) 日赤茨城県支部奉仕団 (3) 日本アマチュア無線連盟茨城県支部 (4) その他ボランティア活動団体（市内含む）

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付・登録は、原則として被災後に実施することとし、県、市及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 関係団体による登録

医療、語学、アマチュア無線等の専門分野での活動を希望する個人及び団体については、それぞれの関係団体が受付、登録する。

(2) 県社会福祉協議会（ボランティア支援本部）及び被災地周辺市町村による登録

一般分野での活動を希望する個人については、県社会福祉協議会が災害時に設置する「ボランティア支援本部」及び被災地周辺市町村が設置する窓口において受付、登録する。

ボランティア支援本部で登録したボランティアについては、市における需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を市と調整する。

また、被災地周辺市町村においては、ボランティア支援本部の指示により、市と連絡調整のうえ現地に派遣される。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進める。

(3) 市での受付

被災地域内住民のボランティア希望者や、ボランティア支援本部及び被災地周辺市町村による登録を経ずに、直接現地へ来たボランティア希望者については、市活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は体制を整備し、ボランティアの需要状況を的確に把握するように努める。

ボランティア支援本部は、市と連絡を密にするとともに、現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティア需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

ボランティア支援本部は、県及び市社会福祉協議会（ボランティア現地本部）や日赤茨城県支部、独自に活動するボランティア団体等と連携し、市は、福祉団体及びボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護対策を進める。

第 15 節 被災者救援計画

第 1 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

活動項目
1 ニーズの把握
2 相談窓口の設置
3 生活情報の提供

担当	責 任 者	保健福祉部長
		総務部長、市長公室長、市民生活環境部長、関係各部長
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班・第 2 班、収容班、総務班、情報班、広報班、市民生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	関係各機関

1 ニーズの把握

(1) 被災者ニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携を図り、ニーズを集約する。

さらに、被害地域が広域にわたり、多数の指定避難所が設置された場合は、数か所の指定避難所を巡回するチーム編成を行い、ニーズの把握にあたる。

■ 主なニーズ

- ①家族、縁故者等の安否
- ②不足している生活物資の補給
- ③指定避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④メンタルケア
- ⑤介護サービス
- ⑥家財の持ち出し、家の片付け、引越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県及び市の職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など住宅療養を支援する関係者の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズの把握に努める。

■ 主なニーズ

- ①介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ②病院通院介助
- ③話し相手
- ④応急仮設住宅への入居募集
- ⑤縁故者等への連絡
- ⑥母国との連絡

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

市は、各種相談窓口を代表する「総合窓口」を設置し、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介するよう努める。

この総合窓口は、災害被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2) 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備・開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ①生命保険、損害保険（支払条件等）
- ②家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ③法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- ④心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- ⑤外国人（安否確認、災害関連情報等、母国との連絡、避難生活等）
- ⑥住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- ⑦雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ⑧消費（物価、必需品の入手）
- ⑨教育（学校）
- ⑩福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- ⑪医療・衛生（医療、薬、風呂、トイレ等）
- ⑫廃棄物（ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ⑬金融（融資、税の減免）
- ⑭ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ⑮手続（り災証明、死亡認定等）
- ⑯複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

3 生活情報の提供

市及び関係機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体として活用し積極的に提供する。

情報媒体	活用内容
市 報 等 の 発 行	様々な生活情報を集約して、指定避難所、各関係機関等に広く配布する。
テレビ・ラジオの活用	県内のテレビ、ラジオ局及び市内のケーブルテレビ・コミュニティFMの協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。 なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

パソコン通信を活用	パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。
インターネットの活用	市ホームページやSNS等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。
ファクシミリの活用	指定避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

第 2 食糧の供給

活動項目
1 実施機関
2 食糧供給基準
3 周知・広報
4 食糧の調達
5 市民への食糧供給の実施
6 医療機関・福祉施設等への食糧緊急供給の実施
7 食糧供給機能の復旧支援

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 食糧調達・供給に関する統括 産業経済部長 ※ 食糧輸送に関する協力（輸送） 市長公室長 ※ 食糧供給に関する協力（計画、広報） 消防長 ※ 食糧供給に関する協力（資機材） 教育長 ※ 食糧供給に関する協力（炊き出し） 保健福祉部長 ※ 食糧供給に関する協力（炊き出し）
	班	調達班、救援物資輸送班、産業経済部庶務班、広報班、市民班、支所班、消防部庶務班、警備班、学校班、学校教育班、給食班、保健福祉部庶務班、保健班
	関係機関	関東農政局水戸地域センター、県（防災・危機管理部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部）、日赤茨城県支部、自衛隊、市社会福祉協議会、近隣市町村、政府食糧を保管する倉庫責任者、その他関係事業所・団体

1 実施機関

市域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、総務部長は本部長の指示の有無に関わらず、部内に災害時食糧等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定して実施する。具体的には、災害発生直後における最低限度の生命を維持するために必要な食品の緊急供給から、平常時食糧供給機能の迅速な復旧に至るまでの 3 つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急食糧供給活動実施のために必要な処置を講ずる。

時 期 区 分	必 要 な 措 置
災害発生直後 2 日目まで	(1) 各指定避難所に、備蓄倉庫からの応急食糧の搬出を指示 (2) 災害時食糧等物資供給体制の確立・運営 (3) 初期応急食糧（不足分）の確保・供給 (4) 応急食糧供給実施に関する広報 (5) 食糧供給機能の復旧支援（第一次支援措置）
災害後 3 日目以降 14 日目まで	(1) 災害時食糧等物資供給体制の運営 (2) 復旧期応急食糧の確保・供給 (3) 応急食糧供給実施に関する広報 (4) 食糧供給機能の復旧支援（第二次支援措置）
災害発生後 15 日目以降	(1) 災害時食糧等物資供給体制の縮小又は閉鎖 (2) 応急食糧供給停止及びその後の体制に関する広報 (3) 食糧供給機能の復旧支援（第三次支援措置）

(1) 各部・関係機関・団体等の連携

総務部長は、災害時食糧等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し、協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事 項	要請元（部）	要請先（関係機関・団体等）
米穀等備蓄物資の確保及び食糧調達	総 務 部 保 健 福 祉 部	政府食糧を保管する倉庫責任者
応急食糧供給所の確保及び運営	教 育 部	県教育庁 指定避難所設置施設所管機関等
炊き出し実施用資機材の確保	消 防 部 教 育 部	自衛隊、県防災・危機管理部（防災・危機管理課）、 レンタル業者、民間給食業者、 外食レストランチェーン業者その他
応急食糧供給所への輸送業務	総 務 部 産 業 経 済 部	県トラック協会日立支部
応急食糧供給実施に関する広報	市 長 公 室	NHK 水戸放送局、その他報道機関

2 食糧供給基準

(1) 応急食糧供給所（拠点）の設定

応急食糧の供給は、原則として各家庭への配布ではなく、応急食糧供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食糧供給所へは、市の車両及び応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民への配布活動にあたる。

なお、コミュニティ（自主防災組織）の協力が得られる場合は、協力して実施するものとする。

応急食糧供給所（拠点）は、総務部長が保健福祉部長の意見を聞いて設定するが、原則として市指定の指定緊急避難場所である小・中学校とする。

ただし、特別用途食品等の供給にあたっては、集積場所を保健センターとし、管理栄養士の指示のもとに配布する。

(2) 要配慮者に対する食糧等の供給

要配慮者（在宅の被災者を含む）、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が確認できる広域避難者に対する飲料水等の戸別配布については、民生委員、コミュニティ、近隣協力者、関連事業者等の協力を得ながら実施するものとする。

3 周知・広報

応急食糧供給所を設定したときは、設置場所その他食糧供給に関する注意事項が被災地市民に対して、もれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- (1) 設定した場所及びその周辺に「応急食糧供給所」と大書した掲示物を表示する。
- (2) 保健福祉部及び関係各部は、応急食糧供給に関する市民からの問い合わせ、要望等の取りまとめを行う。
- (3) 関係各部長は市長公室長に対して、応急食糧供給に関する資料を提供し、被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。

4 食糧の調達

(1) 食糧等の確保

総務部長は、関係各部長・県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、協定業者からの調達ルート、県等からの米穀等調達ルートを活用し、応急食糧を確保する。

※ 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書（資料編 資料 2-9）

ア 県からの調達

県は、市からの支援要請を受けたとき又は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食糧を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業者等関係業界から食糧を調達し供給する。

同時に、輸送業者へ緊急物資輸送の協力を要請する。

イ 政府所有の米穀・乾パンの調達

災害救助法が適用され、応急食糧が必要と認める場合は、市長は、県知事を通じ農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

(2) 食糧の輸送

食糧供給に関する輸送業務は、総務部長が以下のとおり行う。

ア 輸送体制

総務部長は、市において調達した食糧、県から支給を受けた食糧及び全国各地から寄せられる物資については、その物流動線を簡略化するため、以下に定める集積・配送拠点に集積する。

その上でそれぞれ供給が必要な指定避難所・病院等施設へ搬送する。

なお、輸送業務は産業経済部、県トラック協会日立支部等の協力・応援を得て、財政部が行う。

イ 食糧の集積・配送拠点

食糧の集積・配送拠点（保管場所）は、あらかじめ指定するものとする。

なお、災害の状況によって市内に設置することが困難若しくは適切でないとき、近隣市町村・県・関係機関並びに事業所・団体等に協力を要請し、市外で交通及び運営要員確保に便利な公共公益施設その他で、保管・仕分け・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

(3) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 総務部長は、教育長（教育部長）、保健福祉部長、消防長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に務め、食糧の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

- ①市本部・指定避難所並びに消防本部への被害情報による概数把握
- ②各担当部もしくは保健福祉部が集計した指定避難所収容者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）
- ③各部の協力を得て、総務部が集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む）
- ④粉ミルクや離乳食、特別用途食品を要する対象者の把握

イ 市内全域の状況を把握し、次の事項について併せて本部長へ報告する。

■ 本部長への報告事項

- ①応急食糧供給対象地域、施設、人口、量の概数
- ②応急食糧供給体制に関する現況
- ③応急食糧供給開始時期
- ④応急食糧供給所（拠点）の設置（予定）場所

5 市民への食糧供給の実施

(1) 応急食糧の給与

市は、あらかじめ定めた「食糧供給計画（供給食糧品、供給基準等）」及び「指定避難所における食事提供の目標とする栄養参照量（厚労省事務連絡(平成 23 年 4 月 21 日)）」に基づき、被災者等に対する食糧の調達・供給を行う。

なお、主な供給食糧品目は以下のとおり。

【初災から 24 時間以内（フェイズ 0）】

- ア 米穀（米飯を含む）・パン・おかゆ等の主食
- イ 野菜等の副食
- ウ 肉・魚・鶏卵やその加工品等の主菜
- エ 乳児に対する給与としては、原則として粉ミルク
- オ 特別用途食品

【初災から 24 時間後（フェイズ 1）】

自衛隊等による配送食（あたたかいもの）

【初災から 72 時間後（フェイズ 2）】

自衛隊、日赤、ボランティア、住民等による現地炊き出し（あたたかいもの）

なお、アレルギー対応食、粉ミルク、離乳食、高齢者用軟菜、粥食その他慢性疾患用等、特殊食品の供給にあたっては、可能であれば、調達の際に種類・量など保健福祉部に相談するとともに、当該物資の集積場所を保健センターとし、管理栄養士等の指示のもとに配布するものとする。

(2) 食糧供給の対象者

応急食糧供給実施の対象者は、原則として、次のとおりとする。

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 旅行者・滞在者・通勤通学者で、他に食糧を得る手段のない者
- エ 災害応急対策活動従事者
- オ 在宅の要配慮者

(3) 炊き出し方式による応急食糧の供給

市共同調理場（南高野・宮田・十王）が利用可能な場合で、教育長が認めた場合は、炊き出し方式による食糧の供給を行うことができる。

その場合、財政部は、米穀・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行い、炊き出し業務は、教育長及び保健福祉部長が、市共同調理場職員、日赤茨城県支部奉仕団、市社会福祉協議会、自主防災組織、その他防災ボランティアの協力を得て行う。

なお、総務部長がその必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊き出し業務を委託することができるものとする。

(4) 業者委託による弁当類の供給

市職員の出勤状況や道路の復旧状況等により、総務部長がその必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行うことができる。

その場合、以下の点について留意する。

- ア 子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも 3 種類のメニューとする。
- イ 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
- ウ 各応急食糧供給所の対象者別必要数については、各担当者が把握し、その都度業者へ連絡する。
- エ 食中毒等をおこすことのないよう、衛生管理に万全を期する。

6 医療機関・福祉施設等への食糧緊急供給の実施

病院、診療所、入院施設を有する助産所などの医療機関、又は特別養護老人ホーム等福祉施設への食糧緊急供給は、必要の有無を確認のうえ、総務部長が関係各部長と連携しながら迅速に対応する。

7 食糧供給機能の復旧支援

大規模地震が発生した場合、災害発生直後については、市の行う応急食糧供給活動に地域格差や絶対量の不足などが生ずることは避けられない。

また、3～4 日目頃になると、被災者自身にも、気持ちの落ち着きとともに、細かいニーズへの対応が少ないことに対する不満が生ずる。

一方、発生後 1 週間目頃には、全国各地からの応援部隊が駆けつけ、道路・ライフライン機能、物資の供給機能など、ある程度復旧することが見込まれる。

そのため、以下のとおり、国・県・東京電力・NTT 東日本茨城支店等の関係機関及び日立商工会議所その他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア、一般食糧品店等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、食糧供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

時 期 区 分	支 援 事 項
災害発生後	(1) 大規模店舗における営業時間延長の弾力的運用 (2) 大規模店舗に対する電気・ガス・水道・電話の優先的復旧 (3) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 3 日目以降 14 日目まで	(1) 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供 (2) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 15 日目以降	(1) 輸送車両等の終日規制除外対象認定 (2) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達 (3) 緊急融資の斡旋

第 3 生活必需品等の供給

活動項目
1 実施機関 2 生活必需品等の供給方法 3 市民への生活必需品供給の実施 4 生活必需品供給機能の復旧支援

担 当	責 任 者	総務部長 ※ 生活必需品調達・供給に関する統括 市長公室長 産業経済部長 ※ 生活必需品輸送に関する協力 保健福祉部長 教育長（教育部長）
	班	財政部庶務班、調達班、救援物資輸送班、総務班、総務部庶務班、 広報班、市民班、支所班、産業経済部庶務班、保健福祉部庶務班、 学校班、学校教育班
	関 係 機 関	県（防災・危機管理部、保健福祉部、商工労働部）、日赤茨城県支部、 日立商工会議所、県トラック協会日立支部、 茨城県高压ガス保安協会日立地方支部、スーパーマーケット、その他

1 実施機関

市域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、総務部長は本部長の指示の有無に関わらず、部内に災害時生活必需品等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。

具体的には、災害発生直後における最低限度の生活を維持するために必要な生活必需品の緊急供給から、平常時生活必需品供給機能の迅速な復旧に至るまでの、4 つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急生活必需品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時 期 区 分	必 要 な 措 置
---------	-----------

災害発生直後 3 日目まで	(1) 災害時生活必需品等物資供給体制の確立・運営 (2) 第一次応急生活必需品の確保・供給 (3) 応急生活必需品供給実施に関する広報 (4) 生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）
災害後 4 日目以降 7 日目まで	(1) 災害時生活必需品等物資供給体制の運営 (2) 第二次応急生活必需品の確保・供給 (3) 応急生活必需品供給実施に関する広報 (4) 生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害後 8 日目以降 14 日目まで	(1) 災害時生活必需品等物資供給体制の縮小又は閉鎖 (2) 第三次応急生活必需品の確保・供給 (3) 応急生活必需品供給実施に関する広報 (4) 生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害発生後 15 日目以降	(1) 災害時生活必需品等物資供給体制の縮小又は閉鎖 (2) 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報 (3) 生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）

2 生活必需品等の供給方法

(1) 各部・関係機関・団体等の連携

総務部長は、災害時生活必需品等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下の事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

なお、毛布については備蓄品が不足した場合に要請する。

事 項	要請元（部）	要請先（関係機関・団体等）
備蓄物資・調達物資等の確保	総 務 部 保健福祉部	県、日赤茨城県支部、日立商工会議所 スーパーその他
応急生活必需品供給所の確保・運営	総 務 部 保健福祉部 教 育 部	県教育庁 指定避難所設置施設所管機関等
毛布・布団等寝具類、ストーブ・扇風機等冷暖房器具類、燃料用ガスの確保	総 務 部	県、関連業者団体、レンタル業者・寝具業者、茨城県高圧ガス保安協会日立地方支部、電器製品取扱業者その他
教養娯楽品の確保	総 務 部	書籍・運動具等関連業者団体、販売業者、レンタル業者
応急生活必需品供給所への輸送業務	総 務 部 産業経済部	県トラック協会日立支部、その他関係機関
応急生活必需品供給実施に関する広報	市 長 公 室	NHK水戸放送局、その他報道機関

(2) 生活必需品等の確保

総務部長は、関係各部長・県・国等と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し、応急生活必需品を確保する。

※ 災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書 （資料編 資料 2-9）

(3) 生活必需品の輸送

生活必需品に関する輸送業務は、総務部長が以下のとおり行う。

ア 輸送体制

総務部長は、市において調達した生活必需品、県から支給を受けた生活必需品及び全国各地から寄せられる物資については、その物流動線を簡略化するため、以下に定める集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な指定避難所等へ搬送する。

なお、輸送業務は、産業経済部及び県トラック協会日立支部等の協力・応援を得て、財政部が行う。

イ 生活必需品の集積・配送拠点

生活必需品の集積・配送拠点（保管場所）は、あらかじめ指定するものとする。

なお、災害の状況によって市内に設置することが困難若しくは適切でないとするときは、近隣市町村・県・関係機関並びに事業所・団体等に協力を要請し、市外で交通及び運営要員確保に便利な公共公益施設その他で、保管・仕分け・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

(4) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 総務部長は、総務部長、教育長（教育部長）、保健福祉部長、消防長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に務め、生活必需品の応急的供給の実施に必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①市本部・指定緊急避難場所並びに消防本部への被害情報による概数把握②各担当部若しくは保健福祉部が集計した指定避難所収容者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）③各部の協力を得て、総務部が集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む） |
|---|

イ 市内全域の状況を把握し、次の事項についてあわせて本部長へ報告する。

■ 本部長への報告事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①応急生活必需品供給対象地域、施設、人口、量の概数②応急生活必需品供給体制に関する現況③応急生活必需品供給開始時期④応急生活必需品供給所（拠点）の設置（予定）場所 |
|--|

3 市民への生活必需品供給の実施

(1) 応急生活必需品の供給

市は、あらかじめ定めた「生活必需品供給計画（供給生活必需品、供給基準等）」に基づき、被災者等に対する生活必需品の調達・供給を行う。

なお、主な供給生活必需品目は以下のとおり。

--

- ア 寝具（毛布等）
- イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯ばさみ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
- ウ 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
- エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切り等）
- オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- カ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- キ その他（ビニールシート等）

(2) 生活必需品供給対象者

応急生活必需品供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等被害を受けた者
- ウ 住家に被害を受け、被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- エ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことができない者

4 生活必需品供給機能の復旧支援

市は、国・県・防災関係機関及びその他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、生活必需品供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

時 期 区 分	支 援 事 項
災害発生後	(1) 大規模店舗における営業時間延長の弾力的運用 (2) 大規模店舗に対する電気・ガス・水道・電話の優先的復旧 (3) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 3 日目以降 14 日目まで	(1) 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供 (2) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達
災害発生後 15 日目以降	(1) 輸送車両等の終日規制除外対象認定 (2) 災害時広報活動における「開店情報」の伝達 (3) 緊急融資の斡旋

第 4 応急給水の実施

活動項目
1 実施機関
2 応急給水基準
3 周知・広報
4 応急給水実施方法
5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施
6 検査の実施
7 生活用水の段階的供給の実施

担 当	責 任 者	公営企業管理者 (上下水道部長) ※ 被害状況調査及び応急給水に関する統括
		上下水道部長 ※ 給水拠点の確保・運営、水源の確保 総務部長 ※ 応急給水に関する広報業務・その他協力 市長公室長 ※ 給水拠点の確保・運営の協力 関係各部長
	班	上下水道部総務班、給水班、上下水道部広報班、調査復旧班(浄水)、 総務部庶務班、支所班、関係各部各班
	関 係 機 関	県保健福祉部、十王ダム管理事務所、隣接市町村、水道事業者、 日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、日立下水道維持管理 協議会、地下水保有事業所、日本水道協会、県トラック協会日立支部、 NHK 水戸放送局、その他報道機関

1 実施機関

市域に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、公営企業管理者は、本部長の指示の有無に関わらず、企業局内に水道施設の迅速な復旧、上水の緊急供給のための水源確保及び応急給水活動実施のために必要な体制を確立する。

(1) 各部・関係機関・団体等の連携

公営企業管理者は、おおむね以下のような事項に関し、協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

事 項	要請元 (部)	要請先 (関係機関・団体等)
水 源 の 確 保	上 下 水 道 部	県保健福祉部、十王ダム管理事務所、 事業所地下水
応急給水所（拠点）の 確 保 ・ 運 営	上 下 水 道 部 施 設 所 管 部	日立市建設業協会、日立市指定管工事協同 組合、(地下水保有事業所)、応急給水所（拠点） 設置施設
応 急 給 水 用 資 機 材 の 確 保	上 下 水 道 部	日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、 日本水道協会
応急給水所（拠点）への 輸 送 業 務	上 下 水 道 部	協力水道事業体、自衛隊、日立市指定管工事協 同組合、日立市建設業協会

指定避難所設置施設等への 輸 送 業 務	財 政 部	県トラック協会日立支部等
応急給水実施に関する広報	市 長 公 室	NHK 水戸放送局、ケーブルテレビ、ホームページ、その他報道機関

2 応急給水基準

応急給水の量は、1 人 1 日当たり 3 リットルを最低必要量とし、応急給水所（拠点）における給水量の基準は 1 人 20 リットルとする。

水道施設設計指針では、応急給水の量は、1 人 1 日当たり 3 リットルを最低必要量とし、最低 3 日間程度を見込んで算定するとされている。

本市においては、災害時の給水の確保として配水池に緊急遮断弁が整備されており、これらの施設が被災せずに全市民へ 1 日 20 リットル供給した場合、浄水又は送水機能が停止したままで、約 10 日間の貯水量となる。

運用に当たっては、被災状況と復旧期間を十分検討し決定する必要があるが、東日本大震災時には、市内全域が断水となり、最初の区域への通水に要した期間が 5 日間で、全域通水には 10 日間を要している。

(1) 応急給水所（拠点）における給水制限

応急給水所（拠点）においては、長時間に及ぶ待ち時間が発生することが予想されるため、給水量の制限を検討する。

しかし、必要以上に制限することは、利用頻度が増し、非効率的な給水活動になることから、災害発生直後の給水量を 1 人 20 リットルに制限し、状況を見て段階的に緩和していく。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水である旨を充分説明し、協力を求める。

(2) 応急給水所（拠点）の設定

応急給水は、原則として各家庭への個別給水ではなく、応急給水所の設定による拠点給水方式で行う。

応急給水所（拠点）は、市内の一部の小・中学校、市庁舎（支所）、交流センター、配水場・ポンプ場、地下水保有事業所等を活用し、基本的には、市民が歩いて給水を受けることが可能な場所に給水所（拠点）を設定する。

なお、供給停止区域が一部区域の場合には、状況に応じて被災地等に貯水タンクの設置若しくは巡回ステーション方式による応急給水所を設定する。

また、被災を免れたり、応急復旧等により水道が使用できる区域内の公共施設においては、被災者の給水に協力する。

※ 応急給水所（拠点）一覧表 （資料編 資料 18-5）

3 周知・広報

応急給水所（拠点）を設定したときは、設置場所その他給水に関する注意事項が、被災地市民に対してもれなく伝わるよう、以下のとおり行う。

(1) 設定した場所及びその周辺に「応急給水所」と大書した掲示物を表示する。

(2) 上下水道部及び関係各部は、応急給水に関する市民からの問い合わせ、要望等の取りまとめを行う。

- (3) 関係各部長は市長公室長に対し、応急給水に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。
- (4) 平素からあらかじめ応急給水所（拠点）の場所、給水に関する注意事項等をホームページによる公開やパンフレットの市民配布等により周知を図る。
- ここで、極力、自家用車の利用を控えることをお願いする。

4 応急給水実施方法

(1) 補給給水源の確保

ア 大規模地震が発生した場合、上下水道部長は県保健福祉部と情報連絡を密にして、速やかに補給給水源の確保を図る。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

事 項	1 人 1 日 当 た り の 必 要 量	時 期 区 分
初 期 飲 料 水 の 確 保	3 リットル	災害発生直後 3 日目まで
復旧期飲料水・生活用水の確保	20 リットル	発生後 10 日目まで
移行期飲料水・生活用水の確保	100 リットル	発生後 21 日目まで
移行期飲料水・生活用水の確保	被災前給水量 (約 250 リットル)	発生後 28 日目まで
病院・要配慮者等の入所施設	被災前給水量 (約 250 リットル)	災害発生後から

※ 配水池の貯水量（資料編 資料 18-2）

イ 各家庭による飲料水の常備励行

震災時に備え、平素より各家庭において 20～60 リットル程度の飲料水を常備するよう奨励する。

(2) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、公営企業管理者は、総務部長、保健福祉部長と密に連絡して、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況把握の方法は次による。

- ①市本部・指定緊急避難場所への被害情報
- ②県災害対策本部への被害情報
- ③市民からの通報
- ④市民からの市企業局への通報

イ 市内全域の状況を把握し、次の事項について、あわせて本部長へ報告する。

■ 本部長への報告事項

- ①給水機能停止区域、世帯、人口
- ②復旧の見込み
- ③応急給水体制に関する現況
- ④応急給水開始時期
- ⑤応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

(3) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる資機材は、資料編 資料 18-1 のとおりである。

なお、不足する資機材等の調達は、県保健福祉部、隣接市町その他地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

※ 日本水道協会茨城県支部水道災害相互対策要綱 (資料編 資料 18-3)

※ 日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定 (資料編 資料 18-6)

(4) 応急給水所（拠点）における給水方法

応急給水所（拠点）には数個の給水栓（蛇口）を設置し、被災者自らが持参した容器に給水する。

応急給水所（拠点）の担当となった職員は、これらを支援するほか、現場の整理及び連絡等を行う。

なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないように留意する。また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄しているポリタンク、ポリエチレンパック等を支給する。

ア 給水車による応急給水

給水所（拠点）1 箇所につき給水車 3 台を目安として、企業局の給水車のほか、応援車両により給水を行う。

給水の補給は、できるだけ給水所（拠点）から近い配水池等で行えるよう、あらかじめ補給できる場所を整備・確認する。

イ 配水池・ポンプ場を活用した応急給水

緊急遮断弁、ポンプ、発電機等が整備されており応急給水が可能な配水池・ポンプ場を応急給水所（拠点）として設定する。

ウ 事業所地下水を活用した応急給水

飲料可能な地下水を保有した事業所と災害時の応急給水に関する協定を締結し、応急給水所（拠点）として設定する。

給水開始前に浄水課で水質検査を行い、飲料に適することを確認する。

(5) 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

応急給水の必要がある地域周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して応急給水を行う。

イ 応急仮配管での応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、公営企業管理者が保健福祉部長及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

(6) 指定避難所・在宅要配慮者等への応急給水

指定避難所への応急給水は市が備蓄しているポリタンク等に財政部が輸送を手配し、各指定避難所の関係者が給水を行う。

水を補給する場所は、一般の応急給水所（拠点）とは別に、給水車が補給する場所（補給基地）で行う。在宅要配慮者への給水や自主防災組織等で地域に給水する場合においても、同様に補給基地で水を補給し、関係部等と連携して行う。

なお、協力が得られる場合には、コミュニティ（自主防災組織）と協力して行うものとする。

(7) 小・中学校の井戸による応急給水

小・中学校に整備する井戸についても、応急給水所（拠点）として設定し、活用する。

(8) 企業の井戸による応急給水

市内の企業で提供が可能な井戸についても、応急給水所（拠点）として設定し、活用する。

5 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所及び腎臓人工透析医療施設、特別養護老人ホーム等福祉施設への応急給水は、あらかじめ要請があることを想定し、上下水道部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、他の水道事業体の協力を要請し、主に加圧給水車で行う。

また、当該施設等へは、加圧給水車が希少であることを理解してもらい、自助・共助努力の協力を求める。

要配慮者や在宅被災者に対する給水について、自主防災組織を始めとする関係機関との連携についても検討することとする。

※ 救急告示病院一覧表 （資料編 資料 12-1）

※ 救急医療協力医療機関一覧表 （資料編 資料 12-2）

※ その他の医療機関一覧表 （資料編 資料 12-3）

※ 市内の福祉施設一覧表 （資料編 資料 15-1）

6 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、泉、河川等の水を飲料しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した飲用の適否を調べる。必要があれば、県に検査の実施を要請する。

7 生活用水の段階的供給の実施

大規模災害が発生した場合、災害発生直後については、水の供給が少ないことに対する大きな不満は出ない。

しかし、3～4日目頃になると、気持ちの落ち着きとともに、洗顔できないこと、歯を磨く水にも事欠くこと等に対する不満が生ずる。

また、発生後1週間頃には、全国各地からの応援部隊がかけつけ、給水活動体制にある程度の余力が生ずる。

そのため、以下のとおり水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含めた供給量の段階的拡大を図るよう努める。

時 期 区 分	1 人 1 日 当 た り の 必 要 量
災 害 発 生 後 4 日 目 以 降 14 日 目 まで	飲料水の目途 3 リットル
	生活用水の目途 7～17 リットル
	合 計 20 リットル
災 害 発 生 後 15 日 目 以 降	必 要 量

第 5 義援物資対策

活動項目
1 基本方針
2 情報の収集・発信
3 物資の受入れ

担 当	責任者	市長公室長、総務部長、保健福祉部長
	班	財政部庶務班、政策班、保健福祉部庶務班
	関係機関	県（防災・危機管理部、保健福祉部）、トラック協会等

1 基本方針

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に指定避難所等へ配送しなければならない。

このため、指定避難所等が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

2 情報の収集・発信

市は、各指定避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

また、各指定避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信するものとする。

県は、被災市町村におけるニーズを的確に把握するとともに県の保有する義援物資のリスト等を市へ提供する。

また、被災市町村のニーズ及び県・市町村の受入れ方針等を、県ホームページ等を通じて情報発信する。

3 物資の受入れ

市は、消防拠点施設等を活用し、指定避難所等が必要としている物資を受け入れる。

また、大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。

義援物資の管理や配送については、災害時応援協定に基づきトラック協会等物流事業者の資機材やノウハウを活用する。

第 16 節 要配慮者等対策

第 1 基本方針

活動項目
1 対策実施上の基本指針
2 対策実施上の時期区分
3 要配慮者対策における役割分担
4 被災者総合相談所の活用

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ 災害発生後における要配慮者の安否確認・安全確保、福祉避難所の確保、市社会福祉協議会との連絡・調整並びに要配慮者対策実施上の統括・連絡調整、カウンセリング要員の配置
		総務部長 市民生活環境部長	※ 災害発生後における要配慮者の安否確認等に関する協力
		市長公室長	※ 被災者総合相談所の設置、要配慮者支援に関する広報
		教育長（教育部長）	※ 要配慮者の避難・誘導、指定避難所における介護・支援への協力、安否確認に関する協力
		関係各部長	※ 被災者総合相談所への要員配置、所管事務に基づく要配慮者支援への協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班・第 2 班、収容班、市民生活環境部庶務班、広報班、学校教育班、学校班、関係各部各班	
	関係機関	国（厚生労働省、外務省、日立公共職業安定所）、 県（総務部、防災・危機管理部、福祉総合センター日立児童分室、保健福祉部、日立保健所）、県警本部、日立警察署、日赤茨城県支部、NHK 水戸放送局、 LuckyFM 茨城放送、報道各社、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日立市医師会、日立薬剤師会、老人ホーム、福祉作業所、その他民間福祉施設、 県聴覚障害者協会、その他要配慮者相互扶助団体、各関連業者・団体	

1 対策実施上の基本方針

災害発生時における要配慮者対策の実施にあたって、市は以下の 3 点を基本指針とする。

- (1) 県知事に「震災特別要援護支援体制」への協力を要請する。
- (2) 対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等へ広く協力を求める。
- (3) 市民・事業所は、市・県等行政機関の行う災害時の要配慮者対策実施に最大限協力する。

2 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・市社会福祉協議会、その他協力団体並びに民生委員等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の 緊急措置 (指定避難所開設初期)	災害発生後 7 日目まで	○要配慮者の安否確認・所在把握 ○指定避難所その他所在地における応急的な要配慮者支援 ○福祉避難所の確保 ○指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ○要配慮者向け住宅供給の推進 ○要配慮者向け広報活動並びに相談業務
住宅移転・帰宅等 の準備措置 (指定避難所開設後期)	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○福祉避難所の確保並びに必要な移送措置 ○要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設等 ○要配慮者向け広報活動並びに相談業務
住宅移転・帰宅期 (指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	○仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ○長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ○その他要配慮者に関する広報活動並びに相談業務

3 要配慮者対策における役割分担

要配慮者対策における市、関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

(1) 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	○災害時要援護者対策推進会議の運営事務 ○要配慮者の安否確認並びに安全確保 ○指定避難所その他所在地における要配慮者支援の実施 ○福祉避難所の確保、並びに移送その他必要な措置の実施 ○指定避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○指定避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 ○被災者総合相談所の新設・運営 ○災害時要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ○要配慮者向け住宅供給計画の作成並びに建設 ○その他市民との対応
県	○要配慮者対策実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ○福祉避難所の確保のための支援措置 ○人工透析対象者その他難病患者の安否確認、安全確保並びに要配慮者支援に関して必要な措置 ○市が行う要配慮者向け広報活動並びに相談業務に関する協力
国 防災関係機関	○市が行う要配慮者対策への協力 ○福祉避難所実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援 ○要配慮者専用避難所の確保のための支援 ○その他市が行う要配慮者対策への協力

市社会福祉協議会 その他要援護支援 関係団体・事業所	○ボランティアセンターの開設・運営 ○要配慮者の安否確認並びに安全確保に関する協力 ○指定避難所その他所在地における要配慮者支援への協力 ○福祉避難所の運営、移送その他必要な措置の実施への協力 ○被災者からの要配慮者支援依頼への最大限対応 ○市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力 ○その他市・県が行う要配慮者対策への協力
----------------------------------	--

(2) 市民の役割

項 目	役 割 の あ ら ま し
自 主 防 災 組 織	○地域における要配慮者の安否確認並びに避難の支援 ○指定避難所その他地域における要配慮者支援 ○福祉避難所の移送、その他必要な措置の実施への協力 ○ケア制度その他行政等支援メニューの説明 ○行政サービス各種申込書の配布 ○その他要配慮者対策に必要な措置 ○行政・関係団体等との連絡・協議

4 被災者総合相談所の活用

高齢者や障害者、日本語を解さない外国人、人工透析者等の「要配慮者」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、健常者に増して、その意向や要望内容を表現し、互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。

そうした困難が、市の行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを等しく受ける機会を奪う結果につながることをないよう、市は措置する責務を有する。

そのため、保健福祉部長は「要配慮者対策」の一環として、関係各部長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市本庁舎内に設置される被災者総合相談所に、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

第 2 高齢者対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、関係各部各班
	関 係 機 関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、日立市医師会、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、記者クラブ(日立)各社、その他市内関係団体・事業所・団体

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

「高齢者」対策の実施手順は、災害発生後の事態推移に対応して、その都度関係各部並びに県・国・関係機関・協力団体等と連携・協議し、保健福祉部長が決める。なお、震度 6 弱以上の地震が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災 害 発 生 初 期 の 緊 急 措 置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	○援護の必要な高齢者の安否確認 ○援護の必要な高齢者安否不明者リストの作成 ○指定避難所等における「高齢者リスト」の作成 ○援護の必要な高齢者安否不明者の再度安否確認 ○指定避難所等における応急的な要援護支援措置の実施 ○指定避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○高齢者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ○高齢者向け広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関職員からなる高齢者向け応急ケアサービスチームの編成
第一期応急ケア対策 (指定避難所開設期間)	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降 14 日 目 まで	○指定避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○指定避難所等における巡回ケアサービスの実施 ○高齢者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○高齢者向け広報の実施、相談業務窓口等の運営 ○高齢者向け応急ケアサービスチームの運営
第二期応急ケア対策 (指定避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災 害 発 生 後 15 日 目 以 降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画の広報、相談受付業務

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

高齢者に対する災害応急対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、指定避難所その他の施設の確保については、保健福祉部長が以下をめやすとして応援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
安 否 ・ 所 在 等 の 確 認	自衛隊、県（防災・危機管理部、保健福祉部）、県警本部、日立警察署、市社会福祉協議会、民生委員
介 護 ・ 援 護 の た め の マ ン パ ワ ー の 確 保	県（防災・危機管理部、福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市社会福祉協議会、市民生委員、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会、社会福祉関係大学等教育機関
福祉避難所	県（防災・危機管理部、福祉部）、日赤茨城県支部、日立市医師会、市内老人ホーム、その他高齢者向け施設
移 動 ・ 搬 送	自衛隊、茨城交通、県トラック協会日立支部、日立市医師会、老人ホーム、その他高齢者向け施設、日立市社会福祉協議会

高 齢 者 向 け 医 療 サ ー ビ ス	県（防災・危機管理部、福祉部、日立保健所・県立病院）、 日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会
高 齢 者 向 け 設 備 の 補 修 ・ 設 置 ・ 住 宅 設 計 等	県（防災・危機管理部、福祉部）、住宅・都市整備公団、 日立市建設業協会、その他建築関係団体等

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員の調査に基づく報告
- 保健福祉部福祉第 1 班の現認に基づく報告
- 要配慮者専用避難所の入所名簿に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 指定避難所単位
- 必要となる介護・援護要員の種別・規模を把握するために必要な項目
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な項目
- ※ 車椅子・つえ等援護用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

(2) 福祉避難所の確保

- ア 市老人福祉施設への特別受入れ要請
- イ 市内老人ホーム・老人病院への特別受入要請
- ウ 県へ他市町村老人福祉施設への特別受入の要請
- エ 県へ市外老人ホーム・老人病院への特別受入の斡旋要請
- オ 市施設のうち専用避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）
- カ 福祉避難所指定に基づく受入れ要請

(3) 指定避難所における要配慮者専用スペースの確保

- ア 暑さ・寒さ対策がとられ、可能な限り少人数部屋であること
- イ トイレになるべく近い場所であること
- ウ 指定避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること
- エ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと

(4) 指定避難所等における応急的な設備の補修、設置

- ア 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置
- イ 踏み板の設置等段差解消のための応急的な措置
- ウ 簡易ベッドの設置
- エ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置

(5) 福祉避難所への移送

- ア 保健福祉部職員による移送措置
- イ 市社会福祉協議会への依頼による移送措置
- ウ 指定避難所入所者の協力支援による移送措置
- エ 茨城交通への依頼による移送措置
- オ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 指定避難所その他所在地における設備等の補修・設置

各指定避難所担当者若しくは市民からの要望により、高齢者対策上、保健福祉部長が必要と認める場合における指定避難所、その他所在地における設備等の補修・新設については、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

(2) 指定避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施

- ア ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務
- イ 市医師会並びに県派遣要員等との連携・協力による健康チェック
- ウ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活要援護

(3) 福祉避難所の要請に基づく、水・物資等の供給

福祉避難所の要請に基づく飲料水・生活用水・生活物資その他の供給は、本章第 15 節「被災者救援計画」により行う。

(4) 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向け住宅の供給計画案作成等は、本章第 19 節第 4「仮設住宅の建設等」により行う。

(5) 高齢者向け広報活動並びに相談業務

高齢者向け広報活動並びに相談業務は、それぞれ本章第 3 節「災害時の広報」及び本節「被災者総合相談所の活用」により行うが、特に以下の点に留意して行う。

- ア 指定避難所や街頭における情報連絡が、放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることを踏まえた伝達手段を併用すること。
- イ 年金・各種手当等受給のために必要な証書類を紛失した場合の再発行手続の簡略化
- ウ 市民に理解を得られるような配慮を行うこと。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中に必要とされる措置は、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービス

- ア 仮設住宅団地内集会施設等への「24 時間スタッフ詰所」の設置・運営
保健福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア等の協力を得て運営。高齢者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。

イ 仮設住宅団地居住環境の向上

段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼び掛け」標識の設置、入居者案内板の設置、花壇づくりなどを行う。また、バザーその他のイベント等の実施により、入居者と高齢者の交流を深めるよう企画する。

ウ 日立市医師会等並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策

エ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、ホームヘルパーの派遣、その他養護高齢者向けサービスの実施

(2) 入居待機者用施設その他の高齢者向け応急ケアサービス

ア 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置

イ 以下、「(1) 仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービスのウ及びエ」に準ずる

(3) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談所設置期間中は、相談所にて行い、被災者総合相談所閉鎖後は、保健福祉部内に置かれた高齢者向け長期対策担当班を編成し、関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

第 3 障害者対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、関係各部各班
	関 係 機 関	市社会福祉協議会、日赤茨城県支部、NHK 水戸放送局、LuckyFM 茨城放送、記者クラブ（日立）各社、その他市内関係団体・事業所・団体

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

障害者対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、保健福祉部長が関係各部・機関・支援組織・協力団体等と協議して決める。なお、震度 6 弱以上の地震が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	○援護を要する障害者の安否確認(保健所との連携) ○援護を要する障害者安否不明者リストの作成 ○指定避難所等における障害者リストの作成 ○各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請 ○援護を要する障害者安否不明者の再度安否確認 ○指定避難所等での応急的な要援護支援措置の実施 ○指定避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○福祉避難所の確保、必要な移送措置 ○障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ○障害者向け広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関、各障害者支援組織からなる障害者向け応急対策班の編成
第一期応急ケア対策(指定避難所開設期間)	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降 14 日 目 まで	○指定避難所等における応急的な設備の補修、設置 ○指定避難所等におけるケアサービスの実施 ○必要な場合の福祉避難所への移送措置 ○障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案作成等 ○第二期応急ケア対策計画の検討、体制の確立 ○障害者向け広報の実施、相談業務窓口等の運営 ○関係各部・機関並びに各障害者支援組織からなる障害者向け応急対策班の運営
第二期応急ケア対策(指定避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災 害 発 生 後 15 日 目 以 降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画広報、相談受付業務

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

障害者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、必要なケアプランの策定、要員、資材、専用避難所その他の施設の確保については、保健福祉部長が以下を目安として協力・支援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
安 否 ・ 所 在 等 の 確 認	自衛隊、県(防災・危機管理部、福祉部、日立保健所)、県警本部、日立警察署、日立市社会福祉協議会、市民生委員、各障害者支援組織(地域・全国)
障害者向けケアサービスプランの策定・実施	県(防災・危機管理部、福祉部、日立保健所)、日赤茨城県支部、社会福祉関係大学等教育機関、日立市医師会、日立市社会福祉協議会、市民生委員、各障害者支援組織(地域・全国)
その他介護・要援護のためのマンパワーの確保	県(防災・危機管理部、福祉部、日立保健所)、日赤茨城県支部、社会福祉関係大学等教育機関、日立市社会福祉協議会、市民生委員、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会

福祉避難所の確保	県（防災・危機管理部、福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、障害者福祉施設、その他市外障害者福祉施設
移 動 ・ 搬 送	自衛隊、県トラック協会日立支部、茨城交通、日立市医師会、障害者福祉施設、その他市外障害者福祉施設、日立市社会福祉協議会、各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向け医療サービス	県（防災・危機管理部、福祉部、日立保健所、県立病院） 日赤茨城県支部、日立市医師会、日立歯科医師会、日立薬剤師会
障害者向け設備の補修、設置・住宅設計等	県（防災・危機管理部、福祉部）、住宅・都市整備公団、日立市建設業協会、その他建築関係団体等、各障害者支援組織（地域・全国）

※ 救急告示病院一覧表 （資料編 資料 12-1）

※ 救急医療協力医療機関一覧表 （資料編 資料 12-2）

※ その他の医療機関一覧表 （資料編 資料 12-3）

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員の調査に基づく報告
- 保健福祉部福祉第 1 班の現認に基づく報告
- 福祉避難所の入所名簿に基づく報告
- 各障害者支援組織による調査に基づく報告
- 日立保健所その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 指定避難所単位
 - 必要となる介護・要援護要員の種別・規模を把握するために必要な項目
 - その他必要となる留意事項を把握するために必要な項目
- ※ 車椅子・つえ等要援護用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

(2) 福祉避難所の確保

- ア 総合福祉センター等の福祉避難所指定
- イ 市内身体障害者福祉施設その他施設への特別受入要請
- ウ 県への他市町村障害者福祉施設への特別入所措置支援の要請
- エ 県への市外身体障害者福祉施設その他入所施設への特別受入の斡旋要請
- オ 市施設のうち福祉避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）
- カ 福祉避難所指定に基づく受入要請

(3) 災指定避難所における要配慮者専用スペースの確保

- ア 暑さ・寒さ対策がとられており、可能な限り少人数部屋であること
- イ トイレになるべく近い場所であること
- ウ 指定避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること

- エ 異常のある場合は速やかに察知できるよう周囲の被災者に依頼しておくこと
- オ 福祉避難所への移送措置をとること

(4) 指定避難所等における応急的な設備の補修、設置

- ア 洋式トイレのない場合の簡易洋式トイレの設置
- イ 踏み板設置等段差解消のための応急的な措置
- ウ 簡易ベッドの確保及び設置
- エ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置
- オ 聴覚障害者向け広報伝達手段としての掲示板等の確保
- カ 視聴覚障害者向けのトイレ等への誘導ロープの設置

(5) 福祉避難所への移送

- ア 保健福祉部職員による移送設置
- イ 市社会福祉協議会への依頼による移送措置
- ウ 各障害者支援組織による移送措置
- エ 指定避難所入所者の協力支援による移送措置
- オ 茨城交通への依頼による移送措置
- カ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 指定避難所その他所在地における設備等の補修・設置

各指定避難所担当者、市民からの要望もしくは障害者向け応急ケアサービス連絡協議会により、障害者対策上、保健福祉部長が必要と認める場合においては、指定避難所その他所在地における設備等の補修・新設について、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

(2) 指定避難所その他所在地におけるケアサービスの実施

- ア 各支援組織による全般的なケアサービス
- イ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活要援護
- ウ ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- エ 市医師会等並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック
- オ 障害者施設職員の協力による「生活環境」チェック

(3) 福祉避難所の要請に基づく水・物資等の供給

本章第 15 節「被災者救援計画」により行う。

(4) 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

本章第 19 節第 4「仮設住宅の建設等」により行う。

(5) 障害者向け広報活動並びに相談業務

障害者向け広報活動並びに相談業務については、それぞれ本章第 3 節「災害情報の広報」及び本節「被災者総合相談所の活用」により行うが、特に以下の点に留意して行う。

- ア 指定避難所や街頭における情報連絡が放送・拡声器等の音声情報に偏りがちになることを踏まえ、聴覚障害者向けの伝達手段を併用すること
- イ 障害者は、多くの場合自らの意思伝達上、それぞれに固有の特徴や困難さのあるこ

- とをあらかじめ、市全職員に周知徹底する
- ウ 年金・各種手当等受給のために必要な証書類を紛失した場合の再発行、手続の簡略化
- エ 市民に理解を得られるような配慮を行うこと

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中に必要とされる措置については関係各部及び関係機関・各障害者支援組織、団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス

- ア 仮設住宅団地内集会施設等への「24 時間スタッフ詰所」の設置・運営
保健福祉部職員のほか、関係各部職員、仮設住宅団地住民組織、ボランティア並びに各障害者支援組織の協力を得て運営する。
障害者だけでなく入居者全体の生活環境向上のための活動拠点とする。
- イ 仮設住宅団地居住環境の向上
段差・ぬかるみの解消、周辺地域における「車両の徐行呼び掛け」標識の設置、入居者名入案内板の設置、花壇づくりなどを行う。
また、バザーその他のイベント等の実施により入居者と障害者の交流を深めるよう企画する。
- ウ 日立市医師会並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック・心のケア対策
- エ ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、給食弁当の給付、ホームヘルパーの派遣その他要援護障害者向けサービスの実施

(2) 入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス

- ア 仮設住宅早期入居のために必要な促進措置
- イ 以下、「(1) 仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービスのウ及びエ」に準ずる。

(3) 福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討・実施

- ア 通所施設に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。また、入居者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。
- イ 障害者入所施設等に関しては引き続き入所が必要なものは、必要な手続をとり、また退所・院が可能になったものについては、仮設住宅の提供その他退院後のケアサービスについて必要な措置を講ずる。

(4) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

「3 第一期応急ケア対策計画の実施」の場合を準用する。

第 4 乳幼児対策

活動項目
1 基本方針
2 災害発生初期の緊急措置
3 第一期応急ケア対策計画の実施
4 第二期応急ケア対策計画の実施

担 当	責 任 者	保健福祉部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 2 班、保健班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

「乳幼児」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど関係各部並びに県・国・関係機関・協力団体等と連携・協議し、保健福祉部長が決める。

なお、震度 6 弱以上の地震が発生した場合においては、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	○乳幼児の安否確認 ○要保護乳幼児リストの作成 ○指定避難所等における「乳幼児リスト」の作成 ○指定避難所等における応急的な支援措置の実施 ○妊産婦避難所の確保並びに必要な移送措置 ○乳幼児対策に関する広報活動、相談業務窓口等の設置 ○関係各部・機関職員からなる乳幼児向け応急ケアサービスチームの編成
第一期応急ケア対策(指定避難所開設期間)	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降 14 日 目 まで	○指定避難所等における第一期応急ケア対策の実施 ○その他指定避難所等における応急的な支援措置の実施 ○要保護乳幼児の妊産婦避難所への移送措置 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○乳幼児対策に関する広報活動、相談業務窓口等の運営 ○乳幼児向け応急ケアサービスチームの運営
第二期応急ケア対策(指定避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災 害 発 生 後 15 日 目 以 降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報、相談受付業務

(2) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、必要な要員、資材、妊産婦避難所その他の施設の確保については、保健福祉部長が以下の目安として応援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（防災・危機管理部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、県警本部、日立警察署、市社会福祉協議会、市民生委員
応急保育等のためのマンパワーの確保	県（防災・危機管理部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、日赤茨城県支部、市社会福祉協議会、市民生委員、市内幼稚園（私立）、保育関係団体、社会福祉関係大学等教育機関
妊産婦避難所の確保	県（防災・危機管理部・日立児童分室、保健福祉部・日立保健所）、日赤茨城県支部、市内幼稚園（私立）、日立メディカルセンター
移動・搬送	県トラック協会日立支部、茨城交通、市社会福祉協議会
乳幼児向け医療サービス	県（日立保健所、県立病院）、日赤茨城県支部、日立市医師会

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員の調査に基づく報告
- 市職員の現認に基づく報告
- 保育所・幼稚園関係者による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 指定避難所単位
- 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
- ※ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

(2) 妊産婦避難所の確保

- ア 市内乳幼児入所施設への特別入所措置若しくは受入要請
- イ 県への乳幼児入所施設への特別入所措置支援の要請
- ウ 市施設のうち妊産婦避難所の指定・確保

(3) 指定避難所における専用スペースの確保

- ア 暑さ・寒さ対策がとられており、可能な限り少人数部屋であること
- イ トイレになるべく近い場所であること
- ウ 指定避難所事務所若しくは救護所になるべく近い場所であること

(4) 指定避難所等における応急的な支援措置の実施

ア 乳幼児向け救援セットの配布

※ 内容の一例

粉ミルク、ほ乳ビン、離乳食、缶入飲料水、紙おむつ、ウェットティッシュ、
タオル、おぶいひも、下着、おもちゃ、こころのケアに関するリーフレット、
体温計、消毒薬、ばんそうこう、消毒綿、解熱剤等

イ ポータブルトイレの確保並びに設置

ウ パーティション（間仕切）、カーテン等の設置

エ 簡易乳児用ベッドの確保並びに供給

(5) 妊産婦避難所への移送

ア 保健福祉部職員による移送措置

イ ボランティアセンターへの依頼による移送措置

ウ 指定避難所入所者の協力支援による移送措置

エ 茨城交通への依頼による移送措置

オ その他可能な手段による移送措置

3 第一期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所開設期間中に必要な措置について、関係各部、各指定避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 指定避難所その他所在地における応急的な支援措置の実施

各指定避難所担当者若しくは市民からの要望により乳幼児対策上、保健福祉部長が必要と認める場合における、指定避難所その他所在地における応急的な支援措置については、前項「災害発生初期の応急措置」に準じて行う。

(2) 保育所職員・ボランティアによる応急保育の実施

保育所職員・ボランティア等により、各指定避難所内若しくは最寄り保育所において指定避難所開設期間中限りの「応急保育」を実施する。

(3) 保健師等による巡回保健指導の実施

ア 医師会並びに県派遣班等との連携・協力による健康チェック

イ ヘルパー、ボランティアの派遣による育児支援

ウ ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務

(4) 妊産婦避難所の要請等に基づく水・物資等の供給

妊産婦避難所の要請に基づく飲料水・生活用水・生活物資その他の供給は、本章第 15 節「被災者救援計画」により行う。

(5) 乳幼児向け広報活動並びに相談業務

乳幼児向け広報活動並びに相談業務は、それぞれ本章第 3 節「災害時の広報」及び本節「被災者総合相談所の活用」により行う

4 第二期応急ケア対策計画の実施

保健福祉部長は、指定避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中に必要とされる措置については関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、「第二期応急ケア対策計画」を策定し、おおむね以下のとおり行う。

(1) 仮設住宅・入居待機者用施設内乳幼児向け応急ケアサービス

「2 (4) 指定避難所等における応急的な支援措置」の場合を準用する。

(2) 健康診断の実施

日立保健所、市医師会等の協力を得て、1 歳 6 か月児、3 歳児の健康診断を実施する。なお、この場合、相当の連絡・周知期間を持ち実施するよう努める。

また、親類・知人等へ疎開している場合についても、もれなく伝わるよう、報道機関・県・他市町村等の協力を要請する。

(3) 公・私立保育所（園）運営に関する特別措置計画の検討・実施

非常災害発生後の被災者の生活復興を促進するための、入所児及び非人所児の特別保育に関しては、関係各部、議会並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下の点に留意し検討・実施する。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 保育所（園）定員の特別拡大措置 |
| イ | 所得制限に関する特別緩和措置 |
| ウ | 保育時間の特別延長 |
| エ | 保育所職員の特別増員措置若しくは過重負担にならないための応援体制の確立 |

(4) 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談所設置期間中は、相談所にて行い、被災者総合相談所閉鎖後は、保健福祉部内におかれた乳幼児向け長期応急ケアサービスチーム事務局が窓口となり関係各部、関係機関・団体等の協力を得て行う。

第 5 その他要配慮者対策

活動項目	
1	基本方針
2	災害発生初期の緊急措置
3	第一期応急ケア対策計画の実施
4	第二期応急ケア対策計画の実施

担当	責任者	保健福祉部長、市民生活環境部長
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1 班、保健班、住宅班、市民生活環境部庶務班、関係各部各班
	関係機関	各項目に記載

1 基本方針

(1) 各時期区分における措置の目安

市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合における「その他要配慮者」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	○要配慮者の安否確認（保健所との連携） ○要配慮者安否不明者リストの作成 ○指定避難所等における「要配慮者リスト」の作成 ○関係各機関並びに各支援・相互扶助組織との連絡・支援本部設置の要請 ○指定避難所等における応急的な支援措置の実施 ○人工透析施設その他必要な支援サービス施設の確保並びに必要な移送措置 ○その他要配慮者向け仮設住宅のニーズの把握 ○その他要配慮者向け広報活動、相談業務受付窓口の設置 ○関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる応急ケアサービス連絡協議会の編成
第一期応急ケア対策 (指定避難所開設期間)	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降 14 日 目 まで	○指定避難所等における第一期応急ケア対策の実施 ○必要な場合の支援サービス施設への移送措置 ○その他要配慮者向け仮設住宅供給計画案の作成 ○第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 ○その他要配慮者向け広報の実施、相談業務窓口の運営 ○関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる応急ケアサービス連絡協議会の運営
第二期応急ケア対策 (指定避難所閉鎖以降 仮設住宅設置期間中)	災 害 発 生 後 15 日 目 以 降	○第二期応急ケア対策計画の実施 ○第二期応急ケア対策計画に関する広報、相談受付業務

(2) 応援要請先となる県その他関係機関・団体等の目安

保健福祉部長は、「その他要支援者」の災害時における当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下をめやすとして迅速に応援・協力を要請する。

「その他の在宅被災者」については、記載した請先機関・団体等と安否確認等の実施体制について検討していく。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
外 国 人	外務省（各国大使館、公使館、領事館等への連絡、仲介を含む）、 県（防災・危機管理部、商工労働部）、NHK 水戸放送局、県国際交流協会、 日立国際交流協議会、日立市社会福祉協議会、市内及び周辺市町村各大学、 ユネスコ協会、通訳ボランティア、日立市医師会、市内外資系企業、 各種支援・相互扶助組織、新聞・テレビ・ラジオその他報道機関
難 病 患 者	厚生労働省、県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、 日立市医師会、日立市社会福祉協議会、県トラック協会日立支部、 茨城交通、各支援・相互扶助組織

うち人工透析患者	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日本透析医学会、日本透析医会、日立市医師会、日立市社会福祉協議会、県トラック協会日立支部、茨城交通、全国腎臓病患者連絡協議会、その他各支援・相互扶助組織
食物アレルギー	県（保健福祉部、日立保健所）、日赤茨城県支部、日立市医師会、日立市社会福祉協議会、その他各支援・相互扶助組織
その他の在宅被災者	民生委員、自主防災組織、その他各支援・相互扶助組織

2 災害発生初期の緊急措置

保健福祉部長は、災害発生初期の緊急措置について、関係各部、各指定避難所担当並びに関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認並びに移送の要否等の把握

ア 主な確認ルート

- 民生委員自身の調査に基づく報告
- 保健福祉部の現認に基づく報告
- 日立保健所の現認に基づく報告
- 救護所・医療機関受診名簿若しくは入院患者名簿に基づく報告
- 各支援・相互扶助組織による調査に基づく報告
- 県国際交流協会その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 応急ケアサービス実施のためのリスト作成上の留意点

- 指定避難所単位
- 必要となる支援要員の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- その他必要となる留意事項を把握するために必要な状況項目別
- ※ 飲料水支給上の特別配慮の要否、要援護用具の要否等

(2) 関係機関並びに各支援・相互扶助組織への連絡及び支援対策本部の設置要請

本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

(3) その他の事項

本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

3 第一期応急ケア対策計画の実施

本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

4 第二期応急ケア対策計画の実施

本節第 3「障害者対策」に準じて行う。

第 6 帰宅困難者対策

活動項目
1 基本方針
2 普及啓発
3 備蓄の確保
4 情報提供
5 交通事業者との連携体制の整備
6 企業等の取組

担 当	責任者	総務部長、都市建設部長
	班	総務班、都市建設部庶務班
	関係機関	各事業所、J R 東日本、茨城交通

1 基本方針

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

2 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

3 備蓄の確保

市は、帰宅できずに駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

4 情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

5 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築するよう努めるとともに、市と交通事業者は、協議の上滞在場所の確保等を推進するものとする。

また、滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

6 企業等の取組

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合は、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3 日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画等への位置付け

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(7) 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

(8) 各学校の取組み

ア 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者提供できるよう努める。

イ 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

ウ 飲料水等の備蓄

第 7 愛玩動物の保護対策

活動項目
1 基本方針
2 指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等

担 当	責任者	保健福祉部長、総務部長
	班	収容班、健康班、総務班
	関係機関	県（保健福祉部）、県獣医師会、県獣医師会第 3 支部、動物愛護関係団体

1 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、市は、動物愛護の観点から、県、県獣医師会等の関係機関、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

2 指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が指定避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずる。

また、指定避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護や飼い主の発見については、県や関係機関等に協力するものとする。

第 17 節 応急教育計画

第 1 応急教育の基本方針

活動項目
1 事前準備
2 応急教育実施上の基本指針
3 応急教育実施上の時期区分
4 応急教育の実施体制

担 当	責 任 者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、生涯学習第 1 班・2 班、学校班、 関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 事前準備

(1) 公立学校

ア 学校長は、学校の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急教育について検討するとともに、学校における防災マニュアル等あらかじめ適正な計画を立てておく。

イ 学校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じるものとする。

- | |
|---|
| ①市教育委員会との連携を密にとり、計画的に防災に係る施設、設備の点検整備を図る
②児童・生徒等の避難訓練や防災教育を適切に実施するとともに、保護者との連絡方法を明確にする。
③市教育委員会、日立警察署、市内各消防署（団）及び保護者への連絡網を確立する。
④勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員へ周知する。 |
|---|

指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

また、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

(2) 私立学校

学校長は、公立学校に準じて、学校における防災マニュアル等を策定し、保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、指定緊急避難場所に指定されている学校は、市と運営方法についてあらかじめ協議しておく。

市は、私立学校に防災マニュアル等の策定を指導する。

2 応急教育実施上の基本指針

市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合の応急教育の実施にあたっては、以下の点を基本指針とする。

- (1) 市は、応急教育の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。
- (2) 市民・事業所は、市・県等が行う応急教育の実施に対して、最大限の協力をする。

3 応急教育実施上の時期区分

応急教育の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど市教育委員会・PTAその他協力団体と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後 7 日目まで	○避難所開設並びに避難者の受入措置に関する協力 ○校内被災箇所・危険箇所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施（立入り禁止措置等） ○所属教職員の安否確認並びに動員の指示 ○安否不明の教職員リストの作成 ○児童・生徒の安否確認・所在の把握 ○安否不明の児童・生徒リストの作成 ○疎開児童・生徒リストの作成 ○第一期応急教育の検討並びに準備
第一期応急教育の実施（避難所開設後期）	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○第一期応急教育の実施 ※ 避難所及び校区内児童・生徒の「心のケア」対策を兼ねて行う ○安否不明の児童・生徒に関する再調査 ○疎開児童・生徒リストの作成 ○被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設 ○第二期応急教育の検討並びに実施体制の確立（教材類・要員等の確保） ○第一期応急教育に関する広報活動並びに相談業務
第二期応急教育の実施（避難所閉鎖以降、仮設住宅設置期間中）	災害発生後 15 日目以降	○第二期応急教育の実施 ※ 児童・生徒の「心のケア」対策、平常時教育体制への移行を中心として行う ○疎開児童・生徒のアフターケア ※ 学校再開の連絡、その他必要な措置 ○被災校舎の建て替え若しくは耐震補強計画の検討並びに実施 ○第二期応急教育に関する広報活動並びに相談業務

4 応急教育の実施体制

(1) 応急教育の形態

教育長は、関係各部長、県・国・PTAその他協力団体等、市民等と連携・協力し、災害時における応急教育を統一的かつ適切に行う。

(2) 役割分担

応急教育の実施体制を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

ア 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市 教 育 委 員 会	①応急教育実施のための市内学校間応援要員の確保並びに実施計画の作成 ②被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施 ③調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 ④代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供 ⑤教科書その他学用品の調達並びに被災児童・生徒への配布 ⑥市の所掌する学校納付金の減免等の措置 ⑦その他応急教育実施のために必要な措置 ⑧応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ⑨その他保護者等への対応
県	①応急教育実施のための他市町村間応援要員、学用品類の確保並びに実施計画の作成に関する支援 ②県立学校授業料の納付期間延長又は免除 ③その他応急教育実施のために必要な支援 ④学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 ⑤その他市が行う応急教育の協力
国・防災関係機関	①応急教育実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援 ②その他応急教育実施のために必要な支援 ③学校施設の応急的な復旧確保のために必要な支援 ④その他市が行う応急教育への協力
P T A ・ 学 校 医 ・ その他学校関係団体等	①児童・生徒の安否確認並びに安全確保に関する協力。 ②避難所における応急教育実施への協力 ③避難所・校区における児童・生徒の健康維持、「心のケア」対策に関する協力 ④登・下校の安全確保のために必要な協力 ⑤市が行う児童・生徒向け相談業務に関する協力 ⑥その他市・県が行う応急教育への協力

イ 学校（教職員）の役割

役 割 の あ ら ま し
①児童・生徒の安否確認並びに安全確保 ②発災直後の児童・生徒、職員及び学校施設に関する被害状況の報告 ③初期における避難所運営に関する協力 ④避難所及び校区における児童・生徒の「心のケア」対策

⑤疎開先の児童・生徒へのアフターケア
⑥登・下校路の危険箇所把握並びに必要な措置
⑦応急教育案の検討並びに実施
⑧その他応急教育に必要な措置

ウ 市民（自治会・自主防災組織等）の役割

役 割 の あ ら ま し
①地域における児童・生徒の安否確認並びに避難所の運営に関する協力
②避難所における応急教育実施への協力
③その他応急教育に必要な措置への協力

(3) 私立学校の災害時の体制

学校長は、児童・生徒及び教職員並びに施設・設備の状況を把握し、被害状況等を市教育委員会及び県教育庁に報告するとともに、適切な対策及び措置を行い、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

第 2 災害発生初期の緊急措置

活動項目
1 避難所設置に伴う学校としての協力
2 学校施設の被災状況の把握等
3 児童・生徒・教職員の安全確保若しくは安否の確認等
4 第一期応急教育の検討並びに準備

担 当	責 任 者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 指定避難所設置に伴う学校としての協力

(1) 指定避難所開設に関する協力

学校長若しくは当日居合わせた教職員、その他学校教職員は、被災した地域等からの避難者があつた場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的ショックが緩和されるよう努める。

なお、その後直ちに教育長にその旨連絡し、指定避難所運営担当職員の派遣を求める。

(2) 指定避難所運営に関する協力

学校長若しくは当日居合わせた教職員、その他の学校教職員は、市の指定避難所運営担当職員若しくはその他の市職員が到着するまでの間、避難者に対し、あらかじめ定める指定避難所運営マニュアル等に従い必要な措置を行う。

また、学校長は、必要に応じ、学校教職員を指定避難所運営等に従事・協力させる。

(3) その他留意すべき事項

- ア 学校長若しくは当日居合わせた教職員は、被災者に対する応対に際しては、被災直後の精神的ショックや混乱状態にあることを念頭におき接するよう努める。
- イ 高齢者、障害者、病弱者、乳幼児等、指定避難所生活において支援を要する避難者の所在を最優先で把握し、速やかにスペースの確保、専用指定避難所等への移送、その他必要な措置を講ずることができるよう努める。
- ウ 指定避難所運営は、学校教職員・市職員だけでは困難であることについて避難者にも理解を求め、あらゆる局面で自主防災組織、PTAその他避難者等の協力を引き出すよう努める。

2 学校施設の被災状況の把握等

(1) 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等

学校長若しくは当日居合わせた教職員、その他の学校教職員は、地震等によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入り禁止措置その他必要な措置を講ずる。

学校長は、設備の被害状況とあわせて、教育長に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 市教育委員会による安全点検の実施

教育長は、地震時によりその必要があると認めた場合は、関係各部、県・国等関係機関、日立市建設業協会、その他協力団体等と連携・協力して、市内学校施設の安全点検を実施する。

3 児童・生徒・教職員の安全確保若しくは安否の確認等

学校長は、児童・生徒・教職員の在校時間中に地震が発生した場合には、児童・生徒・教職員の安全確保に努めるとともに、在籍の児童・生徒・教職員の安否を確認し、教育長へ連絡する。

通学路の安全が確認された場合は、教育長へ連絡のうえ、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。また、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認めた場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

夜間・休日等に地震が発生した場合については、各学校の定めている連絡網により行うが、教職員は、震度 6 弱以上の地震が発生したことを知った場合には、学校長からの指示・連絡を待つことなく、自主的に所属学校に参集し、避難所の初期における運営協力、並びに児童・生徒の応急教育の実施に従事する。また、教育長は、児童・生徒・教職員の安否の確認について、各学校長、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね次のとおり行う。

(1) 安否及び所在地の確認

ア 主な確認ルート

- 学校（教職員）の調査に基づく報告
- 保健福祉部の現認に基づく報告
- PTA・自主防災組織その他による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

イ 「安否不明リスト」作成上の留意点

- 学校単位
- 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
 - ※ 保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

(2) 疎開児童・生徒リストの作成

学校長は、保護者からの届出、学校教職員による地域訪問等により把握した情報等を基に疎開児童・生徒リストを作成する。

これにより「避難先」に対する照会や、児童・生徒への連絡を行う。

なお、保健福祉部長は、必要に応じて学校長に対し疎開児童・生徒リストの作成並びに提出を求めるものとする。

4 第一期応急教育の検討並びに準備

各学校長は、教育長及び保健福祉部長と協議のうえ、災害発生後 8 日目開始を目安として、指定避難所開設期間中の児童・生徒の「心のケア」対策としての第一期応急教育を、おおむね以下のとおり行うよう検討し準備する。

(1) 措置のあらまし

- ア 校庭若しくはその他指定避難所内、その他の適当なスペースを確保し行う。
- イ 教材の有無にこだわることなく、また屋内外にこだわることなく行う。
- ウ 時間は、午前中若しくは午後の数時間とし、生活規則を作ることにポイントをおく。

(2) その他留意事項

- ア 被災者に対する事前、事後のパブリック・リレーション（※参照）を十分行う。
- イ 「心のケア」対策に関する、専門家のアドバイスを得ながら、行動するよう努める。

※ パブリック・リレーションとは、PR（広報）活動に加え、「よい相互関係を保つための活動」全般を総称する。

第 3 第一期応急教育の実施

活動項目
1 第一期応急教育の実施
2 第二期応急教育の検討並びに準備
3 指定避難所運営に関する協力

担 当	責 任 者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 第一期応急教育の実施

災害発生後 8 日目開始を目安として、指定避難所内若しくは学校長が適当と認める場所において、第一期応急教育を実施する。

対象は、指定避難所及び校区内の児童・生徒とする。

2 第二期応急教育の検討並びに準備

指定避難所が閉鎖される 15 日目開始を目安として、教育長は、指定避難所開設期間中に必要な措置として、関係各部、関係機関・団体等並びに各学校長の協力を得て、第二期応急教育の検討並びに準備を、おおむね以下のとおり行う。

なお、児童・生徒の「心のケア」対策を適切に行えるよう、日立市医師会、その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

(1) 施設の確保

学校施設の被害状況並びに指定避難所の現状等に関する調査を踏まえ、学校長と連絡のうえ、おおむね次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

災 害 の 程 度	応急教育対応方法
校舎の被害が軽少な時	速やかに応急処理をして授業を行う
校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合	残存の校舎で合併又は二部授業を行う
校舎が使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合	臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う
校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合	交流センター・体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う

(2) 応急教育実施要員の確保

学校長は、出勤可能な職員の人数により、被災した教職員の補充若しくは交代要員の科目別必要数を算定し、教育長に必要な措置を講ずるよう要請する。

教育長は、災害状況に対応して、学校間における教職員の応援、県（教育庁）への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学校編成を行うなど速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。

(3) 教科書・学用品の調達及び支給

第二期応急教育実施のために必要と認めた場合は、教科書・学用品を調達し、必要な児童・生徒に支給する。

なお、以下には災害救助法の適用された場合の取り扱いについて示す。

ア 実施機関

学用品の供給は、災害救助法適用の有無に関わらず、市長が行う。

イ 災害救助法による学用品の供給

災害救助法を適用した場合の学用品の供給は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

区 分	取 り 扱 い 内 容
学用品の供給対象者	①災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水による喪失もしくは損傷等の被害を受けた児童・生徒等であること。 ②小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に限る。 ③学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

学用品供給の方法	①学校及び教育委員会が協力して行う。 ②被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。 ③応急教育実施に必要なものに限り支給する。 ④文房具、通学用品はできるだけ同一規格、価格のもので行う。
----------	--

ウ 学用品の品目

区 分	取 り 扱 い 品 目
教 科 書 及 び 教 材	教科書は、教科書の発行に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する教科書とし、教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材であること。
文 房 具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
通 学 用 品	運動靴、傘、カバン、長靴等

エ 学用品供給の費用限度

区 分	費 用 の 限 度 額
教科書（教材含む。）代	実費
文房具及び通学用品	資料編 資料 19-1

オ 学用品の供給期間

教科書（教材を含む）については、災害発生日から 1 か月以内、文房具及び通学用品については、15 日以内とする。

ただし、交通・通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県（知事）が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(4) 授業料等の減免

区 分	減免内容（徴収猶予・免除）
市の措置	市は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、それぞれ児童・生徒の被災の程度に応じて行う。
県の措置	茨城県立高校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料の納入義務者等が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときは、関係条例及び規則の規程により、授業料等の徴収猶予若しくは免除の措置を講ずる。

(5) その他の留意事項

ア 通学路の安全確保

児童・生徒の安全な登下校を確保するため、必要に応じて、臨時通学路の指定、PTA等の協力による通学安全指導要員の配慮を行う。

イ 保護者等への連絡

第二期応急教育の実施計画が確定した場合は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。あわせて、第二期応急教育が適切に行われるよう必要な協力を要請する。

ウ 疎開児童・生徒への連絡

疎開児童・生徒及び保護者への連絡については、学校長が行う。

3 指定避難所運営に関する協力

学校長は、指定避難所開設期間中において、学校経営に支障のない限りにおいて、指定避難所運営に協力する。

その他「第 2 災害発生初期の緊急措置」を準用する。

第 4 第二期応急教育の実施

活動項目
1 第二期応急教育の内容
2 児童・生徒の「心のケア」対策

担 当	責 任 者	教育長（教育部長）
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	教育部庶務班、学校教育班、学校班、関係各部各班
	関係機関	県教育庁、私立教育施設

1 第二期応急教育の内容

指導内容、教育内容については、状況に応じて、学校長が教育長と協議し決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
①飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導	①児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。
②衣類、寝具の衛生指導	②児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。
③住居、便所等の衛生指導	
④入浴その他身体の衛生指導	

(2) 学習に関する教育内容

ア 教材、資料を必要とするものはなるべく避ける。
イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。
ウ 教科書の給付が可能になった時点で、平常時教育へ移行する。

(3) 私立学校における体制

学校長は、施設・設備並びに教職員及び児童・生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 児童・生徒の「心のケア」対策

教育長は、関係各部長その他関係機関、日立市医師会等の協力団体、その他専門家並びに各学校長と連携・協力して、学校における児童・生徒の「心のケア」対策を行う。

(1) 災害ストレスのサイン

子供たちの中には、地震後、何らかの形で「災害ストレスのサイン」を出している場合がある。一番多いサインは、「眠れなくなる」ことである。

その他「地震ごっこ」などの遊びの形で表れるものや、「赤ちゃん化」と総称されるものなどがある。

いずれの場合も「災害ストレスのサイン」として、見逃さないこと、そして、むやみに否定的な態度をとることなく、しっかり受け止めることが大切である。以下に代表的ものを示す。

○指をしゃぶるようになる	○眠れなくなる
○親や教師にまわりつくようになる	○イライラする
○食欲がなくなる	○悪夢を見てうなされるようになる
○おねしょや便をもらすようになる	○一人になるのをいやがる
○ちょっとしたことで泣くようになる	○何事にもおどおどする
○うまくしゃべれなくなる	○胃の調子が悪くなる
○暗い所を怖がるようになる	○頭痛や腹痛を訴えるようになる
○仲間からひきこもりがちになる	○学校の勉強を一生懸命やらなくなる

(2) 「心のケア」のための教職員の援助方法

「心のケア」とは、「地震体験をしたことが意識の底におさまっているのを、いい形で児童・生徒の心の底に整理されるように援助する」ことであるという。

そこで、以下には、「心のケアのための教職員の援助方法」の原則について示す。

○子供と向かい合い、話の途中で切れることなく、最後まで聴く
○子供の話を心から共感して聴く
○「がんばろう」・「がんばれ」は禁句
○子供の話に「なぜ」「どうして」など質問せず、話に広がりをもたせるように相槌を打つ
○まずは、子供のいう通り、する通りに応じる
○教師がモデルを示す
○子供と被災体験を共有化する
○専門家に相談する

第 5 文化財の保護

活動項目
1 文化財の保護に関する措置

担当	責任者	教育長（教育部長）
	班	教育部庶務班、生涯学習第 2 班
	関係機関	文部科学省、県教育庁

1 文化財の保護に関する措置

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財にあっては市教育委員会へ、県指定の文化財にあっては市教育委員会を經由して、県教育庁へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

※ 指定文化財一覧表 （資料編 資料 14-1）

第 18 節 災害救助法の適用

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ 法に基づく救助の総括
		各部長	※ 各救助項目の実施及び記録作成
	班	保健福祉部庶務班、総務班、関係各部各班	
	関係機関	県（保健福祉部、福祉指導課）、日赤茨城県支部	

第 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の規程による。

日立市に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

■ 表 災害救助法の適用基準

区 分	人口 平成 27 年 国勢調査	1 号適用 (市内の住家 減失世帯数)	2 号適用 (県内の住家減 失世帯数 2,000 世帯以上の場合)	3 号適用 (厚生労働大臣と事前に 協議を必要とする)	4 号適用
日立市	185,149 人	100 世帯以上	50 世帯以上	※1 又は※2	※3

※1 （災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

県下の被害世帯数が 9,000 以上あり、かつ日立市内の被害世帯数が多数であるとき。

※2 （災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段）

当該災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失したとき。

※3 （災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。

第 2 減失（り災）世帯の算定

1 減失（り災）世帯の算定

(1) 減失（り災）世帯の算定基準

住家が減失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規程により、みなし換算する。

算 定 区 分	みなし換算
住家が全壊、全焼、流失等により減失した 1 世帯	1 世帯
住家が半焼、半壊等著しく損傷した 1 世帯	2 分の 1 世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった 1 世帯	3 分の 1 世帯

(2) 被害程度の認定

災害救助法の認定に際しては、住家被害程度の認定が重要な要素となる。

減失、半壊等のおおよその基準は、次のとおりである。

■ 表 住家被害程度の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊、全焼、流失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。半壊・半焼の場合も同じ）の被害額が、その住家時価の 50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊、半焼	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その延面積の 20%以上 70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家時価の 20%以上 50%未満のもの。
住家床上浸水、土砂の堆積等	上記 2 項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上以上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。
※ 「住家」とは、現実に居住するため使用している建物をいう。 ただし、アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 ※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。	

第 3 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

災害に際し、日立市内の災害が、災害救助法適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助実施の決定を待つことができない場合には、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けるものとする。

また、災害救助期間の延長等特例申請については、県保健福祉部厚生総務課を通じて行う。

第 4 災害救助法による救助の実施

1 災害報告及び災害救助実施状況報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の 3 段階があり、その都度、県知事に報告する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録して整理し、県保健福祉部福祉指導課を経由して、知事に報告する。

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の種類、方法及び期間は、資料編 資料 19-1 のとおりである。

第 5 救助業務の実施者

災害救助法適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するために必要なときは、救助に関する事務の一部を市長が行うこととなっており、この場合、県は事務の内容及び期間を市長に通知する。

なお、市長が救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

また、この法律適用以外の災害については、災害対策基本法第 5 条に基づき、本部長が応急措置を実施する。

■ 表 災害救助法適用後の救助種類及び実施者

救 助 の 種 類	実 施 者
指 定 避 難 所 の 設 置 及 び 収 容	日 立 市 長
応 急 仮 設 住 宅 の 供 与	茨 城 県 知 事
炊き出しその他による食糧の供与	日 立 市 長
飲 料 水 の 供 給	日 立 市 長
被 服 、 寝 具 等 の 給 (貸) 与	日 立 市 長
医 療	茨城県知事（日赤）及び日立市長
助 産	茨城県知事（日赤）及び日立市長
災 害 に か か っ た 者 の 救 出	日 立 市 長
災 害 に か か っ た 住 宅 の 応 急 修 理	日 立 市 長
学 用 品 の 給 与	日 立 市 長
死 体 の 捜 索	日 立 市 長
死 体 の 処 理	茨城県知事（日赤）及び日立市長
死 体 の 埋 葬	日 立 市 長
障 害 物 の 除 去 ※ 災害によって住居又はその周辺に 運ばれた土石、竹木等で、日常生活 に著しい支障を及ぼしているもの。	日 立 市 長 及 び 市 民

第 19 節 建築物の応急復旧計画

第 1 基本方針

活動項目
1 対策実施上の基本指針
2 対策実施上の時期区分
3 災害時の「住」対策実施体制
4 がれき処分計画等他の計画との調整
5 被災者総合相談所の活用

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 建築物の震後対策、仮設住宅設営用地確保、災害復興に係る都市計画の策定並びに建築物の震後対策に関する協力 ※ 住宅の解体・補修、被災者向け住宅供給計画、仮設住宅設営並びに「住」対策実施上の総括・事務調整 保健福祉部長 ※ 被災者向け市営住宅の供給並びに災害救助法による民間賃貸借上げ 市長公室長 ※ 被災者総合相談所の開設・運営に関すること 総務部長 ※ 被害状況の調査、解体家屋の所有権に関すること 市民生活環境部長 ※ がれきの収集・処理に関すること その他各部長 ※ 被災者総合相談所への要員配置、所管業務に関する協力
	班	都市建設部庶務班、建築指導班、営繕班、土木班、応援班、ごみ処理班、住宅班、政策班、広報班、調査班、関係各部各班
	関係機関	関東財務局、自衛隊、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人雇用・能力再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構、年金福祉事業団、民間金融機関、県（土木部）、日立市建設業協会、（社）プレハブ建築協会 その他建築資材関係団体・業者、茨城県建築士会その他建築関係団体・業者市内宅地建物取引業者、県内弁護士団体

1 対策実施上の基本指針

災害時における「住」対策の実施にあたっては、以下の 4 点を基本指針とする。

- (1) 可能な限り現住宅の居住継続の方策で対応する。
- (2) 住民の自主的復旧を原則とする。
- (3) 民間活力を最大限活用する方策で対応する。
- (4) 行政は、住民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

2 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国並びに日立市建設業協会、その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 2 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
住宅被災・避難期 (指定避難所開設期間)	災害発生後 14 日目まで	○建築物の被害状況の把握 ○建築物の応急危険度判定の実施及び危険防止措置 ○被災地地の危険度判定の実施及び危険防止措置 ○被災建物の補強又は補修・解体の実施 ○応急仮設住宅の建設、公営空家住宅の確保 ○被災者向け相談業務
住宅供給・帰宅期 (指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	○応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給 ○民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ○余震に伴う判定の実施 ○被災者向け相談業務

3 災害時「住」対策実施体制

(1) 災害時「住」対策実施体制

震度 6 弱以上の地震が市域を襲った場合、都市建設部長は、日立市建設業協会、県、国、その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

(2) 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割は、おおむね以下のとおりである。

ア 市・県・国・関係機関・協力団体の役割

名 称	役 割 の あ ら ま し
市	○建物及び宅地の被害状況に関する調査及び集計 ○危険度判定の実施及び結果に基づき必要になる措置の実施 ○応急仮設住宅設営用地の確保 ○被災者総合相談所の設置・運営 ○その他市民との対応
県	○応急危険度判定実施のための応援要員の確保、作業基準・マニュアルの作成 ○建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成 ○災害救助法に基づく被災住宅の応急修理 ○災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設 ○応急仮設住宅設営用地確保のための協力 ○市が行う被災者相談業務に関する協力 ○その他市が行う災害時「住」対策への協力
国・防災関係機関	○応急危険度判定応援要員の確保、作業基準・マニュアルの作成支援 ○建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援 ○その他市が行う災害時「住」対策への協力

日立市建設業協会 その他建築関係 団体・事業所	○応急危険度判定作業実施の協力 ○判定結果に基づき必要な措置実施への協力 ○市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 ○被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 ○市が行う被災者相談業務に関する協力 ○その他市が行う災害時「住」対策への協力
市内外の宅地 建物取引業者 県内弁護士団体	○被災者向け賃貸住宅の斡旋に関する協力 ○市が行う被災者相談業務に関する協力 ○その他市が行う災害時「住」対策への協力

イ 市民（自治会及び自主防災組織）の役割

役 割 の あ ら ま し
○被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 ○被災者住宅への調査時の立ち会い ○被災者からの住宅修繕等の受付・集計・通知 ○融資制度その他行政等支援メニューの説明 ○行政サービス各種申込書の配布 ○その他災害時「住」対策に必要な措置 ○発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ○行政・関係団体等との連絡・協議

4 がれき処分計画等他の計画との調整

災害時「住」対策の実施にあたっては、用地・人員・資機材の確保等に関して、事前・事後の調整の場を想定しない限り、混乱を招くおそれがある。

そのままでは、事態の推移に応じて、限られた用地・人員・資機材を適切に活用し最大限の効果を期待することが困難となる。

そこで、「調整」に関して、以下のとおり行うよう取り決める。

(1) 調整機関等

調整は、原則として、市災害対策本部が行う。

5 被災者総合相談所の活用

災害時の「住」対策実施にあたっては、危険度判定結果をめぐる借主とのトラブル、建築物の補修、解体、建て替えの場合の権利関係調整業務、法律の専門家や都市計画コンサルタント、その他の専門家による助言若しくは協議斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、都市建設部長は、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、本庁舎等に設置される被災者総合相談所に、「住」対策相談業務を行う要員を確保するよう努める。

第 2 建築物の震災後対策

活動項目
1 基本方針
2 応急危険度判定の実施
3 復興期における震災後対策実施体制への移行

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 建設業協会等関係団体との連絡・調整
	班	都市建設部庶務班、建築指導班、営繕班、土木班
	関係機関	県（高萩工事事務所） 独立行政法人都市・再生機構、日立市建設業協会、 茨城県建築士会その他建築関係団体・事業所

1 基本方針

震度 6 弱以上の地震が市域を襲った場合、都市建設部長は、県、国、その他関係団体等と連携し、被災した建築物の「震災後対策」を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、県・国その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 2 つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7 日目まで	○公共施設・主要施設の安全点検の実施 ○建築物の応急危険度判定の実施 ○被災宅地の危険度判定の実施 ○被災者総合相談所内相談窓口の開設 ○危険度判定に関する情報の市民への提供
住宅供給・帰宅促進 実施体制への移行	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○被災建築物に対する被災度区分判定の実施の促進 ○余震その他の発生に伴う再度の危険度判定調査の実施

2 応急危険度判定の実施

(1) 市の役割

建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（以下、「危険度判定」という。）の実施において、市が果たすべき役割については、都市建設部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
市内建築関係団体等協力団体への連絡	○応急危険度判定実施体制確立の要請 ○市内被害状況に関する情報の提供 ○市本部体制の現況に関する情報の提供
報道機関対応	○NHK水戸放送局への「応急危険度判定実施」に関する放送枠確保の要請 ○報道機関等への「応急危険度判定実施」に関する紙面確保の要請

建築物震災後対策	○茨城県建設士会への連絡調整 ○市各部、防災関係機関との連絡調整 ○安全点検調査すべき市施設、重要施設の提示 ○応急危険度判定調査実施計画の作成 ○判定調査結果のとりまとめ及びデータの公表民対応
----------	---

(2) 応急危険度判定実施本部の設置

市は、応急危険度判定実施本部を原則として、都市建設部建築指導班（建築指導課）を窓口とする。なお、応急危険度判定の実施については、茨城県建築士会その他建築関係団体、茨城県震災建築物応急危険度判定要綱に基づき、関係機関の協力を得て行う。

(3) 建築物応急危険度判定作業の概要

- ア 建築物応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄筋コンクリート造の 3 種類の構造種別毎に判定調査票を用いて行う。
- イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、表示を行う。
- ウ 判定は、原則として「目視」により行う。
- エ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(4) 被災宅地危険度判定作業の概要

- ア 被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により、擁壁、宅盤、切土、盛土、のり面及び自然傾斜、排水施設、その他必要な個所毎に判定調査票を用いて行う。
- イ 判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ウ 判定は、目視により行う。

(5) 判定実施後にとるべき措置

応急危険度判定実施後にとるべき主な措置は、以下のとおりである。

- ア 二次災害防止のための立入り禁止措置
- イ 被災宅地における二次災害防止又は軽減のために応急措置、避難勧告等の措置
- ウ 建築物応急危険度判定における被災度区分判定の実施促進

県・国・関係団体の協力を得て、判定結果の通知を受けた建築物所有者が自己の責任において、建築構造技術者（1 級建築士、2 級建築士及び木造建築士等）へ依頼して行うよう促進する。

(6) 資機材等の調達

市は、危険度判定に必要な資機材等について、県と連携して速やかに調達する。

(7) 被災宅地危険度判定

大震災等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る。

(8) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、被災宅地危険度判定実施本部を原則として、市本庁舎内に設置し、都市建設部建築指導班（建築指導課）を窓口とする。

なお、被災宅地危険度判定の実施については、日立市建設業協会、茨城県建築士会その他建築関係団体・判定ボランティア等応急危険度判定士の協力を得て行う。

(9) 被災宅地危険度判定作業の概要

- ア 被災宅地危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
イ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

3 復興期における震災後対策実施体制への移行

(1) 市の役割

復興期における震災後対策実施体制への移行においては、都市建設部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
被災度区分判定及び震災後補強対策に関する広報活動の実施	○被災度区分判定の必要性に関する広報 ○震災後補強対策の必要性に関する広報（市長公室長）
県・国等への協力要請	○県・国等への判定士、判定コーディネーター確保のための協力要請（県土木部、県建築士会・関東地方整備局他関係機関） ○応急危険度判定結果及び措置に関する報告（県土木部） ○その他の協力要請（その他各部長・関係機関）
災害時「住」対策合同部会の運営	○復興期における震災後対策計画の策定 ○関係機関・団体との連絡調整 ○各部との連絡調整
報道機関対応	○NHK水戸放送局への「被災度区分判定」実施の促進に関する広報資料の提出 ○報道機関への「被災度区分判定」実施の促進に関する広報資料の提出

(2) 市内建築関係団体等協力団体の協力

復興期における震災後対策実施体制への移行において、日立市建設業協会、茨城県建築士会その他建築関係団体・判定ボランティア等の協力を得て行う。

第 3 被災建物の補修・解体

活動項目	
1	基本方針
2	被災建物の補修
3	住宅関係障害物の除去
4	市営住宅等の補修・解体

担 当	責 任 者	都市建設部長	※ 建物危険度判定
		保健福祉部長	※ 被災者生活再建支援法適用に伴う補修・解体調査に関すること
	班	総務部長	※ 申込受付・調査・同意確認
		市民生活環境部長	※ がれきの搬送・処理並びに環境保全のための監視・指導
		住宅班、都市建設部庶務班、土木班、建築指導班、営繕班、調査班、環境保全班、ごみ処理班	

1 基本方針

震度 6 弱以上の地震が市域を襲った場合、都市建設部長は、関係各部長並びに日立市建設業協会、県・国その他協力団体及び専門ボランティアと連携し、被災建築物の「補修・解体対策」を行う。

(1) 時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・日立市建設業協会その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の時期区分に基づき行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7 日目まで	○応急危険度判定結果に基づく対象者リストの作成 ○市が行う補修・解体作業実施希望状況の把握 ○建築物の補修・解体実施体制の確立（業者・資機材及び必要となる用地の確保） ○市が行う補修・解体作業実施計画の決定及び開始 ○被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの策定
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの提供 ○建築物の補修・解体に関する相談業務開始 ○被災者が行う補修・解体の業者への依頼斡旋 ○市が行う補修・解体作業の完了

(2) 市の役割

被災建物の補修・解体の実施において、市が果たすべき役割については、その都度都市建設部長が関係各部長と協議して以下のとおり行う。

区 分	措 置 の 目 安
市内建築関係団体等協力団体への連絡	○市が行う補修・解体作業への協力要請 ○被災者が行う補修・解体依頼への最大限対応の要請 ○市内被害状況に関する情報の提供 ○市本部体制の現況に関する情報の提供

市・県が行う被災建物の補修・解体	○市・県が行う補修・解体実施希望の把握 ○市・県が行う補修・解体実施計画案の策定
被災者総合相談所・自治会・自主防災組織等における申込受付等体制の確立	○被災者総合相談所担当職員・自治会・自主防災組織等への必要事項の周知並びに各種申込用紙類の配置 ○市民からの補修、解体申込受付 ○市民からの補修、解体全般に関する相談・苦情・異議等の受付
環境保全に関する監視・指導	○アスベストその他有害物質の安全管理
建築物補修・解体対策班の編成	○県土木部・市各部・関係機関との連絡調整 ○建築関係協力団体との連絡調整 ○その他建物補修・解体に関する連絡調整業務

2 被災建物の補修

(1) 被災住宅の応急修理

ア 実施主体

災害救助法が適用された場合に、本部長が行う。

ただし、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 修理の対象

災害救助法及びその運用指針によるが、地震災害により住家が半焼又は半壊もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ウ 修理の方法

県・国と協議して決める。

なお、これまでの災害救助法の適用に関する厚生労働省事務次官通知に基づく取扱いは、以下のとおりである。

①修理戸数

半焼・半壊等の被害を受けた世帯数 3 割以内の範囲で県知事が決定する。

なお、災害の状況、規模により、県知事がこの数を超えて実施する必要があると判断した場合は、厚生労働大臣の承認を求め、承認が得られた時は基準を超えて実施する。

また、災害救助法が適用されない場合については、本部長が災害の状況に応じてその都度定める。

②規模及び費用

修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うこととする。

また、1 世帯当たりの修理の費用は、資料編 資料 19-1 のとおりとする。

なお、この費用の中には原材料費、労務賃、輸送費、工事事務費等の一切が含まれる。

③修理の期間

原則として、災害発生の日から 3 か月以内に完了する。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以上に完了するものとする。

④修理工事

県監督のもと、茨城県建設業協会の斡旋する業者が行う。

また、災害救助法が適用されない場合及び県から修理の事務を委任された場合については、都市建設部長が日立市建設業協会の協力を得て実施する。

エ 修理住宅の選定

原則的に市が行う。

(2) 被災者が行う補修に対する支援

市は、被災者が行う補修に対する支援として、おおむね以下のとおり行う。

ア 自治会・自主防災組織等を通じた支援

イ 日立市建設業協会等協力団体等を通じた支援

ウ 被災者の依頼に対する最大限対応の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等

3 住宅関係障害物の除去

災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしているもののうち、次の条件に該当するものについて、障害物の除去を実施する。

(1) 対象となる被災者（目安）

- | |
|--|
| <p>①自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること</p> <p>※ 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産をもたない失業者等</p> <p>②居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること</p> <p>③当面の日常生活が営み得ない状態にあること</p> <p>※ 本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない</p> <p>④半壊又は床上浸水したものであること</p> <p>※ 全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない</p> <p>⑤原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること</p> |
|--|

(2) 除去の実施

ア 災害救助法適用前

都市建設部長が優先度の高い箇所を指定し、関係各部、日立市建設業協会等の協力により、作業班を編成し実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合については、県知事の決定に基づき、関係各部、自主防災組織、日立市建設業協会等の協力を得て、以下のような手順で行う。

①市は、半壊した全世帯のうち、世帯状況、市民税課税状況、被害状況等を勘案し、救助対象世帯を選定のうえ「障害物除去対象者名簿」を作成し、県土木部に報告する。

この場合、除去を実施する戸数は、原則として半壊した世帯の15%以内とすることとなっているが、災害の状況により超えているときは、対象数の引き上げを県土木部に要請し協議する。

②県土木部は、市からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定める。

③なお、対象数の引き上げの必要があると認めたときは、市町村相互間の融通若しくは厚生労

働大臣の承認を得るなどの措置を講ずる。

- ④除去作業は、第一次的には、市が保有する器具・機械を使用して、市が行う。
- ⑤労力、機械等が不足する場合は、県防災・危機管理部（防災・危機管理課）に要請し、隣接市町村からの派遣を求め、さらに不足する場合は、茨城県建設業協会に資機材・労力等の提供を求める。
- ⑥支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費等とし、1世帯当たりの支出は資料編 資料 19-1 のとおりとする。
- ⑦実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内に完了する。

なお、災害状況により期間延長の必要があるときは、期間延長を県土木部に要請し協議する。

4 市営住宅等の補修・解体

(1) 市営住宅等の補修・解体

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により、著しく損傷を受けた場合については、市営住宅を所管する保健福祉部長が、住民に当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

なお、その他の公共住宅については、それぞれ所管する県、都市再生機構が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速に応急修理にあたる。

ア 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。

イ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。

ウ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

(2) 解体

市営住宅を所管する保健福祉部長が必要と認めた場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

第 4 仮設住宅の建設等

活動項目	
1	基本方針
2	仮設住宅等入居希望状況の把握
3	用地・資材等の確保
4	住宅の建設・確保
5	被災者への住宅の供給

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 仮設住宅の建設、住宅供給に関する計画の作成、全体調整、仮設住宅用地の確保
		保健福祉部長 ※ 仮設住宅等入居（要配慮者含む。）希望状況調査
	班	総務部長 ※ 仮設住宅用地の確保に関する協力
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
担 当	班	都市建設部庶務班、営繕班、保健福祉部庶務班、住宅班、広報班、管財班、関係各部各班
	関係機関	関東財務局、県（保健福祉部・農林水産部・土木部）、 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人雇用・能力開発機構 （社）プレハブ建築協会その他建築資材関係団体・業者 日立市建設業協会、茨城県建築士会その他建築関係団体・業者、 市内宅地建物取引業者

1 基本方針

震度 6 弱以上の地震が市域を襲った場合、都市建設部長は、関係各部長並びに県・国・日立市建設業協会その他協力団体等と連携・協力し、以下のとおり行う。

(1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の状況によりその都度決めるが、おおむね以下の 2 つの時期区分に基づき行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生初期の緊急措置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	○市営・県営・機構賃貸住宅の被害状況確認並びに市内外提供可能空家数の把握 ○暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握（指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設） ○応急仮設住宅等入居希望状況の把握 ○応急仮設住宅建設用地の確保 ○応急仮設住宅建設業者・資機材等の確保（レンタル・外国企業を含む） ○応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始 ○民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置

住宅供給・帰宅促進 実施体制への移行	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○一時入居住宅・民間賃貸住宅の斡旋体制確立 ○被災者への一時入居住宅の提供業務開始 ○指定避難所閉鎖後の入居待機者用施設指定及び提供体制の確立 ○応急仮設住宅提供体制の確立
-----------------------	----------------------------	---

(2) 市の役割

被災者向け住宅の供給において、市が果たすべき役割については、都市建設部長が関係各部長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
仮設住宅等入居希望状況の把握	○指定避難所における調査 ○被災者総合相談所における調査 ○民生委員等による調査（高齢者・障害者等）
応急仮設住宅建設用地の確保	○公園の被災後の現況の把握 ○その他市内未利用地の現況把握及び用地確保（各部長・関係機関・その他管理者）
一時入居住宅の確保	○市外公共住宅空家の確保
入居待機者用施設の確保	○市内民間保養所・社宅のうち提供可能なもの ○市施設のうち転用可能なもの（各部長・関係機関・その他管理者）
被災者向け住宅供給計画案の作成	○総戸数及び募集区分別戸数案の作成 ○面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 ○供給実施計画案の作成
県・国等との協議並びに協力要請	○仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請 ○建設業者・資機材等メーカーの広域的な協力を要請 ○供給計画案の協議並びに供給実施計画決定・報告 ○一時入居住宅提供その他の協力要請
日立市建設業協力会その他協力団体等への協力要請	○供給・斡旋等協力体制確立の要請 ○供給実施計画案の作成に関する協力要請 ○県・国との協議状況に関する情報の提供
被災者総合相談所・自治会・自主防災組織等における申込等の受付体制の確立	○被災者総合相談所担当職員・自治会・自主防災組織への必要事項の周知及び入居申込用紙の配置 ○市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付 ○市民からの相談・苦情等の受付
被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施	○市による広報活動の実施 ○報道機関に対する情報の提供及び報道の要請
被災者向け住宅供給対策班の編成	○被災者向け住宅供給実施計画に関する事務 ○各部、防災関係機関、協力団体との連絡調整 ○一時入居住宅、仮設住宅用地等の確保

(3) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮するものとする。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

2 仮設住宅等入居希望状況の把握

仮設住宅等入居希望状況の把握については、災害発生後 7 日目以内に、以下のとおり各部が分担して完了させる。なお、調査結果のとりまとめは都市建設部長が行う。

対 象 区 分	担 当 部	手順その他必要事項
指定避難所に入所している市民等	保健福祉部 教育委員会	(1) 入居希望世帯数・世帯構成の把握 (2) 建設地に関する希望状況の把握（小学校通学区区域内にこだわるか否か）
被災者総合相談所において把握した希望者	市 長 公 室	(3) 段差の解消等仕様に関する希望内容
民生委員等が把握した希望者	保健福祉部	(1) 上記の (1)、(2)、(3) (2) 介護の要否・程度に関する希望内容

3 用地・資材等の確保

(1) 用地の確保

仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、二次災害の危険のないことはもちろん、就職、通学、その他生業の見通しの立つような立地条件であることが必要となる。

用地の選定は、それらの点を踏まえ、都市建設部長が関係各部長・機関等の協力を得て、以下のとおり行う。

ア 用地の主な調達先

区 分		管理者等	手続その他において留意すべき事項
市	市の公園	都市建設部	①平坦な地形にあり、面積 1000 m ² 以上を有するものであることが望ましい。
	その他の市有未利用地	財政部	
県	県の公園	都市建設部	②少なくとも 2 年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。
	その他の県有未利用地	農林水産部	
国有未利用地		関東財務局	①地方公共団体が災害時の応急措置用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。(国有財産法第 22 条第 1 項第 3 号) ②所管の関東財務局に照会し提供を要請する。
その他公有未利用地		各管理機関	①所管の関係機関に照会し提供を要請する。
民有未利用地		各所有者	①将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借用契約書を取り交わす。

イ 用地選定上の目安（建設地の条件）

- ①浸水等の危険がないこと
- ②飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- ③就職、通学その他生活再建のための便利がよいこと

(2) 資材等の確保

災害救助法適用後に県が行う応急仮設住宅建設のための建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、県プレハブ建築協会、茨城県建設業協会の斡旋する業者を通じて確保する。

なお、県から委任された場合又は災害救助法が適用されない場合で、本部長が建設を決めるときには、都市建設部長が関係各部長・機関・協力団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

■ 資材等の主な調達先

区 分	調 達 先	備 考
プレハブ住宅用資材	プレハブ建築協会	
	日立市建設業協会	飯場小屋用プレハブの手持ち在庫分転用
	レンタル業者団体	レンタル用プレハブの在庫分の提供要請
コンテナ	県トラック協会日立支部	耐用年数の過ぎたものも含めて活用し、改造・転用する。
	県土木部	
キャンピングメーカー	全国レンタカー協会	レンタカー用キャンピングカーの在庫分の提供要請
	キャンピングメーカー・輸入業者等	

4 住宅の建設・確保

(1) 被災者向け供給住宅の区分・仕様

被災者向けに供給することが必要となる住宅の区分・仕様（案）は、入居希望状況調査結果に基づき決定する。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを県から提供を受ける。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設主体

災害救助法適用前の応急仮設住宅の建設は、市が行う。ただし、災害救助法を適用したときは県が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市が行う。

市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 建設の方法

災害救助法適用の場合は、県が国と協議して決める。

また、災害救助法が適用されない場合で、市が行う場合は、本部長が決める。

なお、これまでの災害救助法の適用に関する厚生労働省事務次官通知における取扱のあらましは以下のとおりである。

①建設戸数

災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊・全焼及び流出等の被害を受けた世帯3割以内の範囲で県知事が決定する。

ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等を勘案し、これに抛りがたい特別の事情がある場合は、対象数の引上げを県に要請し、協議する。

災害救助法が適用できない場合については、本部長が災害の状況に応じてその都度定める。

②構造

軽量鉄骨組立方式とする。

③規模及び費用

建設住戸は平屋建てとし、必要に応じてこれと同等の長屋建てとする。

1 戸当たり床面積及び建設費用は資料編 資料 19-1 のとおりとする。

なお、入居希望世帯の構成状況に応じて、供給住宅の仕様をいくつかのタイプに分けて建設を行うことができる。

④建設工事

災害救助法適用後の応急仮設住宅の工事は、県の監理のもとに、(社)プレハブ建築協会及び茨城県建設業協会が斡旋する業者が行うこととなっている。

また、災害救助法が適用されない場合については、都市建設部長が日立市建設業協会の協力を得て実施する。

※ 災害応急復旧工事に関する協定 (資料編 資料 21-1)

5 被災者への住宅の供給

(1) 入居者の選定

市が入居者の選定を行う場合には、以下のように行う。

ア 資格基準

災害時において現実に市に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者とする。

①生活保護法の被保護者並びに要保護者

②特定の資産のない失業者

③特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等

④特定の資産のない勤労者、中小企業者

⑤前各号に準ずる経済的弱者等

イ 入居者の選考

入居者の選考は、保健福祉部長が保健福祉部職員、関係各部職員、自治会会長（代表者）、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて行う。

なお、この場合高齢者や障害者が偏って入居することがないように留意する。

(2) 応急仮設住宅の管理

ア 市が管理する場合には、入居期間、使用条件、その他必要な事項を定め、保健福祉部が行う。

なお、建設型応急住宅の着工は災害発生の日から 20 日以内とし、また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供することとし、その供与期間は工事完了の日から 2 年以内とする。

その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

イ 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け市営・県営住宅の建設、その他住宅の斡旋を行うなどして、市は、早期解消に努めるものとする。

第 20 節 生活関連施設等の応急復旧計画

第 1 道路・橋梁の応急復旧

活動項目
1 災害時の応急措置
2 応急復旧対策

担 当	責 任 者	都市建設部長 ※ 道路・橋梁の応急復旧
		消防長 ※ 被害状況の調査に関する協力
		公営企業局管理者
	班	都市建設部庶務班、土木班、警備班、管理班、調査復旧班（水道）、調査復旧班（下水道）
	関係機関	常陸河川国道事務所、県（土木部、高萩工事事務所）、自衛隊、NEXCO東日本水戸管理事務所、消防団、関係事業者

1 災害時の応急措置

機関名	応 急 措 置 の あ ら ま し
市	ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、都市建設部による調査活動、道路パトロール、常陸河川国道事務所・高萩工事事務所・日立警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長及び国・県に報告するとともに、被害状況に応じ、関係事業者の協力を得るなどして、応急措置を実施し交通の確保に努める。 イ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のためその時間がない場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡する。 ウ 地震発生後は、応急措置に時間を要するものであれば、日立警察署による交通規制を要請し、標識、情報板、道路パトロールカーによる情報を提供するとともに、応急復旧作業の安全確保と効率化を図る。
県 （土木部・高萩工事事務所）	道路、橋梁の被災状況を速やかに把握するため、建設業者及び市町村等から道路情報の収集に努めるとともに、パトロールによる巡視を実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。
関東地方整備局 （常陸河川国道事務所）	被害状況を速やかに把握するため、日立国道出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い、交通の確保に努める。

NEXCO東日本 水戸管理事務所	大震災が発生した場合には、速やかに同公団の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、公団職員等の非常出動体制を確保し、直ちに災害応急活動に入るものとする。	
	地震発生後、速やかにおおむね下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公団のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。	
	計 測 度 値	交通規制内容
	震度 4.0 以上 4.5 未満	速度規制
	震度 4.5 以上	通行止め

2 応急復旧対策

機関名	応 急 措 置 の あ ら ま し
市	地震により被害を受けた市道については、原則として、「緊急輸送道路」を優先に応急復旧を行う。
県（土木部・高萩工事事務所）	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能回復に努める。
関東地方整備局（常陸河川国道事務所）	パトロールによる調査結果を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能回復に努める。
NEXCO東日本 水戸管理事務所	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

第 2 港湾・漁港の応急復旧

活動項目
1 被害状況の把握
2 応急措置の実施
3 復旧作業の実施

担 当	責 任 者	茨城海上保安部、県（港湾課、水産振興課、茨城港湾事務所日立港区事業所） ※ 港湾・漁港施設の応急復旧
		産業経済部長 ※ 被害状況の調査に関する協力 消防長
	班	産業経済部庶務班、農林水産班、警防班、警備班
	関 係 機 関	常陸河川国道事務所、自衛隊、消防団

1 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設について被害状況の把握を調査する。その際、港湾においては、岸壁や航路・泊地の被災状況に応じて、船舶の航行や接岸を制限する等の措置を行う。

2 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。

その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

3 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、施設の重要性や暫定利用状況に配慮し、計画的に被災施設の復旧工事を実施する。

第 3 鉄道施設の応急復旧

活動項目
1 応急復旧の実施

担 当	責 任 者	J R 東日本 (常磐線日立駅、常陸多賀駅、大甕駅、小木津駅、十王駅の各駅長)
		総務部長 ※ 鉄道施設との連絡・調整
	班	総務班、総務部庶務班

1 応急復旧の実施

(1) 組織及び動員

J R 東日本水戸支社は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社対策本部を、被災地に現地対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

ア 災害対策本部（支社対策本部）各班の構成及び担当事項

大地震が発生した場合、J R 東日本水戸支社は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するとともに、県その他の関係機関にその旨通知する。

市は通報に基づき、それ以後必要な情報収集体制を確立する。

班	担 当 事 項
総 務 班	①応急復旧作業部内外応援者の手配に関する事項 ②情報収集に関する事項 ③本社、部外機関等への報告、連絡に関する事項 ④救護、医療に関する事項 ⑤災害の原因調査に関する事項 ⑥所要資金、物品、給食に関する事項 ⑦その他、他の班に属さない事項
旅 客 対 策 班	①旅客誘導案内に関する事項
輸 送 対 策 班	①列車の運転計画、整理及び旅客輸送手配に関する事項 ②乗務員の運用手配に関する事項 ③車両及び運転設備の復旧、仮復旧に関する事項

施 設 電 気 班	①線路等の設備、建造物、機械、建築物に関わる応急復旧資機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ②電車線路及び電灯電力設備並びに変電設備に係わる応急復旧資機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ③電気通信の臨時使用制限、信号通信設備に係わる応急復旧資機材の整備状況の把握と事前準備に関する事項 ④通信設備使用の周知法及び通信回路の借用手配に関する事項
-----------	---

イ 災害対策本部（現地対策本部）各班の構成及び担当事項

班	担 当 事 項
総 務 班	①復旧作業応援者の手配 ②部外応援者に対する報労調査 ③連絡に関する事項 ④その他、他の班に属さない事項
報 道 班	①事故に関する情報の収集及び発表 ②本社に対する状況報告
救 護 班	①死傷者名簿の作成及び発表 ②死傷者の家族に対する通知及び送迎接待 ③死傷者の家族に対する弔慰、見舞金及び花輪香典等の贈与 ④死傷者携帯品に対する損害調査 ⑤負傷者の護送、遺体の収容、安置及び遺骨等の輸送
医 療 班	①看護婦の派遣、手配 ②部外医療機関に対する救護手配、負傷者に対する救護手配
経 理 班	①所有物品の調達手配 ②給食、宿舍等の手配
調 査 班	①事故の原因、責任所在の調査 ②証拠物件の保全、収集
輸 送 班	①旅客及び貨物の輸送手配並びに復旧材料の輸送
警 備 班	①事故現場の警備 ②旅客公衆の整理 ③遺留品の取扱い ④司法、警察機関との連絡処理
車 両 班	①機関車、機動車、電車及び客貨物の復旧
施 設 班	①施設関係応急復旧工事 ②施設関係の情報連絡の作成 ③線路の警戒
電 力 班	①電力、電灯設備の復旧
通 信 班	①信号通信設備の復旧 ②臨時電話の仮設

(2) 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、「防災業務計画」の定めるところにより、通報、連絡運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、市、県、消防、警察機関そのための防災関係機関に連絡する。

なお、通話不能時の連絡については、「信号・電気通信設備系統制標準」の定めるところによる。

(3) 応急措置の実施

ア 初動措置

①乗務員の措置

- a 運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- b 列車を停止させる場合、その停止位置を橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- c 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長又は指令と連絡をとり、指示を受ける。

②駅（駅長）の措置

- a 強い地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、列車の出発を見合わせ、速やかに輸送指令に報告する。
- b 通過すべき列車についても、臨時に停車させる。
- c 地震計設置箇所の駅長は、震度 4 以上を観測したときは、速やかに輸送指令に報告する。

③運転規則

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行うため、次の各号の取扱いをする。

なお、本市の区域における地震計の設置箇所及び運転規制区間は次のとおりとする。

設置箇所	運転規制を行う区間	関係保線区
日 立 駅	東 海 ・ 高 萩 間	高 萩

震度	運 転 規 制 内 容
震度 5 弱以上の場合	該当する区間の全列車の運転を中止する。その後の運転については、線路の保守担当区所長からの報告に基づき、逐次運転規制を解除する。
震 度 4 の 場 合	該当する区間の全列車に対し、貨物列車以外の列車には 35km/h 以下、貨物列車には 25km/h 以下の速度で運転することを指示し、その後保守担当区所長からの報告に基づき、逐次運転規制を解除する。

④線路等の点検

保線区長は、輸送指令又は駅長より震度 4 以上を観測した旨の通報を受けた場合は、次の各号に定める取扱いを行う。

震度	点 検 確 認 事 項
震度 5 弱以上の場合	線路及び線路建造物等の異状の有無を全線にわたり、徒歩巡検により点検確認する。
震 度 4 の 場 合	要注意建造物及び要注意箇所又は線路に接近して工事施工中の仮設物根堀箇所等は、徒歩又は列車巡検等により異状の有無を点検確認する。

イ 旅客の救出救護

旅客の救出救護のため、勤務課所長の事前措置、救護の非常招集及び連絡班、救護班の設置及び編成、救護班等の出動区分、事故現場の通報及び設置等については、「防災業務計画」による。

ウ 災害時の輸送

輸送対象	輸 送 措 置 内 容
旅 客	事故等により線路が不通となった場合は、その状況を的確に把握し、必要と認められるときは、迂回輸送、代替輸送、その他適切な措置を講ずる。
災 害 対 策 用 物 資	生活必需品、復旧材料、り災者用物資等の災害対策用物資については優先輸送する。 なお、一般物資については「貨物輸送基準規程」に基づき、情勢に応じ運送の制限等の措置を講ずる。
り 災 者 災 害 救 助 用 寄 贈 品 等	り災者災害救助用寄贈品等に対する運賃の減免措置を講ずる。

エ 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、災害対策本部及び現地災害対策本部が迅速的確に行う。

(4) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

①駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないように誘導し避難させる。

②旅客を臨時避難場所に誘導した後、必要があると判断した場合に市と連絡・調整を行った上で、旅客を最寄りの指定避難所に更に誘導するものとする。

※ 地震等大規模災害に関する基本覚書 （資料編 資料 2-11）

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

①列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。

②列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。

ただし、火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は次による。

a 地形その他を考慮し適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。

b 特に子供、女性、高齢者、障害者などに注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

c 隣接路線の歩行は危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

第 4 河川・砂防・治山・農業施設の応急復旧

活動項目
1 河川・砂防・治山施設の応急復旧
2 農業施設の応急復旧

担 当	責 任 者	常陸河川国道事務所（久慈川下流出張所）、 県（土木部、高萩工事事務所）、受益土地改良区
		都市建設部長 ※ 被害状況の調査及び応急復旧に関すること 消防長 ※ 被害状況の調査に関する協力 産業経済部長
	班	土木班、警備班、農林水産班
	関 係 機 関	自衛隊、消防団

1 河川・砂防・治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行い、可搬ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

2 農地・農業用施設の応急復旧

地震により、農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに把握し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については樹液土地改良区等が点検を行う。農道については、市が危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

受益土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路など人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先的に補修する。

(3) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

第 5 電力施設の応急復旧

活動項目		
1 応急復旧の実施		
担当	責任者	東京電力パワーグリッド 日立事業所
		総務部長 ※ 連絡調整に関すること
	班	総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

1 応急復旧の実施

(1) 通報、連絡

通報、連絡は、施設・設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

(2) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

ア 一般情報

(ア) 気象・地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受け持ち区域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況

地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況

(エ) その他災害に関する情報（交通情報等）

イ 東京電力施設の被害情報

(3) 災害時の広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民へ次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事はしないこと。
- ・電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は速やかに当社事業所に通報すること。
- ・断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 本（支）部相互の流用

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

ウ 普及資材置き場等の確保

災害時において、復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要となり、子の確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(イ) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

(ウ) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

(ア) 復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され又は発生した時は応援の要請を行う。

(6) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(7) 災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

(8) 復旧計画

ア 本（支）部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

- (ア) 復旧応援要員の必要の有無
- (イ) 復旧要員の配置状況
- (ウ) 復旧資材の調達
- (エ) 電力系統の復旧方法
- (オ) 復旧作業の日程
- (カ) 仮復旧の完了見込
- (キ) 宿泊施設、食料等の手配
- (ク) その他必要な対策

イ 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(9) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送 電 設 備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配 電 設 備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通 信 設 備	①給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

第 6 通信施設の応急復旧

活動項目
1 NTT 東日本茨城支店の応急復旧
2 NTT ドコモ茨城支店の応急復旧
3 市内各郵便局の応急対策

担当	責 任 者	NTT 東日本茨城支店・NTT ドコモ茨城支店・市内各郵便局
		総務部長 ※ 連絡調整に関すること
	班	総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

1 NTT 東日本茨城支店の応急復旧

(1) 電話停止時の応急措置

ア 通信の疎通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継中路の変更等の疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置し、災害発生時に緊急連絡手段として使用する。

ウ 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置が行われる。

エ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人と間で安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする「災害用伝言ダイヤル“171”」を提供する。

(2) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

地震による災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要領の定めるところにより、それぞれ災害対策本部を設置する。

イ 情報の収集・伝達

県、市町村及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(3) 復旧工事の順位

契約約款に基づき重要通信を確保する機関の復旧回線順位は、以下のとおり

順 位	復 旧 回 線
第 1 順位	都道府県、市町村、気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、医師会（医療機関）、防衛機関、輸送確保に直接関係のある機関、通信確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に関係ある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第 1 順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

(4) 復旧工事

復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。

なお、復旧活動の進展に伴い、本復旧を実施する。

- ア 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- イ 孤立防止対策用衛星電話（K u - 1 c h）の運用
- ウ 臨時回線の設置
- エ 回線の分断又は延長若しくは中継順路の変更
- オ 特設公衆電話の設置
- カ その他

(5) 機器・資機材の確保

茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、各種復旧用機器・資機材等が不足するおそれがある場合は、各都道府県支店の支援で対応する。

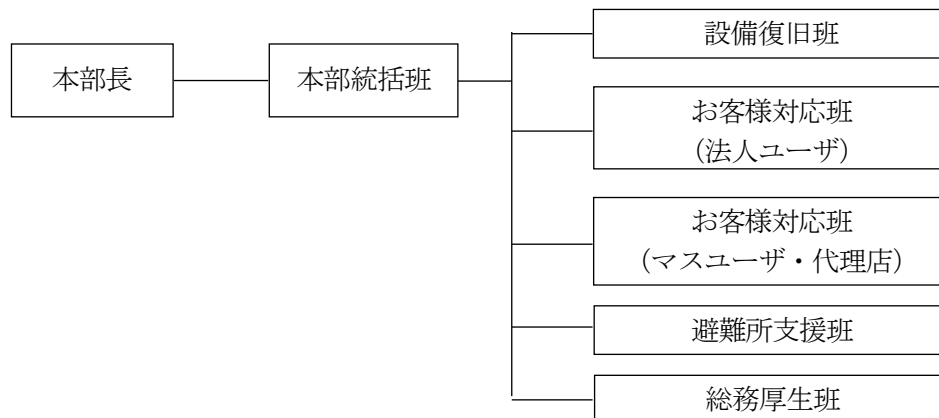
2 NTT ドコモ茨城支店の応急復旧

- (1) 災害が発生した場合は、県及び日立市の要請により、指定避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸し出しを行う。

(2) 応急復旧の実施

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急措置を行う。

■ NTT ドコモ茨城支店災害対策本部組織図



3 市内各郵便局の応急対策

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災世帯に対し、郵便葉書 5 枚及び郵便書簡 1 枚の範囲内で無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

エ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱を確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(2) 為替貯金、簡易保険関係

ア 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便為替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

イ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱

被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額範囲内における非常払渡し及び非常貸付、国債等の非常買取等の非常取扱並びに簡易保険業務についての保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別振込猶予等の非常取扱を実施する。

(3) 簡易保険積立金による短期融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、当該地方公共団体の申請に応じて、簡易保険積立金を短期融資する。

第 7 ガス施設の応急復旧

活動項目
1 ガス停止時の代替措置
2 応急復旧の実施

担当	責任者	東京ガス日立支店
		総務部長 ※ 連絡調整に関すること
	班	総務班、総務部庶務班、営繕班、関係各部各班

1 ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- (1) 需要家情報から設備の復旧方法を整理し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。
- (2) 一般需要家への代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備する。

2 応急復旧の実施

- (1) 災害時の活動体制

地震等の非常災害が発生した場合、ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧により、公共施設としての機能維持を図る。

ア 非常災害対策本部の編成

地震等の非常災害が発生した場合には、速やかに本社内に地震災害対策本部を、日立支社内に支社班をそれぞれ設置し、応急対策措置をとる。

イ 情報収集、連絡体制

非常災害時には、工場、支社、支店及び導管センター等が被害情報収集の拠点となる。

これらの拠点は、有線、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。

ウ 応急復旧活動用資機材等の整備

災害時に当面必要な資機材は常に備蓄しており、更に事業者間の融通、メーカーの稼動に伴い、必要な量の応急復旧資機材の調達が可能である。

車両については、本社、支社、支店、導管センター及び工事会社等の車両の動員も可能である。

- (2) 災害時の応急措置

ア 要員の確保

①勤務時間内

社内連絡により所属課所に出動する。

②勤務時間外

地震等の非常災害が発生した場合には、要員は、テレビ・ラジオ等の情報によりあらかじめ定められた箇所に、自動出動する。また、必要に応じて電話等による出動指示を行う。

③工事会社の動員

指示により、必要に応じて動員を行う。

イ 資材等の確保

地震等の非常災害が発生した場合、初動措置に必要な車両を確保し、配置するとともに、緊急用具、資機材の点検を行う。

ウ 施設の保安措置等

供給監視指令センター及び工場コントロールセンターにおいて工場、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、必要に応じて次の措置をとる。

①工場ホルダー及び原材料貯槽の出入弁の遮断

②ガス製造の停止

③圧送計画の変更及び送出弁の遮断

④供給所ホルダーの出入弁の遮断

⑤導管網ブロック化

⑥被害地域のバルブ遮断

⑦高中圧ラインガス放散

(3) 応急復旧対策

ア 地震災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧にあたる。

イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて、調整修理する。

ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

エ 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

オ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(4) 災害時の広報

災害時には、供給監視指令センター及び工場コントロールセンターにおいて、工場、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、必要に応じ、緊急遮断や減圧措置等を実施するが、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回を実施するほか、市、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして被害地区におけるガス使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

第 8 水道施設の応急復旧

活動項目
1 応急復旧の対策
2 応急復旧資機材の確保
3 職員の確保
4 住民への広報

担 当	責 任 者	公営企業管理者（上下水道部長、水道技術管理者）
		都市建設部長 ※ 被害状況の調査及び応急復旧対策に対する協力
		総務部長 ※ 県との連絡調整、広報活動に関する協力
		その他各部長 ※ 所管事務に基づく協力
当	班	上下水道部総務班、調査復旧班（水道）、調査復旧班（下水道）、 上下水道部広報班、土木班、管理班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、高萩工事事務所）、日立市指定管工事組合、 指定給水装置工事事業者、日本水道協会茨城県支部（関係市町村）

1 応急復旧の対策

次の方針に基づき復旧期間の目標及び復旧計画を立てる。

- (1) 施設の重要度、危険度を考慮しながら、優先順位を定めた復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。
- (2) 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は仮配管等による仮復旧とする。
- (3) 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
- (4) 医療施設、指定緊急避難場所、福祉施設、老人施設等については、重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。
- (5) 復旧が完了して必要な水質検査実施し、直ちに充水又は試運転、洗浄及び消毒を行い、速やかに通水する。

■ 応急復旧の視点

- ①施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ②施設復旧の手順及び方法を明らかにする。
特に応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や指定避難所等への配管経路を明らかにする。
- ③施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。
その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- ④被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- ⑤応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ⑥応急復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

2 応急復旧資機材の確保

市が保有する資機材及び日立市指定管工事協同組合等関係会社の保有する資機材を確保し、不足する場合は、製造業者及び他の水道事業者等から調達する。

また、市は応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請すること。

※ 公益社団法人日本水道協会茨城県支部水道災害相互応援対策要綱 (資料編 資料 18-3)

3 職員の確保

水道業務の経験を有する退職者の協力を得るため、あらかじめ協力者登録名簿を作成する。

その他、市長部局職員で水道業務経験者を優先的に応急復旧業務に配置する。

4 住民への広報

市は、断滅水の状況、応急復旧の見通し及び通水の見通し等についての計画を立て、住民への広報を実施する。

第 9 下水道施設の応急復旧

活動項目
1 被害状況の緊急点検
2 応急復旧の実施
3 応急復旧用資機材及び調査体制の確保
4 住民への広報

担 当	責 任 者	公営企業管理者（上下水道部長）
		都市建設部長 ※ 被害状況の調査に関する協力
		市民生活環境部長 ※ 被害状況の情報提供
		その他関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
当	班	上下水道部総務班、調査復旧班（下水道）、調査復旧班（浄化）、 上下水道部広報班、土木班、管理班、関係各部各班
	関係機関	県（土木部、高萩工事事務所、那珂久慈流域下水道事務所）、 災害時協定団体（日立市建設業協会、日立市指定管工事協同組合、 日立下水道維持管理協議会）

1 被害状況の緊急点検

地震発生後直ちに、下水道施設に重大な機能障害等が発生していないか、緊急点検（調査）を実施する。

※ 日本下水道協会発行「下水道の地震対策マニュアル 別冊・緊急対応マニュアル」

(資料編 資料 18-9)

2 応急復旧の実施

市は、管轄する下水道施設に、地震災害による機能障害が発生した場合は、即時に応急復旧活動を実施する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみの対応では作業が困難な場合は、県へ協力を要請する。

(1) 応急復旧体制

地震災害等が発生した場合、災害対策本部及び関係機関等と綿密な連絡を保ちながら、直ちに
応急復旧に対処する。

(2) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、緊急点検（被害調査）に基づく優先順位を定め、応急復旧対
応の内容を決定し、復旧工事等を実施する。

ア 下水管路施設

管渠、マンホール内部の汚水等の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによ
る下水の送水、仮管きよの設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、一部の施設は自家発電により運転を行い、
その他の施設は、汚泥吸引車による汲み取りを行い機能停止による排水不能が生じないよう措
置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

ウ 終末処理場

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、周辺の水環境への汚濁
負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池に転用し、塩素消毒液を添加
することにより、簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

3 応急復旧用資機材及び調査体制の確保

地震災害時において、下水道施設の機能を保持するため、応急復旧用資機材について可能な限り
確保するよう努める。

また、関係機関等と連携を密にし、必要な資機材及び調査体制を確保するように努める。

4 住民への広報

下水道施設の被害及び復旧の見通し等について、地域住民への適切な広報に努める。

第 10 その他公共施設等の応急復旧

活動項目	
1	市の施設並びにその他公共公益施設の応急復旧

担 当	責 任 者	関係各部長	※	市の施設等の応急復旧対策
		教育長	※	市の施設等の応急復旧対策
		総務部長	※	各機関との連絡・調整
		各施設の防災担当者	※	施設等の応急復旧対策
		関係各部長	※	施設所管部の事務分掌による
	班	営繕班、土木班、教育部庶務班、総務部庶務班、総務班、関係各部各班		
	関 係 機 関	県（土木部、高萩工事事務所、防災・危機管理部、教育庁）、日立市公園協会		

1 市の施設並びにその他公共公益施設の応急復旧

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア 避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期す
とともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は消防署を通じて本部長へ速やかに

報告する。

イ 館内放送、職員の案内等により、施設利用者・入居者の避難及び混乱の防止措置を講ずる。

ウ ラジオ、テレビ等による情報収集及び施設滞留者への情報提供により不安の解消に努める。

エ けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、所管部又は消防署若しくは関係機関に通報し、必要な措置を講ずる。

オ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

カ 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業は原則中止とする。

(2) 施設建物の保全

ア 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

■ 応急措置が可能な程度の被害の場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①危険箇所があれば、緊急保安措置を実施する。②機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。③電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、所管部又は消防署を通じて関係機関と連絡を取り、応援を得て実施する。 |
|--|

■ 応急措置が不可能な被害の場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①危険防止のための必要な保全措置を講ずる。②防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、所管部又は消防署を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。 |
|--|

イ その他の留意事項

①火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査、特に指定避難所となった施設は火災予防について、十分な措置をとる。

②ガラス類等の危険物の処理

③危険箇所への立ち入り禁止の表示

④特に社会福祉施設については、高齢者、障害者等の要配慮者その他「災害弱者」のための専用指定避難所として、「二次的避難の受入先」となることを想定し、必要な体制を準備する。

第 21 節 清掃・汚染防止計画

第 1 ごみの処理

活動項目
1 基本方針
2 対策実施前の準備措置
3 第一次ごみ処理対策の実施
4 第二次ごみ処理対策の実施

担 当	責 任 者	市民生活環境部長、市長公室長
	班	ごみ処理班、広報班
	関係機関	関係事業所

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合における「ごみの処理」対策の実施にあたっては、以下の 4 点を基本指針とする。

ア ごみ・有害ごみ等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を収集する。

イ 指定避難所・市が指定した拠点施設から発生するごみを収集する。

※ 医療機関等事務所から排出される廃棄物は、原則、排出責任者において処理をする。ただし、処理困難な場合は、適宜協議しながら適切な処理方法を確保する。

ウ 被害の甚大な地域から収集する。

エ 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低い「ごみ種」については、「仮置場」にいったん搬送するなどして、被災地・被災施設からの排出を行う。

(2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3 日目まで	○ごみの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ○有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ○災害廃棄物処理実行計画（第一次）の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請並びにその他収集計画に関する広報
第一次処理対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 4 日目以降 14 日目まで	○第一次ごみ処理対策の実施 ※ 指定避難所・医療対策施設からの収集 ※ 要配慮者専用施設からの収集

		※ その他拠点施設からの収集 ※ 被災地放置ごみの収集 ○有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ○の災害廃棄物処理実行計画（第二次）検討及び体制の確立
第二次処理対策（指定避難所 15 日目以降閉鎖）	災害発生後 15 日目以降	○第二次ごみ処理対策の実施 ※ 市若しくは民間ごみ処理施設における中間処理 ※ 仮置場における中間処理 ※ 最終処分 ○有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ○平常時収集体制への移行

2 対策実施前の準備措置

(1) ごみ処理体制の確立

市民生活環境部長は、以下の手順によりごみ処理体制を確立する。

- ア 焼却処理施設、破碎処理施設その他のごみ処理施設及び収集運搬車その他機材の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- イ 「ごみ量」が市の有する収集・処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
- ウ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(2) ごみの収集運搬と処理

ア ごみの収集運搬

ごみの収集運搬は、清掃班を編成して実施するものとし、班の編成基準はおおむね以下による。

■ ごみ処理班編成基準

- 運搬車（トラック 2t 車）：1 台
- 作業員 5 人
- 所要器具：スコップ、作業衣類付属一式各作業員分
- 上記 1 班の 1 日処理能力 11t

イ ごみの処理方法

ごみ処理は、焼却場にて焼却するもののほか、必要に応じて埋め立て等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

ウ ごみ処理量の算出基準

ごみ処理量は、おおむね以下の方法によって算出し、収集、処理の対策を講じる。

■ ごみ処理量算出基準

- 全壊（流失）1 戸につき 1t
- 半壊 1 戸につき 0.5 t
- 床下浸水 1 戸につき 0.2 t
- （全壊戸数＋流出戸数）×1＋（半壊戸数）×0.5＋（床下浸水戸数）×0.2
- = 要総処理量

(3) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市民生活環境部長は、被害の状況に応じて「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

策定にあたっては、おおむね以下を目安として、一次・二次の 2 段階に分けるものとする。

区 分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	被害が軽微な地域
燃えるごみ	災害発生後 7 日目まで 直接収集方式（随時） 8 日目以降 14 日まで 直接収集方式（週 2 回） ※15 日目以降についてはその都度決定	災害発生後 7 日目まで 臨時収集ステーション 方式（随時） 災害発生後 8 日目以降 臨時収集ステーション方 式（週 2 回）	災害発生後 8 日目以降 当分の間 収集ステーション方式 （週 1 回）
燃えないごみ （不燃物）	災害発生後 7 日目まで 直接収集方式（随時） 8 日目以降 14 日目まで 直接収集方式（週 1 回） ※15 日目以降についてはその都度決定	災害発生後 7 日目まで 臨時収集ステーション 方式（随時） 災害発生後 8 日目以降 臨時収集ステーション 方式（週 1 回） ※15 日目以降についてはその都度決定	災害発生後 15 日目以降 当分の間 収集ステーション方式 （月 2 回）
粗大ごみ	災害発生後 7 日目まで 直接収集方式（随時） 8 日目以降 14 日目まで 直接収集方式（週 1 回） ※15 日目以降についてはその都度決定	災害発生後 7 日目まで 臨時収集ステーション 方式（随時） 災害発生後 8 日目以降 臨時収集ステーション 方式（週 1 回） ※15 日目以降についてはその都度決定	災害発生後 15 日目以降 収集ステーション方式 （月 1 回）
有害ごみ	専門処理業者の協力により、優先順位をつけて行う。		
医療廃棄物	医療機関等から排出される医療廃棄物は、原則、排出責任者において処理をする。 ただし、処理困難な場合は、適宜協議しながら適切な処理方法を確保する。		

(4) 仮置場の確保（一時集積場所）

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要になることから、あらかじめ、関係各部、機関との協議・協力によりその候補地等をリストアップし、仮置場（一時集積場所）として確保する。

なお、具体的な場所の選定、設置方法、管理方法等については、災害廃棄物処理実行計画に定めるところによる。

(5) 他市町村への応援処理の要請

ごみ処理施設能力の余裕がある応援市町村に対して、ごみの応援処理をしてくれるよう協力を求める。

なお、協力が得られた応援市町村との「ごみ」の受渡しは、各指定避難所その他の救援対策施設において直接行う方式と「仮置場」経由による方式の主に 2 つを想定する。

(6) 事前広報の実施

ごみ処理対策の実施にあたっては、市報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請するとともに、関係各部、機関との協議・協力により、収集方式の周知徹底に努める。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

- | |
|---|
| ア 被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性 |
| イ 分別排出と排出抑制の協力要請 |
| ウ 各地域に収集日の区分の徹底 |
| エ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守 |
| ※ 例えば、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」「分別」適正処理困難物
(タイヤ・廃油・消火器等) の混入禁止など |
| オ 平常時収集体制への移行に関する見通し |

3 第一次ごみ処理対策の実施

第一次ごみ処理対策については、市民生活環境部長がその都度作業計画を策定し実施するが、おむね以下のとおり行う。

- (1) 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、市民生活環境部は委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、市清掃センター等へ搬送して焼却処理する。
- (2) その他「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」については、いったん仮置場に搬送の上、状況に応じて焼却施設若しくは破砕施設に搬送し適切に処理する。
- (3) 医療廃棄物については、排出者処理が困難な場合、医療機関等と協議の上、適切な処理方法を確保する。
- (4) 道路等に排出若しくは放置された廃棄物は、市民生活環境部が応援市町村・直営及び委託業者等の協力による車両を適宜配車して、仮置場まで収集・搬送する。
- (5) 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、本節第 3「がれき等の処理」による。
- (6) ごみが放置されていた道路、空地については、必要に応じて定期的な消毒を行う。

4 第二次ごみ処理対策の実施

第二次ごみ処理対策については、市民生活環境部長がその都度作業計画を策定し実施するが、おむね以下のとおり行う。

- (1) 処理のあらまし
 - ア 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備を設置し、可能な限り減量化を図る。
 - イ 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。
 - ウ その他の「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」については、いったん仮置場に搬送の上状況に応じて、焼却施設若しくは破砕施設に搬送し適切に処理する。

(2) 平常時収集体制への移行

平常時収集体制への移行については、作業の進捗状況、被災地の状況等を踏まえて、段階的に行う。

なお、その場合、移行スケジュールについて、あらかじめ関係各部・機関・自治会連合会等と協議の上、市民・事業所に対する広報活動を十分行うものとする。

第 2 し尿の処理

活動項目
1 基本方針
2 対策実施前の準備措置
3 仮設トイレの設置
4 第一次し尿処理対策の実施
5 第二次し尿処理対策の実施

担 当	責 任 者	市民生活環境部長
		保健福祉部長 ※ 指定避難所における仮設トイレの良好な衛生状態の維持に関すること
		上下水道部長 ※ 下水道活用によるし尿処理の協力
		その他関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	衛生班、保健班、調査復旧班（下水道）、調査復旧班（浄化）、関係各部各班
	関係機関	関係事業所

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

市域に震度 6 弱以上の地震が襲った場合における「し尿の処理」対策の実施にあたっては、以下の 3 点を基本指針とする。

ア 下水道整備区域において、通水機能が確保される場合は、流下用の水を確保することによって水洗トイレ（下水道機能）を有効に活用する。なお、既にマンホールトイレが整備されている避難所においては、積極的にマンホールトイレを使用する。

※ マンホールトイレ整備状況一覧（資料編 資料 15-6）

イ 仮設トイレの設置によるし尿の収集・処理を行う。

ウ 仮設トイレ、バキュームカーその他収集用資機材の確保については、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

(2) 対策実施上の時期区分

対策実施手順は、災害発生後の事態推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
-----	-------	-----------

災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3 日目まで	○し尿の要収集施設・場所、量等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置 ○バキュームカーの補充確保 ○災害廃棄物処理実行計画（第一次）の検討及び体制の確立
第一次処理対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 4 日目以降 7 日目まで	○市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項並びに収集計画に関する広報 ○第一次し尿収集対策の実施 ※ 指定避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※ その他仮設トイレからの収集 ○し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ○災害廃棄物処理実行計画（第二次）の検討及び体制の確立
第二次処理対策（指定避難所閉鎖以降）	災害発生後 8 日目以降 15 日目まで	○第二次し尿収集対策の実施 ※ 汲み取り地域からのし尿の収集 ※ 指定避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※ その他仮設トイレからの収集 ○し尿の広域的処理（市の処理能力を上回る場合） ○平常時収集・処理体制への移行

2 対策実施前の準備措置

(1) し尿処理体制の確立

市民生活環境部長は、上下水道部長その他関係各部長の協力を得て、以下の手順によりし尿処理体制を確立する。

- ア し尿処理施設及びバキュームカーその他機材並びに下水道施設の被害状況を把握したのち、必要に応じて応急復旧措置を講じ、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- イ 収集すべき「し尿量」が市の有する能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
- ウ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市民生活環境部長は、被害の状況に応じて「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

策定にあたっては、おおむね以下を目安として一次、二次の 2 段階に分けるものとする。

ア 処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿の排出者は、下水道機能の活用が困難な指定避難所の入所者と汲み取り地域内の世帯数及び事業所等の帰宅困難者とする。

排出対象者の総数と以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

■ し尿処理算出基準

$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数} + \text{床上浸水戸数} + \text{床下浸水戸数}) \times 75 \text{ リットル} = \text{要総処理量}$

■ し尿処理量算出のための原単位

事 項	基 準	備 考
1 人 1 日当たりのし尿排出量	1. 4 リットル	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ 1 基容量	350 リットル	80 人 3 日当たりのし尿排出量に相当
※1 世帯当たりの想定人口	2. 6 人	平成 12 年国勢調査統計から

イ 仮設トイレ・バキュームカー等の確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

(3) 他市町村への応援処理の要請

し尿の処理能力の余裕がある応援他市町村に対して、応援処理を要請する。なお、応援処理については、各指定避難所その他救援対策施設において、直接バキュームカーにより応援収集する方式と、バキュームカーによる搬入受入方式の 2 つを想定する。

(4) 事前広報の実施

し尿処理対策の実施にあたっては、市報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。特に、以下に掲げる点について周知徹底を図る。

ア 被害軽微な汲み取り地域に対する収集一時中止措置の必要性

イ 仮設トイレ利用上の留意事項

ウ 平常時収集体制への移行に関する見通し

3 仮設トイレの設置

市民生活環境部長は、下水道機能の活用によるし尿の処理が困難な、拠点施設・被災地域における「し尿の処理対策」として、以下のとおり仮設トイレを設置する。

区 分	仮 設 ト イ レ 設 置 の 目 安
設置すべき場所	(1) 指定避難所（指定避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） (2) その他被災者を収容する施設 (3) 高層集合住宅 (4) 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
設置すべき個数	利用者人口 30 人当たり 1 箇所
設 置 期 間	下水道、水道施設機能が復旧するなど、その必要がないと認めるときまで

4 第一次し尿処理対策の実施

(1) し尿収集の実施

ア 仮設トイレによる場合については、防疫対策上の観点から指定避難所・医療対策拠点施設その他の拠点施設を最優先で収集する。

イ 収集したし尿については、し尿処理施設へ運搬し処理する。

ウ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

(2) し尿の広域的処理

し尿処理施設の被災状況により、必要と認める場合は、県内他市町村に対して、し尿の応援処理を要請する。

5 第二次し尿処理対策の実施

(1) し尿収集の実施

- ア 汲み取り地域について、収集を開始する。
- イ 収集したし尿の処理については、交通渋滞の要因となることのないよう、必要に応じて収集地域区分毎に臨時の搬入先の下水処理場を指定し行う。
- ウ 下水道管路・ポンプ場等の排水施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

(2) 平常時収集・処理体制への移行

施設等の復旧状況により、関係各部及び各防災関係機関と協議して、平常時収集・処理体制への移行手順について検討する。

第 3 がれき等の処理

活動項目	
1	基本方針
2	対策実施前の準備措置
3	第一次がれき等処理対策の実施
4	第二次がれき等処理対策の実施
5	第三次がれき等処理対策の実施
6	道路関係及び河川関係の除去計画

担 当	責 任 者	市民生活環境部長	※ 解体時における分別・減量化・再利用並びに環境対策の徹底
		都市建設部長 関係各部長	※ 河川・道路におけるガレキ等障害物の除去
	班	ごみ処理班、土木班、管理班、関係各部各班	
	関係機関	関係事業所	

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

市域に震度 6 弱以上の地震が襲った場合における「がれき等の処理」対策の実施にあたっては、以下の 4 点を基本指針とする。

- ア 指定避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域からの収集・搬出を最優先で行う。
- イ 河川・国道等により市域を区分し、各エリアに 1 つ以上の仮置場を確保し、搬出動線の簡略化と車両運用の効率化を図る。
- ウ がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、可能な限り分別・減量・再利用を行い、最終処分すべき総量の最小化を図る。
- エ 収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、県・国・産業廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得る。

(2) 対策実施上の時期区分

対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3 日目まで	○がれき等の発生状況（地域、量、質等）の把握 ○緊急活動用道路上の障害物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ○有害物質発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ○災害廃棄物処理実行計画（第一次）の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する排出抑制・分別処理等の協力要請並びにその他処理計画に関する広報
第一次処理対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 4 日目以降 14 日目まで	○第一次がれき等処理対策の実施 ※ 指定避難所等救援対策施設からの収集・搬出 ※ 被害が甚大な地域のがれき等の収集・搬出 ○有害物質に対する安全対策上必要な措置 ○災害廃棄物処理実行計画（第二次）の検討及び体制の確立
第二次処理対策（指定避難所閉鎖以降）	災害発生後 15 日目以降	○第二次がれき等処理対策の実施 ※ 仮置場における中間処理 ※ 産業廃棄物処理許可業者による中間処理 ※ 産業廃棄物処理許可業者等による最終処分 ※ 市最終処分場での最終処分 ○有害物質に対する安全対策上必要な措置 ○平常時収集体制への移行
第三次処理対策（指定避難所閉鎖以降）	災害発生後 2 年以内完了	○第三次がれき等処理対策の実施 ※ 仮置場等における中間処理 ※ 広域的支援体制による中間処理（焼却・再生） ※ 広域的支援体制による最終処分 ※ 広域的支援体制による有害物質の処理

2 対策実施前の準備措置

(1) がれき等処理体制の確立

市民生活環境部長は、都市建設部長の協力のもと以下の手順によりがれき等処理体制を確立する。

ア 市清掃センターの中間処理施設において、処理可能な「ごみ」の処理を行い、市最終処分場で「がれき等」の受入れを行う。

ただし、市最終処分場は「安定型産業廃棄物処分場」と「管理型一般廃棄物最終処分場」に分かれており、埋め立てする廃棄物に制限があるため、災害時の「がれき等」最終処分については、注意を払う。

イ 「ごみ量」「がれき等」が市の保有する処理能力を上回り、受入れが困難な場合は、民間業者のがれき等中間処理施設及び収集運搬車その他機材の被害状況を把握するとともに、がれき等の搬出・処理対策の実施協力を要請する。

ウ 「がれき等の量」が、民間業者も含めて市の保有する中間処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて搬出・処理に関する広域的な応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市民生活環境部長は、被害の状況に応じて「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

策定にあたっては、おおむね以下を目安として一次、二次、三次の 3 段階に分けるものとする。

ア 仮置場の確保

関係各部、機関との協議・協力により、市域をいくつかの区域に分け、それぞれの区域毎に 1 つ以上の仮置場を確保する。

具体的な選定に際しては、「がれき等」の中間処理及び最終処分において、広域処理支援体制との連携に留意する。

イ 仮置場における搬入管理等

「仮置場」への搬入・搬出管理を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、民間警備会社等の協力を得る。

また、被災地以外の搬入をチェックするため、仮置場への搬入券の交付等必要な措置を講じる。

ウ 分別・減量化・再利用等の目安

仮置場における分別・減量化・再利用等については、おおむね以下を目安として必要な仮置場における種類別スペース配分計画・中間処理体制・手順等計画を策定し行う。

分 別		減量化の手法	再利用の手法	備 考
木 質 系		焼 却 破 砕	破碎し、製紙用やボード用チップとして再生利用	他自治体・業者等への依頼。 又は炉破碎設備等の移動プラントを仮置場に設置し処理
金 属 系			鉄くず・アルミその他	磁選による。
コンクリート系			再生路盤材 再生コンクリート骨材	規格粒度 30mm 以下に調整処理が必要
			埋立用材・基礎裏込材	粗割状態（30cm 以下）
プラスチック系		破 砕		
有害廃棄物	アスベスト	他のものと混入しないように収集・運搬し、専門業者にて処理		
	薬 剤 処 理 木 材	建築材として、防腐剤や防蟻剤等の薬剤処理を施されたものが増加している。とりわけ「野焼き」は厳禁である。		

エ 処理に要する期間の目安

「仮置場」への搬出完了については、発生後 1 年以内、「最終処分」の完了については 3 年以内とする。

(3) 事前広報の実施

がれき等処理の実施にあたっては、市報（災害生活情報）等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、特に以下に掲げる点に留意する。

- ア 指定避難所等救援対策施設、被害の甚大な地域を最優先することへの理解の要請
- イ 分別排出と排出抑制の協力要請
- ウ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守
- エ 搬入券等必要な書類の交付方式によること

3 第一次がれき等処理対策の実施

第一次がれき等処理対策については、市民生活環境部長がその都度作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

- (1) 各区域を単位として、各事業所へ作業委託を行う。
- (2) 仮置場を各事業所に確保し、区域内で発生した「がれき等」の受入れを行う。
- (3) 原則として、各現場において、「木質系」「コンクリート系」「金属系」の分別を行うよう指導・監視に努める。
- (4) 仮置場については、火災対策を講ずるとともに、必要に応じて定期的な消毒を行う。

4 第二次がれき等処理対策の実施

第二次がれき等処理対策については、市民生活環境部長がその都度作業計画を策定し実施するが、おおむね以下のとおり行う。

- (1) 仮置場において、必要に応じて中間処理のための設備を設置し、可能な限り減量化を図る。
- (2) 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買い取り・搬送の協力を求める。
- (3) 産業廃棄物処理許可業者等の協力を得て、焼却施設若しくは破砕施設に搬送し、適切に処理する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物処理業者が取り扱えない場合があるので、特例措置等を国・県に確認した上で、実施する。)

5 第三次がれき等処理対策の実施

第二次がれき等処理対策終了後も、なお処理不可能な場合は、災害発生後 3 年以内に最終処分が完了されるよう、県・国と協議し、第三次がれき等処理対策に係る実施計画を策定し、速やかに処理を行う。

6 道路関係及び河川関係の除去計画

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第 15 条及び第 16 条に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については、最優先に実施する。

(2) 河川関係障害物除去計画

ア 河川 河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去・浚渫する。

イ 海上

茨城海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

ウ その他

湖沼等においては、県、市及び管理者がその機能を確保するため、関係機関と協議又は協力を要請し、必要な措置を講ずる。

第 4 災害時の環境保全対策

活動項目
1 基本方針
2 有害物質に係わる二次災害防止対策
3 大気・水の監視
4 建築物の被災若しくは解体に伴う対策

担 当	責 任 者	市民生活環境部長
		関係各部 ※ 所管事務に基づく協力
	班	環境保全班、建築指導班、関係各部各班
	関係機関	関係事業所

1 基本方針

(1) 対策実施上の時期区分

市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合における「環境保全」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置（第一次対策）	災害発生後 7 日目まで	○有害物質取扱事業所における被害状況等の把握 ※ 主要工場・事業場に対する緊急ヒアリング調査 ※ 必要な場合における応急措置の指示 ○建築物等の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う大気等汚染防止措置の遵守の徹底、監視 ※ アスベスト飛散防止のために必要な措置 ※ その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 ※ ダイオキシン対策として「野焼き禁止」の徹底と監視 ○市民・事業所に対する「環境保全」対策への協力要請 その他必要な事項に関する広報、苦情等相談受付業務 ○第二次対策計画の検討及び実施体制の確保
第二次対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○有害物質取扱事業所における 2 次災害防止対策 ※ 被災地域を中心とする事業場等向けアンケート調査 ※ 主要工場・事業場に対する現地調査（立入り） ※ 必要な場合における応急措置の指示 ○建築物の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う大気等汚染防止措置の遵守の徹底、監視 ※ アスベスト飛散防止のために必要な措置 ※ その他粉塵の飛散防止のために必要な措置

		※ ダイオキシン対策として「野焼き禁止」の徹底と監視 ○第二次対策計画に関する広報、苦情等相談受付業務 ○第三次対策計画の検討及び実施体制の確保
第三次対策(指定避難所閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	○有害物質取扱事業所における 2 次災害防止対策 ※ 必要な場合における汚染範囲の特定、汚染物質除去計画の検討調査 ※ 必要な場合における汚染拡大防止措置(除去、土壌改良、地下水の飲料禁止措置、汲み上げ浄化等) ○ 建築物の解体、ごみ・がれき等処理対策の実施に伴う大気等の汚染防止措置遵守の徹底、監視 ※ アスベスト飛散防止のために必要な措置 ※ その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 ※ ダイオキシン対策として「野焼き禁止」の徹底と監視 ○ 第三次対策計画に関する広報並びに相談受付業務

(2) 市と県の役割分担

区分	大気汚染防止法に基づく措置	水質汚濁防止法等に基づく措置
市	○国(環境省)、県に対する大気環境モニタリング調査の実施要請並びに協力 ○県が行う有害物質取扱事業所に対する被害調査への協力(環境関連設備・施設の適正点検整備、その他環境保全対策に関する指導) ※ 県知事の協力要請に基づく ○その他県が行う対策への協力	○市水質調査地点の水質汚濁調査の実施 ○関係市町村に対する水質汚濁調査実施の要請 ○汚染源となる工場、事業場に対する汚染防止に必要な排水検査・改善指導等 ○その他県が行う対策への協力
県	○国(環境省)、県に対する大気環境モニタリング調査の実施要請並びに協力 ○有害物質取扱事業所に対する被害調査(環境関連設備・施設の適正点検整備、その他環境保全対策に関する指導) ○有害物質による 2 次災害防止のための必要な技術指導 ○アスベストモニタリング調査の実施 ○その他、市が行う対策への協力支援	○流域市町村による水質汚濁調査の調整 ○国(環境省)に対する水質汚濁調査の実施要請並びに協力 ○汚染源となる工場、事業場に対する汚染防止に必要な排水検査・改善命令等 ○その他、市が行う対策への協力支援

(3) 他市町村・関係機関・団体等への応援の要請

災害時における環境保全対策を迅速に行うため、市民生活環境部長は必要な要員、資材、薬剤及び処理施設等の応援を要請する。

(4) 事前広報の実施

市民生活環境部長は、環境保全対策の実施にあたっては、関係各部長の協力を得て、市報（災害生活情報）等を通じて、事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

- ア 大気等汚染のおそれがある箇所に関する情報の市本部への提供
- イ できるだけ解体工事現場等の粉塵の発生する場所には近づかない
- ウ 手洗・うがいの励行
- エ 防塵マスク着用のよびかけ
- オ その他大気等の汚染のおそれがある箇所に関する留意事項

2 有害物質に係わる二次災害防止対策

震度 6 弱以上の地震が発生した場合、市民生活環境部長は関係各部長並びに国・県・関係機関等と連携・協力して、おおむね以下のとおり行う。

(1) 緊急汚染調査

被災により有害物質が漏洩した場合、大規模な大気等の汚染及び水質汚濁等のおそれがある主要工場については、地震発生後できるかぎり速やかに電話、現地調査その他の方法により、緊急ヒアリングを行う。

また、必要に応じて適切な措置を講ずるよう指導する。

(2) 被災状況調査及び緊急現地調査

被災地域を中心として、有害物質を取り扱う工場、事業所をリストアップし、被災状況を把握するためアンケート調査を実施する。

また、そのうち主要な工場に対しては、緊急現地調査（立入り）を行い、被害状況を把握するとともに、大気等の汚染に対する二次災害防止について技術指導を行う。

3 大気・水の監視

震度 6 弱以上の地震が発生した場合における大気等の汚染調査については、その都度国・県・関係機関等と協議して決める。

4 建築物の被災若しくは解体に伴う対策

国・県及び関係機関等と協議して、その都度決める実施マニュアルによるが、おおむね以下のとおり指導監督を行う。

(1) 粉塵飛散防止対策

工事現場においては、シートでカバーするとともに、できる限り水を確保し、解体作業時に散水を行うなどの飛散防止対策を講ずる。

(2) アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う元請け事業者は、当該建築物が吹付アスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認すること。

イ 吹付アスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着工前に吹付アスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。

調査の結果、使用していることが判明した場合は、市市民生活環境部及び都市建設部に報告する。

ウ 吹付アスベスト使用建築物、又は吹付アスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。

- 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。
- 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水の実施による。
- 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

エ 吹付アスベスト使用建築物、又は吹付アスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したとき、市市民生活環境部及び都市建設部に報告する。

(3) がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う元請け事業者は、運搬時の荷台シートカバーを義務付けるとともに、その他県知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講ずる。

なお、散水用の水については、災害対策本部会議にて飲料用、医療用、消火用等とともに水道施設の復旧まで優先利用等の調整を行う。

第 22 節 防疫活動計画

第 1 防疫

活動項目
1 防疫体制の確立
2 実施主体及び時期区分
3 災害防疫の実施方法
4 感染症患者の指定医療機関への収容
5 防疫用薬剤・資機材の確保
6 状況等の報告

担当	責任者	保健福祉部長 ※ 防疫活動の実施並びに防疫対策に関する総合調整
		関係各部長 ※ 所管事務に基づく協力
	班	保健班、保健福祉部庶務班、関係各部各班
	関係機関	県（保健福祉部、日立保健所）、日立市医師会、医療機関

1 防疫体制の確立

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、保健福祉部長は、関係各部長並びに関係機関と協力・連携して防疫対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

なお、被害が激甚なため又は市の機能が著しく阻害されたため、業務の実施が困難若しくは実施しても不十分であると認めるときは、関係機関へ協力を要請する。

2 実施主体及び時期区分

地震の際の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、市が決定する。

市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合における「防疫」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7 日目まで	○指定避難所の衛生管理状態の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置の実施 ○被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な限度における消毒その他必要な応急措置の実施 ○第一次対策実施計画の検討及び体制の確立 ○市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに防疫対策計画に関する広報
第一次対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○第一次対策の実施 ※ 指定避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導 ※ 指定避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ※ 感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施

		※ 被災者に対する入浴機会の確保 ※ 被災動物の保護収容対策 ○第二次対策実施計画の検討及び体制の確立
第二次対策（指定避難所閉鎖以降）	災害発生後 15 日 目 以 降	○第二次対策の実施 ※ 仮設住宅等における防疫対策 ※ 被災動物の保護収容対策 ○平常時防疫・保健衛生体制への移行

3 災害防疫の実施方法

(1) 市の業務

保健福祉部長は、本部長の指示があったとき、又はその必要があると認めたときは、関係各部長と協力して保健所と連携して以下の業務を行う。

なお、各班の編成についてはその都度保健福祉部長が決定する。

市で困難と認めた場合は迅速にその旨、県保健福祉部に連絡し協力を要請する。

項 目	措 置 の あ ら ま し
被災者に対する衛生指導	台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行を指導する。
指定避難所の消毒	必要に応じて、便所その他の消毒を行う。
被災家屋等の消毒	被災家屋、下水のあふれ出し箇所、その他必要と認める場所の消毒を行う。 なお、消毒薬を交付して自主的に消毒するよう協力を求める。
県が行う防疫対策への協力	臨時予防接種の実施など

(2) 県の業務

県は、市の防疫に関する協力の要請があったとき若しくは被災の状況、その他により必要と認めたときは、保健所職員をもって組織する防疫関係組織などにより、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

項 目	措 置 の あ ら ま し
防 疫 業 務	○健康診断（保菌者検索を含む。）及び検病調査 ○指定避難所の防疫指導・応急治療・臨時予防接種の実施 ○感染症予防の広報 ○市の防疫活動の指導
防疫検水業務	○細菌学的検査 ○井戸の使用の禁止又は許可

(3) 他市町村への応援の要請

防疫・保健衛生対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、他市町村に対して、応援・協力を求める。

(4) 事前広報の実施

防疫の実施にあたっては、市報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

- ア 生水の飲用に対する注意
- イ 食中毒の防止のための注意

4 感染症患者の指定医療機関への収容

- (1) 県は、医師の届出により必要に応じて患者を指定医療機関へ搬送する。
- (2) 市は、県の指示により汚染された場所の消毒を行う。

5 防疫用薬剤・資機材の確保

市が行う初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。

市備蓄分で不足するときは、県備蓄医薬品の供給を要請し、また、県指定医薬品販売業者、日立薬剤師会等に供給を要請し調達する。

6 状況等の報告

市は、警察等の関係機関や関係団体等の協力を得て、患者の発生状況や防疫活動状況等を、随時茨城県被害情報等報告要領に基づき、県保健福祉部及び日立保健所へ報告する。

第 2 保健

活動項目
1 保健衛生対策の実施方法
2 食品の衛生監視
3 その他の保健衛生対策

担 当	責 任 者	保健福祉部長 ※ 保健衛生対策に関する総合調整
		関係各部長 ※ 所管事務に基づくこと
	班	保健班、保健福祉部庶務班、関係各部各班
	関 係 機 関	県（保健福祉部、日立保健所）、医療機関

1 保健衛生対策の実施方法

(1) 市と県の役割分担

区分	保 健 衛 生 対 策	生 活 環 境 衛 生 対 策
市	○指定避難所における健康相談・栄養指導 ○仮設住宅等における健康相談・栄養指導 ○健康診断の実施 ○県から指示された場合の臨時予防接種及び消毒の実施 ○入浴機会の確保 ○その他県が行う対策への協力	○指定避難所における消毒及び衛生指導 ○指定避難所における食品衛生指導 ○被災家屋・井戸等の消毒 ○その他県が行う対策への協力
県	○感染症サーベランスの実施 ○健康診断の実施 ○必要と認める場合の臨時予防接種実施 ○感染症患者の収容、広報活動等予防のために必要な措置 ○その他市が行う対策への協力支援	○飲料水の衛生指導 ○弁当製造業者に対する衛生監視 ○市外業者の場合の直轄自治体への要請 ○食品・環境衛生関係営業施設の対策 ○被災動物の保護収容対策 ○その他市が行う対策への協力支援

(2) 他市町村への応援の要請

保健衛生対策のために必要な資材、薬品及び実施のための要員等について、不足する場合は、他市町村に対して、応援・協力を求める。

(3) 事前広報の実施

保健衛生対策の実施にあたっては、「日立市報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

- ア 指定避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 指定避難所等における手洗いの励行

2 食品の衛生監視

震災時には、停電や断水などによる冷凍機器の機能低下や飲料水の汚染等により食料品が腐敗、汚染されることが考えられる。

このため、日立保健所の食品衛生監視員は、食品の安全確保を図ることとなっている。

保健福祉部長は、本部長の指示があったとき、若しくはその必要があると認めたときは、日立保健所に対し食品の衛生監視を要請する。

なお、日立保健所長の指揮のもと、食品衛生監視員は以下のような活動を行う。

- (1) 救護食品の監視指導
- (2) 飲料水の衛生指導
- (3) 弁当製造業者その他食品関係営業者の監視指導
- (4) その他食料品に起因する危害発生の防止

3 その他の保健衛生対策

- (1) 巡回栄養指導

市は、管理栄養士や保健師等が主となり、日立保健所その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、指定避難所・被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活に関する栄養バランスについての適切なアドバイスを行う。

- (2) 健康診断

市は、日立保健所、日立市医師会、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、震災の被害を受けた市民の健康的な生活を取り戻すため、指定避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施する。

これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り医療機関への受診促進を図る。

- (3) 入浴機会の確保

市は、日立保健所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、指定避難所の被災者及び内風呂の使用が困難な被災者の入浴機会を確保し、良好な衛生状態の維持に努める。

具体的には、その都度、可能な方法によるが、例えば自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置、開設可能な公衆浴場への燃料の斡旋とタンクローリーによる水の補給等により行う。

第 23 節 遺体の搜索・収容・埋葬

担 当	責 任 者	保健福祉部長	※ 要搜索者名簿の作成、安否確認の照会受付までの業務総括
		消防長	※ 行方不明者及び遺体の搜索
		市民生活環境部長	※ 遺体の検案、遺体の収容・埋葬火葬に関する協力
		関係各部長	※ 所管事務に基づく協力
	班	保健福祉部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班、衛生班、関係各部各班	
	関係機関	自衛隊、茨城海上保安部、県（防災・危機管理部、保健福祉部）、日立警察署、日立市医師会、日赤茨城県支部、消防団	

第 1 実施機関及び実施時期

活動項目
1 実施機関
2 対策実施上の時期区分

1 実施機関

死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、本部長の指揮のもとに行う。

ただし、災害救助法を適用したときの死体の処理については知事が行ない、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市が行う。

市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

2 対策実施上の時期区分

市域を震度 6 弱以上の地震が襲った場合における「遺体の搜索・収容・埋葬」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の 3 つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措 置 の 目 安
災害発生直後の緊急措置 (第一次対策)	災害発生後 7 日目まで	○指定避難所等における「要搜索者名簿の作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握 ○遺体の搜索・収容・火葬に必要な人員、資機材等並びに処理のための施設の確保 ○遺体の搜索・遺体安置所への収容 ○収容された遺体の検案・火葬（期内完了目標） ○市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の搜索・収容・火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報並びに相談受付業務
第二次対策（指定避難所開設期間）	災害発生後 8 日目以降 14 日目まで	○第二次対策計画の実施 ※ 要搜索者名簿に基づく搜索 ※ 発見された遺体の遺体安置所への収容

		※ 収容された遺体の検案・火葬 ※ 市民合同葬の実施 ○第二次対策計画に関する広報、相談受付業務
第三次対策（指定避難所閉鎖以降）	災害発生後 15 日目以降	○第三次対策計画の実施 ※ 要搜索者名簿に基づく搜索・収容・埋葬 ※ 行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討 ※ 合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 ○第三次対策計画に関する広報、相談受付業務

第 2 実施内容

活動項目	
1 市の役割	5 遺体の収容・安置
2 対策実施前の準備措置	6 埋・火葬
3 搜索依頼・届出の受付等	7 その他
4 搜索の実施	

1 市の役割

遺体の搜索	遺体の収容・埋葬
○指定避難所等における市民への聴取その他に基づく行方不明者リストの作成 ○被災地における搜索作業の実施 ※ 災害救助法適用後は、知事の補助機関として行う。	○検視又は検案を終えた遺体の一時安置所への輸送 ○遺体の身元確認 ○遺体の火葬並びに仮埋葬措置 ○身元不明遺体の遺骨の保管 ○その他身元不明遺体の処分

2 対策実施前の準備措置

(1) 遺体処理体制の確立

保健福祉部長は、市民生活環境部長、消防長その他関係各部長、日立警察署、その他の関係機関と連携・協力し、以下の手順により遺体処理体制を確立する。

ア 近隣斎場の被害状況を把握し、斎場の確保に努める。

イ 消防部その他関係各部、自衛隊、日立警察署、その他の関係機関等と連携・協力し、遺体搜索のために必要な資機材、要員並びに遺体検案のための遺体安置所、火葬までの一時安置所等を確保する。

ウ 市内葬祭関係業者等に協力を要請し、収容・保存等のために必要な棺、ドライアイス、その他の資材搬送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する。

エ 「遺体数」が市で確保した近隣斎場の処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて収容・処理に関する広域的応援体制の確立、応援派遣の実施を要請する。

(2) 遺体処理実施計画の策定

市民生活環境部長は、被害の状況に応じて以下の項目を骨子とする「遺体処理実施計画」を策定する。

ア 処理すべき遺体の推定

要捜索者名簿、住宅の全・半壊数その他の被害状況資料等による。

イ 遺体安置所・一時安置所の確保

関係各部及び県（警察その他）との協議・協力により、市をいくつかの区域に分け、各区域に 1 箇所以上の遺体安置所・一時安置所を確保する。

具体的な選定に際しては、広域処理支援体制との連携に留意する。

なお、遺体安置所・一時安置所は可能な限り同一場所とする。

ウ 遺体安置所・一時安置所における管理等

遺体安置所・一時安置所における納棺業務、管理業務等を適切に行うため、市の要員を配置するとともに、葬祭業者・民間警備会社等の協力を得る。

エ 処理に要する期間の目安

遺体の収容については 7 日目までに、埋・火葬については 14 日目までに、それぞれ完了させるよう努める。

(3) 他市町村・関係機関・団体等への応援の要請

遺体の捜索・収容・埋葬体制を迅速に行うため、必要な要員、資材、薬品及び火葬場その他の施設について、以下のとおり応援を要請する。

項 目	要 請 先 機 関 ・ 団 体 等
捜 索	自衛隊、県警本部（日立警察署）、茨城海上保安部
検 案	茨城県医師会、茨城県歯科医師会、日赤茨城県支部、日立市医師会
納棺・保存	市内葬祭関係業者、寺院、全日本葬祭業協同組合連合会
移動・搬送	自衛隊、全国霊柩車自動車協会
火 葬	県（保健福祉部）、県内他市町村、全日本葬祭業協同組合連合会

(4) 事前広報の実施

遺体の捜索・収容・埋葬対策にあたっては、市報等を通じて随時市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては、以下に掲げる点に留意する。

- ①行方不明者の捜索・収容における市民等の応援協力の必要性
- ②遺体安置所・一時安置所の設置場所に関する事項
- ③遺体の収容、検案、埋葬までに必要な手続に関する事項
- ④遺体の埋火葬計画に関する事項
- ⑤その他、遺体の処理に関する相談業務受付に関する事項

3 捜索依頼・届出の受付等

所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付及び要捜索者名簿の作成は、保健福祉部長が警察署と協力して、以下のとおり行う。

■ 搜索依頼・届出の受付の手順

- (1) 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。
- (2) 「届出」リストを、市（保健福祉部）に通報する。
- (3) 保健福祉部は、「届出」リストのうち指定避難所記録簿、医療救護班診察記録簿、その他市で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報、安否情報等により生存が確認されるものを除外し「要搜索者名簿」を作成する。

※ 行方不明搜索届出書 （資料編 資料 22-8）

4 搜索の実施

搜索は、要搜索者名簿に基づき、市災害対策本部が日立警察署、消防団、自衛隊その他の関係機関及び自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、以下のとおり実施する。

■ 搜索活動の手順

- (1) 搜索活動は、保健福祉部及び消防部が連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部長及び日立警察署長に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警察による検視を受ける。
- (4) 検視終了後の遺体は、指定された遺体安置所に集め、検案を待つ。なお、その間、所要の警戒員を配置し監視を行う。

5 遺体の収容・安置

保健福祉部長は、検案を終えた遺体について、日立警察署等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

■ 遺体の収容・安置の手順

- (1) 保健福祉部長は、市内の寺院、公共施設等遺体の安置（収容）に適当な場所を選定して、市をいくつかの区域に分け、各地域に 1 箇所以上の遺体の「一時安置所」を開設する。
なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。
- (2) 市内葬祭業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- (3) 死体検案書（写し）を引継ぎ、遺体処理台帳及び遺留品処理票を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理の上、引き渡す。
- (6) 遺体引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として、死体埋（火）葬許可証の発行手続をとる。

※ 遺体処理台帳 （資料編 資料 22-9）

6 埋・火葬

引き取り手のない遺体の取扱及び遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり市民生活環境部が応急措置として、遺体の火葬場への搬送を実施する。

なお、遺体の搬送については、民間葬祭業者等に依頼し行う。

■ 遺体の火・埋葬の手順

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に搬送する。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、所定の遺骨遺留品保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。
- (5) 遺体が多数若しくはその他やむを得ない事情のため、市の火葬場で処理できないときは、県に連絡し、県内他市町村火葬場の協力を要請する。
- (6) 身元不明の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。

この場合、1 年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

7 その他

市は、災害により茨城県及びその周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、搜索実施機関に協力し、茨城海上保安部は所属巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て搜索にあたる。

保健福祉部長は、収容した死体のうち、日立警察署と協力して身元が判明した者については、知事又は市長と連絡を密にし、所定の手続を経て遺族に引き渡す。

また、身元不明の死体については、日立警察署と協力して身元確認に努める。